

# 海外社会保障研究

SPRING 2002

No. 138

## 特 集：現代の規範理論と社会保障

特集の趣旨	後藤 玲子	2
社会保障への公共哲学的アプローチ —その歴史的・現代的サーヴェイ—	山脇 直司	5
ジョン・ロールズ — 正義の理論	塩野谷 祐一	14
センの潜在能力理論と社会保障	鈴村 興太郎	23
ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論	長谷川 晃	34
ジョン・ローマー：機会の平等アプローチと社会保障	後藤 玲子	43
ロバート・グッдин — 功利主義的社會設計	長谷部 恭男	55
リスク社会と再帰的近代 — ウルリッヒ・ベックの問題提起 —	今田 高俊	63

## 研究ノート

中国の公的年金保険制度の財政方式に対する検証 —都市部の賦課方式から部分的積立方式への移行を中心に—	鍾 仁耀	72
---	------	----

## 動 向

社会保障費用の国際比較 —Outline of International Data on <i>Cost of Social Security</i> by ILO—	勝又 幸子	85
---	-------	----



国立社会保障・人口問題研究所

---

# 特集：現代の規範理論と社会保障

## 趣旨

---

### 目的と基本的な問題関心

1968年6月から『季刊社会保障研究』にて「人と業績」シリーズが連載され<sup>1)</sup>、続いて1993年には『海外社会保障情報』にて特集「社会保障理論とその周辺—海外の研究者たち」が組まれました<sup>2)</sup>。今回の特集は、この流れにあって、社会保障をめぐる様々な論議の基礎となり、21世紀の社会保障改革を展望するにふさわしい現代の規範理論を紹介することを目的とするものです。本特集の基本的な問題関心は次のとおりです。はじめに、現代社会は次のような多元性に特徴づけられていると考えます。

- ① 目的の多元性：異なる複数の目的をもつ個人と集合体（ポジション・カテゴリー、組織・団体、地域共同体、政治的共同体、社会、万民の社会など）が存在する。
- ② 道徳判断の多元性：異なる複数の規範理論と異なる複数の道徳判断が存在する。
- ③ 自我的多元性：各個人は、異なる複数の集合やカテゴリーに属し、異なる複数の規範理論に直面することによって、異なる複数の目的と異なる複数の道徳判断を併せ持つ。

このような多元性のもとで、各々の個人や集合体は、共通に次のような問題に直面していると考えます<sup>3)</sup>。

### A. 資源分配（再配分）システムの設計に関する問題

1. メンバーに対して共通に保障すべき公共善のリストをどのように確定するか。
2. 公共善の保障（関連する諸財の生産・配分）に関して、メンバーの間にどのような権利・義務関係（便益・負担関係）を形成するか。保障すべき公共善の間にどのような重みづけを形成するか。

### B. 社会的な意思決定システムのあり方に関する問題

- A.の1.2.の問題に関する集合体の判断をどのような手続きで決定するか。すなわち、個々のメンバーの自律的な判断をいかにまとめ上げて、集合体の判断を導出するか。

留意すべきは、資源配分システムの対象となる公共善はかならずしもすべてのメンバーの利益と整合的であること、あるいはメンバー全員の総利益と整合的であることを意味するものではない点です<sup>4)</sup>。ある種の公共善は、特定のポジションあるいはカテゴリーに対してのみ価値をもち、それへのアクセスも自ずと限られたものであるかもしれません。極端な場合には全員の選好と矛盾するような判断が、公共善に関して構成される可能性があります<sup>5)</sup>。けれども大切なことは、構成される集合体の判断は、すべてのメンバーが一定のかたちで、一定の条件のもとで理的に承認しうるような判断でなければならないという点です<sup>6)</sup>。はたしてそのような判断は構成可能なのでしょうか。可能だとしたら、それはどのようなかたちと条件においてなのでしょうか。

### 本特集の射程と展望

現代の規範理論のなすべき仕事は、承認のかたちや条件を明らかにしながら、ひとびとが理的に承認しう

るような判断を理論的に構成してみせることです。各規範理論の提出する判断は、たとえそれがあらゆる事態を想定して形成された判断であったとしても、異なる理由を根拠として形成された他の判断によって覆される可能性を常に残しています。逆に、それがいかなる理由によっても覆されることのない判断であったとしても、起こりうる事態に関する想定が限られたものでしかない可能性を常に残しています。このような点に留意しながら、各規範理論の適用領域を限定し、限定された領域に関する部分的評価を形成すること、それらを互いに整合化し、福祉国家の基礎とすべき開かれた判断体系を形成することが重要となるでしょう<sup>7)</sup>。ここで「開かれた」とは、未だ評価しない領域が残されていることを意味すると同時に、どの領域が残されているかが明示的であり、今後付加していく際の課題があきらかであることを意味します<sup>8)</sup>。

本特集は、このようなプロセスを経て吟味されたいいくつかの規範理論——序論(社会保障への公共哲学的アプローチ)をはじめとして、ジョン・ロールズの正義理論、アマルティア・センの潜在能力理論、ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論、ジョン・ローマーの機会の平等アプローチ、ロバート・グッディングの功利主義的社会設計論、そして、ウルリッヒ・ベックのリスク社会と再帰的近代論の7つ——について、<この部分に関してここは譲れない>という主張を集めてみました。はたして、各々の規範理論の切り取り方はフェアでポイントを捉えたものであるか、はたして、これらの主張を相互に突き合わせることによって整合的かつ開かれた判断を構成することができるのか、といった問題は、引き続き検討課題として残されています。

また、本特集で収録した規範理論の多くは、自然的・社会的偶然の累積によってもたらされる社会的・経済的不平等の緩和・調整の必要性を認識し、市場競争制度を補完する資源配分システムを積極的に考案しようとするものです。けれども、「序論」で述べられているように、福祉国家の基礎となる規範的判断を形成するためには、これら以外にも、見落とすことのできない規範理論が数多く存在します。ひとの認識の限界と存在の可能性に関する深い洞察を基盤に、自由と制度の自生的展開を強調するフリードリッヒ・ハイエクの議論、自己の運命を引き受けて格闘しながら生きていく個々人の歴史的・個別的な生に注目するロバート・ノージックの議論、共同体の成員資格それ自体を基本的な財と見なして必要に応ずる分配を展開するマイケル・ウォルツァーの議論など。それらの議論の位置づけをきちんと確定する作業もまた、今後の課題として残されています。

本特集のベースとなるのは、「社会保障改革の理念と構造」プロジェクト(塩野谷祐一主査)と「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」プロジェクト(鈴村興太郎主査)との合同研究会です。厚生経済学、経済哲学、社会思想史、政治哲学、法哲学、社会哲学、社会学、社会保障法、比較憲法学、ゲーム理論、ジェンダー論など、研究会での報告経験者が継続的に参加する中で、プロジェクトは自生的な展開を遂げていきました。テーマも領域も多彩なメンバーに共通する特徴は、各自の専門に関して忠実であることでした。それぞれ一定の理論や方法、研究スタイルを携えており、その分野の<雄>あるいは<異端児>と見なされているひとも少なくないので、当然ながら議論は白熱します。矛盾する命題が出された場合に譲り合う姿はまず見られませんでした。でも幸運なことにそこには共有された一つの徳性がありました。それは、方法論的な、あるいは学問的なリベラリズムと呼ぶべきもの——「寛容(tolerance)」<sup>9)</sup>——です。すなわち、自分とはまったく異質な議論に素直に驚き、その真価を察知するや否や然るべき文脈に正当に位置づけようという姿勢、さらにそれを自分自身の領域に引き受け独自に展開させようという姿勢、このような専門に関する忠実さと異質な議論に対する寛容こそが研究会を持続し発展させる真の原動力となったように思われます<sup>10)</sup>。この場を借りて研究会にご参加くださいました方々に心より御礼申し上げます。

本特集は、かならずしも「現代の規範理論と社会保障」に関する研究の終結点を示すものではありません。むしろ本特集を契機として同テーマをめぐる議論が研究会の内外でさらに展開されていくならば幸いです<sup>11)</sup>。

- 1) 社会保障研究所編(1977)『社会保障の潮流：その人と業績』全国社会福祉協議会に再録.
- 2) 社会保障研究所編(1995)『社会保障論の新潮流』有斐閣に再録.
- 3) Aは設計されるシステムの内容に関わる問題であり、Bはシステムを設計する手続きに関わる問題です。前者は、市民的自由と社会・経済的自由の保障に関する問題、後者は政治的参加の保障、すなわち民主主義の問題と言い換えることもできます。
- 4) 経済学の公共財概念は、財の技術的な性格—消費における非競合性と非排他性—に基づくものであり、公共財から引き出される効用は、私的財から引き出される効用とまったく同様に、個々人の私的な選好体系の中に組み込まれると考えられています。それに対して、ここでいう公共善とは、個々人の私的関心とは異なる関心(例えば個々人の公共的判断に基づく社会の公共的判断)によって評価される点に本質的特徴があります。Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave, 1973, *Public Finance in Theory and Practice*, Singapore: McGraw-Hill Book Company (fifth edition 1989), pp. 56-7 参照。「メンバー全員の総利益と整合的であること」を要請する功利主義理論については長谷部論文参照。
- 5) これは(個々人の私的選好に関する)パレート効率性が達成されない状態です。ただし、かならずしもパレート効率性を満たさないような資源配分ルールを、(個々人の公共的判断に関する)パレート条件を満たすような集計手続きのもとで社会的に決定することは不可能ではありません。Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara, 2000, "On Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environments," Working Paper, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University 参照。
- 6) 「承認のかたちや条件」をいかなるものとするかについても多様な見解が存在します。すべての個人の意見を形式的に等しくカウントする多数決主義、高次原理に関する理性的・公共的な解釈を基盤とする立憲的民主主義、さらには真理の存在とその認識可能性を前提とするプラトン主義など。
- 7) はたして、整合的な判断を形成しうるのかは社会的選択理論の重要な課題となります。また、体系化を行う必要があるのかもまた方法論的な争点の1つです。さらに、「体系化」のあり方—緩やかさや柔軟性—についても、異なる議論が提出されています。
- 8) 例えばセンは、政策科学においては、選択肢を完全に比較する「順序」ではなく、比較不可能な部分を残す「準順序」がむしろ重要な意味をもつこと、また、対立する規範的判断を、想定される他の事態によって覆される可能性のある判断(非基本的判断)、あるいは、理性的に退けにいく他の理由によって覆される可能性のある判断(非強制的判断)のいざれかに読み替えたうえで、それらを組み合わせるという戦略を提示しています。鈴村・後藤、2001/2002 参照(鈴村論文の「参考文献」参照)。
- 9) 現代の本質的な特徴を<多元性>と捉え、「寛容(tolerance)」を方法論的にも理論的にも、そして実践的にも重視する論者の代表がジョン・ロールズです。Rawls, 1971, 1993, 1999(これらの参考文献については塩野谷論文の注1参照)。
- 10) そのような徳性ははたして個人に属するものか、研究会の場自体に属するものであるのか? 制度の自生的発展に対してひとの主体的意志や活動をどのように評価するかもまた、福祉政策のあり方を考える際の重要な論点の1つとなります。山脇直司(1999)『新社会哲学宣言』創文社、また、盛山和夫(1997)『制度論の構図』創文社参照。
- 11) 上述したプロジェクトの研究成果に関しては研究報告書(2002年4月)および『季刊社会保障研究』(38巻2号予定)を参照のこと。

(後藤玲子 国立社会保障・人口問題研究所)

## 社会保障への公共哲学的アプローチ —その歴史的・現代的サーヴェイ—

山脇 直司

---

### ■ 要約

公共哲学とは、従来の公私二元論に代わり、官・民・私の三元論を採用しつつ、政治や経済、その他もろもろの社会現象を理念的かつ経験的に考察していく学問である。本稿は、このような新しいアプローチによって、近代ドイツ、イギリス、日本における社会保障論の展開を体系的に再構成し、また現代の政治哲学的争点や厚生経済学のあり方にも光をあてる試みである。

---

### ■ キーワード

公共哲学、政府の官・民の公共性・私の経済、近代ドイツ・イギリス・日本、現代政治哲学、厚生経済学、経験的考察・理念的構想・実現可能性

---

本稿は、公共哲学という新たな学問が社会保障論にもたらしうる視座や論点を、近・現代の論議を再構成しながら提示していく試みである。

#### 1. 公共哲学の概念と二元論的公私観の脱構築

まず、公共哲学(パブリック・フィロソフィ)という多くの人にとっていまだ聞きなれない概念について説明することから始めたい。公共哲学とは、1950年代にアメリカのリップマンによって提唱され、その後1980年代以降、主として英語圏の社会学者(ベラーやサリバンなど)、政治学者(サンデルやウンドロープなど)、倫理学者(グッデンなど)によって、積極的に用いられ始めた学問名称であり、日本でもその名の下に数年前から大掛かりな学際的研究会が催され、シリーズも出版され始めている<sup>1)</sup>。そして、一口にこの学問を特徴づけるとすれば、国家や政府を「公」と企業の経済活動を「私」とそれぞれみなす従来の二元論的公私観に代わり、国家や政府によってのみならず、家族と

国家の中間領域における人々の社会的活動によつても「公共性」が担われるというパラダイムをコアとして、政治、経済、その他もろもろの社会現象を、理念的かつ経験的に考察していく学問と言うことができよう。したがって公共哲学は、「公的(public)」という形容詞を「政府的(governmental)」とほとんど同一視してきた従来の経済学とは決定的に異なる社会認識に立つ学問である。

#### (a) アーレント的・ハーバーマス的公共哲学の意義と限界

ここで、ガバメンタルとは区別されるパブリックについて、数十年來の欧米での議論を基に考えてみよう。欧米で「公共性(publicness、Öffentlichkeit)」という概念が論議されるきっかけになったのは、今日では古典と呼びうる二つの書、アーレントの『人間の条件』(1958)と、ハーバーマスの『公共性の構造転換』(初版1961、第2版1990)によってである。アーレントは、古代ギリシャのポリスの政治

に範を採りつつ、公共性を、独自性と共通性を重ね持つ人々の言語活動を通じて形成され、かつまた、万人に開示されている世界とみなし、このような公共性が近代の私有財産制や市場経済（彼女が「社会的」と呼ぶもの）の興隆によって消失しつつある現状を指摘しながら、その復権をうたう論理を開いた<sup>2)</sup>。彼女の書は、公共性を国家と個人の垂直な関係としてではなく、何よりも対等かつ異質な人々の活動という水平な関係としてとらえ論じた点で、画期的意義を持っている。それに対し、近代主義的な立場にたつハーバーマスは、古代ギリシャと異なる近代的公共性のあり方を、18世紀西欧における公権力としての国家と宮廷に対抗する市民（民間人）の公論に見いだし、国家的公に抵抗する市民的公共性という構図を、はっきりと定式化したのである。その上でハーバーマスは、19世紀以降、行政国家システムと貨幣経済システムの肥大化によって、市民的公共性を通しての公論形成が困難になっていく姿を、この書の後半部分でえぐり出した<sup>3)</sup>。

この書はその後、ハーバーマスが独自の社会理論を構築する間、忘れられがちであったが、東欧革命直後の1990年に出版された第2版の序文で、彼は、ヘーゲルやマルクスが経済社会という意味で用いた *bürgerliche Gesellschaft* とは峻別された *Zivilgesellschaft*、*civil society* という意味での市民社会を、「教会、文化的なサークル、学術団体、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動から、同業組合、政党、労働組合、オルターナティブな施設までに及ぶ自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係（アソシエーション）」（下線は筆者による）と定義しつつ、市民的公共性実現の場と規定した<sup>4)</sup>。ハーバーマスによれば、このような場における市民は、行政権力や貨幣経済システムの圧力に抗しつつ、「戦略的行為」と異なる「コミュニケーション的行為」に基づく討議によって、合意形

成をめざす理性的存在者とみなされる。そして実際、SPD（社会民主党）政権下のドイツで、このようなハーバーマス流の公共性観は、市民活動などにかなりの影響力を持ちえたと言ってよいだろう。

とはいっても、政府的公とは違う市民的公共性を浮き彫りにしたハーバーマスの公共哲学も、経済活動の公共的次元を考察する上では、アーレント同様に不十分なレベルに留まっている。古代ギリシャのポリスに範を採ったアーレントの場合、経済は、公共領域である人々の政治的活動と家庭という私的領域の中間にあたる社会的領域とみなされ、経済と公共性を関連づけて論じる端緒は全くと言ってよいほど見いだされない。ハーバーマスの近代主義的社会理論の場合も、経済の領域が市民社会から除外されてしまい、専ら市民的公共性と拮抗する貨幣経済のレベルでしか論じられない構造となっているのである。

#### (b) アダム・スミスの公共哲学

このようなアーレント・ハーバーマス流の公共哲学の不備はまた、彼（彼女）らがアダム・スミスの倫理思想ないし公共思想を（意図的に？）無視していることにも起因している。すなわち、18世紀後半のスコットランドで、スミスは、『道徳感情論』（1759）を著し、利己的経済活動の是非を「公平な第三者（impartial spectator）の共感（sympathy）」に委ねる議論を開いた<sup>5)</sup>。「神の見えざる手」によって人々の自由な経済活動が思いがけない成果をもたらすことを説いたスミスも、私的経済活動が国家によってではなく、普通の人々ないし市民によって公共的に正当化される必要性を決して忘れてはいなかったのである。したがって、今日の社会科学の教科書では私的とみなされることの多い経済活動も、スミスにおいては市民的公共性と切り離されて考察されるようなものではなかった。公共哲学が政治学的テーマのみならず、経済学的テーマとも結びつかなければならないことを喚起してくれ

る点で、スミスの道徳哲学は、明らかに公共哲学の古典の一つと言ってよい。もっともスミスにとって、分配的正義という意味での社会保障は主題になっていないという点で、彼は18世紀的限界に留まっていることは確かであり、第2章でみると、社会保障のための公共哲学の本格的登場は19世紀に入ってからであった。しかしその点を差し引いても、スミスの公共哲学は今日、アーレント的・ハーバーマス的公共哲学にはみられない「経済活動と公共的ルール」に関する視座を、われわれに提供してくれる。

### (c) 二元論的公私觀から三元論的視座へ —政府(官)の公・民の公共性・私的経済活動

さて、このように政治のみならず経済活動をも公共性の枠内でとらえることで、公共哲学は、経済学をはじめ多くの社会科学が前提としてきた従来の公私觀に修正を促す。すでに指摘したように、経済学の教科書のほとんどは「公」「官」と同等視しており、この事情は、公共哲学と名前の似ている公共経済学(*public economics*)という学問においても変わりない。公共経済学は、市場が最適な資源配分に失敗した場合、資源配分を政府に委ねることを解き(説き)明かす学問として自らを規定するからである<sup>6)</sup>。そしてそこでは、官=政府以外の経済活動は私的領域へと一括され、上述したような人々の公共活動は主題化されない。しかしこのような単純なパラダイムでは、社会保障の正統性(*legitimacy*)が人々の公共的判断に基づいていることを考察できないのである。したがって今や、こういったパラダイムに代わり<sup>7)</sup>、「政府(官)の公」と「人々(民)の公共性」と利潤追求をめざす「私的経済活動」を区別しつつ、その相互作用を論考するような公共哲学のパラダイムによって、社会保障問題やそれを克服する社会政策論への新しい視座が導入されなければならない。

では、このような新しい視座によって、近代の社会保障論やそれを包摂する社会政策論はどのように再構成されることになるのか、次にそれを、ドイツ、イギリス、日本の状況に即していちべつしてみたいと思う。

## 2. 社会保障の公共哲学—その近代的展開

### (a) ヘーゲル・シュタイン・歴史学派・オルド自由主義—近代ドイツ的展開

すでに触れたように、国家による社会保障が施行され始めたのは、19世紀以降のヨーロッパにおいてであるが、その始まりは、ビスマルク体制の新興国ドイツにおいてであった。そして実際に、それを支えるような社会政策論が、ドイツ語圏ではすでにドイツ国民国家成立に先立つ19世紀前半から展開されていたのである。

19世紀のドイツにおいて、国家による社会保障論が展開され始めたのは、国家から独立した経済社会を「市民(ブルジョア)社会」と呼び、それが、アダム・スミス的な予定調和ではなく、人々に弱肉強食をもたらすが故に、国家による救済措置が必要と説いたヘーゲルに始まると言ってよい。19世紀初めのヨーロッパ社会を考察したヘーゲルは、「欲求(ニーズ)の体系」としての経済社会=市民社会を成り行きに任せておけば、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなるような法則が支配し、人倫(制度化された倫理)は喪失する。しかるに、こうした経済社会の矛盾を、司法や福祉行政、職業団体のような非国家的中間団体などは克服できず、その克服は、「人倫(自由の実現態、制度化された倫理)の最高形態」とヘーゲルがみなす「立憲国家」に委ねられねばならない<sup>8)</sup>。これがヘーゲルのビジョンであったが、これを公共哲学という観点からとらえ直すならば、自由と公正を保障するところの理にかなった公共性と最低限の生活保障は、無限の内面性という次元を持つ人々(民)<sup>9)</sup>が最終的に承認する国家によって実現

され、優秀な官吏が支える政府がそれを具現化するというビジョンとして描かれよう。

このようなヘーゲルのビジョンは、その後、ヘーゲル左派やマルクスによって観念論的幻想と批判されたものの、ヘーゲル中央派に属するローレンツ・シュタインによって、確固とした福祉国家論へと発展した。フランス社会主義の研究から出発した若きシュタインによれば、個々人の生活は「人格的な要素」と「非人格的な要素」の衝撃と反撃から成り立つており、財貨獲得を主要目的とする経済活動は非人格的な活動そのものとみなされる。そして、非人格的な利害関係によって動く「社会」は、「個々人の人格的な意志の統一体」である「国家」によって克服されなければならない。個々人が人格的国家意志の形成と決定に参加する組織が憲政であり、憲政を具現化する措置が行政である。シュタインは、このような思想の下、社会問題解決のための包括的な国家社会科学を展開したのであった<sup>10)</sup>。それは当初、個々人(民)の一般意志に國家の正統性を求めるルソー的な民の公共哲学を、ヘーゲルに倣い、行政組織(官)の論理で軌道修正した形の公共哲学に基づいていたが、彼の晩年においては、後者の色彩(官の公の論理)が次第に濃くなっていたように思われる。

ドイツにおける経済学の分野で、このヘーゲル・シュタイン的なビジョンを担ったのは、シュモラーによる歴史学派ないし社会政策学派であった。この学派は、自由放任政策を是とするイギリスのマンチェスター学派と国内の社会民主主義勢力の双方に対抗しつつ、国家主導の経済政策によって人々の福祉の増大ないし保障をめざしたからである。とはいえ、公共哲学的見地からみると、この学派のビジョンは、ヘーゲルや若きシュタインと比べ、より一層、政府(官)中心の「温情主義的」色彩の濃いものであったことは否定できない。ヘーゲルや若きシュタインにおいては、個々人の人格の実現が立憲国家の正当性の根拠となるというテー

ゼの公共哲学が明示されていたのに対し、シュモラーにおいては、人々の風習やモラルを反映するような倫理的経済学が唱えられたものの、下から人々の意思を反映させていくようなビジョンは後退し、官(政府)主導の上からの温情主義的な社会政策を実施させていくビジョンが前面に打ち出されているからである<sup>11)</sup>。したがって、後述する福田徳三に影響を与えたブレンターノのような例外はあるものの、総じてこの学派においては、私的経済活動の弊害を除去するための政府(官)的公による社会保障を根拠づけるような「国家を支える個々人の公共性の哲学」は見いだし難く、そうした公共哲学の不在が、この学派をしてビスマルク流の社会保障論とよくマッチさせたゆえんであったようと思われる。

さて、この歴史学派経済学は、シュモラー亡き後、ワイマール体制下において、ハイパーインフレーションに対して何ら有効な策を打ち出せなかつたほか、カルテルやトラストを擁護し、さらにはナチの政策に加担するなどの失態によって、第二次大戦後は消失する。そしてそれに代わり、戦後のアデナウアーティ体制を支える公共哲学を提示したのが、オイケン、レプケ、ミュラー＝アルマックらに代表されるオルド自由主義であった。オルド自由主義は、「人格的自由」(オイケン)と両立しうる経済秩序を計画経済ではなく市場経済と考える点で、上述したドイツ的伝統ともを分かつ。しかし他方、夜警国家的な自由放任政策は採らず、市場経済が弱肉強食的なプロセスとなって多くの失業者が発生したり、カルテルやトラストの出現によって独占資本主義とならないように、国家が市場に介入する「秩序政策」や、企業における労働者の経営参加を容認し、そのような経済秩序を「社会的市場経済」と名づける。したがって、オルド自由主義においては、ミーゼスやハイエク流のネオ・リベラリズムと異なり、市場経済と社会保障が二律背反的にではなく、相互補完的にとらえられた。

その際、社会保障は、イギリスのビバリッジ報告に基づく中央集権的な社会保障制度に倣うのではなく、できるだけ協同的で地方分権的な連邦国家の単位で実施される「非プロレタリアート化政策」(レブケ)に基づいて考えられた。このような人々の人格の自由に基づき公共哲学に支えられ、戦後ドイツ経済は奇跡の経済成長を生むと同時に、保守政権下においても、社会保障制度は切り崩されることがなかったのである<sup>12)</sup>。そして、この伝統は、下からの社会運動や公共活動をより重視する社会民主主義政権においても、半ば引き継がれ、今日のドイツの社会保障制度を形づくっている。

#### (b) 積極的自由主義・フェビアン社会主義・ ビバリッジ報告とケインズ主義

##### —近代イギリス的展開

ドイツと比べ、先進産業国であったイギリスにおいては、19世紀前半に弱肉強食的な社会状況があらわになったにもかかわらず、社会保障を基礎づける公共哲学はなかなか生じてこなかった。確かに、19世紀前半のオーエンの社会主义思想は、労働者の福祉実現へ向けてインパクトを与え、労働組合成立の母体となったが、それはどこまでも社会運動のための主義主張という形のものであった。他方、アダム・スミスに始まるイギリスの政治経済学の伝統において、経済活動への政府の干渉はネガティブにとらえられることが多く、経済危機を自覚したマルサスですら、社会保障という考えには及ばなかったし<sup>13)</sup>、税改革を唱えたJ・S・ミル(彼はまさしく公共哲学者と呼ばれるにふさわしいが)ですら、社会保障という考えには至らなかった<sup>14)</sup>。そうした消極的態度を打破し、イギリスで初めて本格的に社会保障の哲学が打ち出されるのは、19世紀後半のトマス・ヒル・グリーンらの積極的自由主義者によってである。

イギリス経験論ではなく、ドイツ観念論、特にヘーゲルの影響を受けたグリーンの自由主義は、

人格の自己実現を最高善と考える点で、積極的自由主義と呼んでよい<sup>15)</sup>。「各自が欲しないことを強制されない自由」を最も重視する消極的自由主義とは異なり、グリーンにとって何よりも大切なのは、「人間各自の善意志の実現」であり、しかもそれは「公共の善」と両立可能なものでなければならぬ。個人の自発的な善意志の実現と公共善は対立せず相互に補完する性質のものであり、社会環境もこの双方の観点から改善されていくべきである。このような公共善の見地から、グリーンは、私有財産を神聖化するロック流の自由主義に反対して、私有財産制の無制限な自由を規制し、貧困にあえぐ労働者の生活改善(=自己実現の条件の改善)のために割り当てるような権利を国家に与えることを提唱した。そしてそれはまさしく、社会保障の公共哲学的基礎づけと呼ばれるにふさわしいものであった<sup>16)</sup>。

イギリスでは、このグリーン亡き後、19世紀末に労働者の社会福祉実現をめざす労働党が結成されたが、その思想的基盤となったのは、言うまでもなくフェビアン社会主義である。この思想の提唱者であったウェップ夫妻は、「救貧」ではなく「防貧」こそ緊急の政策課題とみなしていた。夫妻は、救貧法にみられる温情主義的な考え方を批判してその廃止を求め、代わりに、失業者の発生を予防するための基幹産業国有化政策のほか、国家による医療保険と失業保険制度の導入を主張した。このような社会政策の実施によって初めて、温情主義に陥ることなく、労働者の公共的モラルも改良されうると、夫妻は考えたのである<sup>17)</sup>。これはグリーンのような個人に焦点を合わせた緻密な公共哲学とは異なり、制度が階級に与える現実を重視し、その現実の変革をめざすプラグマティックな社会保障論であったと言えよう。そして実際にそれは、20世紀初めに、政権与党となった自由党のロイド・ジョージ政権の社会政策に、社会保険制度の導入などという形で影響を与えることになる。

しかし周知のごとく、イギリスにおける社会保障は、1942年のビバリッジ報告なくしては考えられないであろう。第二次大戦中に発表されたこの報告は、低所得者層に限らず、全国民が保険に加入する国民保険制度を提案し、それが戦後、正式に施行されることになったからである。そしてこうした社会保障制度は、「完全雇用」政策をめざすケインズ経済学によって補完されていく。自由放任政策の終焉をうたい、失業対策のために政府の市場介入政策を奨励するケインズ経済学は、ストレイチーらによって労働党の基本政策にも採り入れられ<sup>18)</sup>、「ゆりかごから墓場まで」という言葉に象徴される戦後イギリスの社会福祉政策を推進する原動力となったが、こうした公共政策は、上述した戦後ドイツのオルド自由主義と異なり、中央集権的な政府主導による所得配分政策という色彩の濃いものであった。そしてその行き詰まりが、1980年代のサッチャー政権による反動を呼び起こすのである。公共哲学という観点からみれば、こうした戦後イギリスの社会保障政策には、プラグマティックなレベルを超えた哲学的基礎づけがあったとは思われない。こうした福祉国家における哲学の貧困という間げきを突いて、ハイエク流の「反福祉国家の社会哲学＝新自由主義」<sup>19)</sup>が再評価され、「哲学なき経済学」の現状に飽き足りない多くの学徒を引き付けることになったのは皮肉と言えよう。

### (c) 福田徳三・河合栄次郎・大河内一男 —近代日本の展開

さて、近代日本における社会保障の公共哲学的基礎づけは、福田徳三に始まると言ってよい。若くしてドイツのミュンヘン大に留学し、歴史学派の中では最もリベラルな思想家であったL・ブレンターノに学んだ彼は、帰国後、社会政策学会の重鎮として活躍しつつ、1922年の大著『社会政策と階級闘争』で、社会政策の哲学的基礎づけを試みた。この大著で福田は、上述したシュタインの「国

家」と「社会」の意味内容を逆転させ、「社会」を人格が自己実現のために非人格的なものに対抗する運動の場としてポジティブにとらえ、その運動を「國家」が承認し、その要求を実現するという「社会－国家」観を打ち出す。そしてその際に特に重要なのは、人々の「生存権」確保のための戦いとその制度的承認である。このような観点の下、福田は、社会問題の解明と克服をめざす学問を「デモクラティック・サイエンス」と呼び社会政策の基礎とした<sup>20)</sup>が、これはまさしく、大正デモクラシーを追い風とする社会政策の公共哲学的基礎づけにはかならなかった。さらに彼は、マーシャルやピガーの厚生経済学が厚生問題をも効用や形式論理のレベルでとらえている点を「価格経済学」と呼んで批判し、改めて、個々人が生活世界全般の厚生の実現を国家が行う政策に反映させていくことを解明する学問として、「厚生経済学」を再定位したこと、忘れられてはならない<sup>21)</sup>。社会保障は、政府によって上から与えられるものではなく、下からの人々の要求や闘争によって国家に承認させるものなのである。

この福田と並んで、昭和初期に本格的な社会政策の哲学的基礎づけを試みたのは、河合栄次郎であった。1931年の大著『社会政策原理』において、河合は上述したグリーンとフェビアン社会主義に共鳴する形での社会政策論を提示する。河合によれば、社会政策学は、何が善であるかを考察する道徳哲学と、理想的社会について論考する社会哲学とによって基礎づけられる。19世紀以降勢力をもつた功利主義は快楽を善と等値し、それが最大化される社会を理想とした。これに対して河合は、グリーンに倣う形で、「人格の完成」へ向けて各自が努力することを善とし、それを可能とするような条件(制度)が整っている状態を理想的な社会とする。このような見地から、彼は、功利主義に反対するとともに、善の問題を階級闘争に還元するマルクス主義にも反対し、その上で、フェビアン社会主義に近いような社会政策論を提唱したのである<sup>22)</sup>。

だが、こうした河合の公共哲学的な社会保障論は、軍部によって弾圧されて実を結ばず、戦後もマルクス主義の台頭の前に、ほとんど創造的発展をみなかつた。そしてそれに代わって、大河内一男の「生産力主義」的な社会政策論が登場するのである。戦時の統制経済体制という悪条件の中、大河内は、生産力の増大と強力化こそ労働者や一般大衆の社会福祉を保障するものであると説き、さらにそのような発想の延長で、戦後も生産力主義的な社会政策論を唱えた<sup>23)</sup>。公共哲学的観点からみれば、彼のこうした理論は、戦時下と戦後の経済官僚(官の公)を勇気づける機能を演じた反面、福田や河合が強調した「個人(人格)レベルでの公共性の基礎づけ」という側面を消失させ、社会政策ないし社会保障論を唯物論化させてしまったように思われる。そしてそれは、戦後日本のキャッチアップ・ポリシーによくマッチし、社会政策や経済学における哲学不在を後押ししたと言っても過言ではないだろう。

### 3. 公共哲学の現代的展開・争点と社会保障の論拠

以上のように、公共哲学という観点から、近代の独・英・日の社会保障論や社会政策論を再構成した後で、最後に現代の状況をいちべつしたい。

#### (a) 功利主義vs政治的リベラリズム vs リバタリアニズム vs コミュニタリアニズム

1980年代以降、英語圏での政治哲学ないし社会哲学の争点は多岐にわたっているが、功利主義、政治的リベラリズム、リバタリアニズム、コムニタリアニズムという4大潮流における公共哲学的側面をラフスケッチしてみよう。すでに触れたように、功利主義が掲げる公共性の最高規範は「最大多数の最大幸福」であり、それがとりもなおさず「公共の福祉=正義」を意味すると功利主義は考え、そこから社会保障論を導出する。だが、この立場に

おいては、利己主義的・快楽主義的人間像が前提になっているほか、個人の権利と社会的効用の緊張関係が未決のままである<sup>24)</sup>。これに対して、ロールズに代表される政治的リベラリズムは、各自の公共的理性に基づく「重なり合う同意(overlapping consensus)」によって、個人の「自由権」と「社会権」を核とする正義の原理が導出されると考える<sup>25)</sup>。ただしロールズの構想にあって、このような「各個人の公共性」と「官(政府)の公」との相互作用を考察する制度論の展開は、いまだ抽象的レベルに留まっているように思われる。また、ノージックなどに代表されるリバタリアニズムは、個人間の契約に基づく「自由権」に絶対的価値を置き、社会保障などの「社会権」には重きを置かない<sup>26)</sup>。したがってこの立場においては、社会福祉のための公共哲学という側面はほぼ消失する。このリバタリアニズムと敵対するところの、エッティオーに代表されるコムニタリアニズムにおいては、権利よりも「責任」や「徳性」や「公共善」が人々の公共性を形づくると考えられている<sup>27)</sup>。しかしこの立場においても、「民の公共性」と「官(政府)の公」との相互作用の論理が十分に展開されているとは言い難く、社会保障論を開拓するには至っていないように思われる。

#### (b) 厚生経済学の公共哲学的方位づけのために

以上のように、現代の政治・社会哲学は社会保障の公共哲学のための十分な論理をいまだ提供しておらず、これは、「政府(官)の公」「人々(民)の公共性」「私的経済活動」の三元論的視座に立脚する公共哲学に託された今後の課題であろう。では、本稿を締めるにあたって、社会保障と密接な関係にある(るべき)厚生経済学の、公共経済学的ならぬ公共哲学的方位づけの可能性について付言してみたい。

厚生経済学は、ピゲーが「人間生活の改良の道具を探求する実践科学」として構想した学問<sup>28)</sup>であり、上述したように、その構想を1920年代に福

田徳三は生存権をはじめ「人間の生活全般の厚生」をめざす学問として公共哲学的に構想し直していた。しかるにその後、この試みは継承されることなくとん挫し、戦後においては、福田がまさに価格経済学と呼んだところの形式論理と効用主義に基づく学問へと形がい化した。この形がい化した状態はしばらく続き、その限界を乗り越えるとうたった公共経済学も、哲学不在のまま、効用主義と形式論理にとらわれ、福田のみならず、ピグーの構想の地平すら取り戻すには至っていない。そしてようやく近年になって、セン、塩野谷、鈴村、後藤らによって、個人ないし民の権利や公共性に基礎を置く厚生経済学の再構築の試みが始まったというのが現状であろう<sup>29)</sup>。私見によれば、この試みは本稿が提示してきた公共哲学的な観点によって補強されなければならない。そしてそれが従来のたこつぱ的な学問觀では遂行不可能なことは明らかであろう。上述したスミス、ヘーゲル、シュタイン、シュモラー、オイケン、レブケ、マルサス、ミル、グリーン、福田、河合といった学者は、おしなべて、包括的な社会科学觀をもとに、社会政策論ないし社会保障論を展開したのである。公共哲学は、基本的に学際性を前提とし、社会が現に「ある」姿の経験的考察と、「あるべき」理想社会についての理念的構想と、政策が実現「できる」可能性の洞察を、区別しつつも切り離さずに論考する学問である。かくして、公共哲学は、経済と政治のみならず、実証経済学と規範経済学を切り離して論じがちな経済学のあり方に軌道修正を迫るものとなろう。そのような学問觀の刷新を伴ってのみ、厚生経済学の公共哲学的方位づけは実効性を得ると筆者は確信している<sup>30)</sup>。

## 注

- 1) こうした大掛かりなプロジェクトとして、佐々木毅・金泰昌編 2001-2002『公共哲学』全10巻 東京大学出版会 参照のこと。また、それに先立つ 山脇直司・大沢真理他編 1998『現代日本のパブリック・フィロソ

フィ』新世社、をも重ねて参照していただければ幸いである。

- 2) Arendt, H., 1958, *The Human Conditions*, The University of Chicago Press. (アレント、志水速雄訳 1994『人間の条件』ちくま学芸文庫), 参照のこと。
- 3) Habermas, J., 1961→1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Suhrkamp. (ハーバーマス、細谷貞雄他訳 1994『公共性の構造転換』未来社), 参照のこと。
- 4) ibid. pp.45-50(同上XXXviiページ以下)参照。
- 5) Smith, A., 1759→1976, *The Theory of Moral Sentiment*, Oxford University Press. (スミス、米林富雄訳 1969-1970『道德感情論』上・下巻 未来社), 参照のこと。
- 6) このような定義が、オーソドックスな新古典派のみならず、住民運動重視の立場を採る宇沢弘文氏の1988『公共経済学を求めて』岩波書店、においても踏襲されているのは、いさか奇妙に思える。
- 7) 広井良典氏の1999『日本の社会保障』岩波新書は、全体として新鮮な観点で記された良書であるが、それでもなお、旧来の公私觀を踏襲している点で不満が残る。
- 8) Hegel, G.W.F., 1820→1970, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Suhrkamp. (ヘーゲル、藤野涉他訳 1967『法の哲学』中央公論社)の第3部を参照のこと。
- 9) なお、ヘーゲルが個々人の内面性や主体性を重視するカントの立場をその限界を指摘しつつも重視していたことは、『法の哲学』第2部から十分読み取れる。
- 10) Stein, L., 1850, "Der Begriff der Gesellschaft und die Gesetze ihrer Bewegung", in *Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*. Verlag von Otto Wigand. (ローレンツ・シュタイン、森田勉訳 1991『社会の概念と運動法則』ミネルヴァ書房), 参照のこと。
- 11) シュモラーに関しては、田村信一氏の1993『グスタフ・シュモラー研究』御茶ノ水書房、を参照のこと。なお、田村氏は、この優れた書の中で、非自由主義者という従来のシュモラー觀に反対し、自由を重んじたヘーゲルとシュタインの伝統上でシュモラーをとらえようとしており、基本的に筆者もこの見解に同意する。しかし、「個々人の公共性」の哲学的根拠づけという觀点からみれば、シュモラーは、ヘーゲルのみならず、シュタインからも後退していることは否めないようと思える。
- 12) オルド自由主義に関しては、拙稿 Yamawaki, N., 2001, "Walter Eucken and Wilhelm Röpke: A reappraisal of their economic thought and policy of ordoliberalism," in *The German Historical School*, edited by Y. Shionoya, Routledge, を参照されたい。

- 13) マルサスの政治経済論に関しては, Winch, D., 1987, *Malthus*, Oxford University Press. (ワインチ, 久保芳和・橋本比登志訳 1992『マルサス』御茶ノ水書房), 参照のこと。
- 14) ミルの公共政策論に関しては, Mill, J.S., 1848, *Principles of Political Economy with Some of Their Application to Social Philosophy*, Parker. の第5部(ミル, 末永茂喜訳 1963『経済学原理』5 岩波文庫), 参照のこと。
- 15) 積極的自由主義とは、この立場に批判的な消極的自由論者のバーリンによって名づけられた言葉である。 Berlin, I., 1969, "Two Concepts of Liberty", in *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. (バーリン, 福田鉄一他訳 1971『自由論』みすず書房), 参照のこと。
- 16) Green, Th.H., 1878→1950, *Lectures on Principles of Political Obligation*, Longman. (グリーン, 北岡勲訳 1952『政治義務の原理』駿河台出版社), 参照のこと。
- 17) Webb, S. and B., 1911, *The Prevention of Destitution*, London. (ウェッブ夫妻, 大日本文明協会事務所訳 1914『国民共済論』), 参照のこと。
- 18) Strachey, J., 1956, *Contemporary Capitalism*, Random House. (ストレイチー, 関嘉彦他訳 1964 東洋経済新報社), 参照のこと。
- 19) とりわけ, F.A. Hayek, 1973, *Law, Legislation and Liberty*, Vol.1, *Rules and Order*, London. (矢島釣次他訳 1976『法と立法と自由—ルールと秩序』春秋社), Vol.2, *The Mirages of Social Justice*, London. (ハイエク, 篠塚慎吾訳 1987『法と立法と自由I—社会正義の幻想』春秋社) を参照のこと。
- 20) 福田徳三 1926『社会政策と階級闘争』大倉書店, 参照のこと。
- 21) 福田徳三 1980『厚生経済学』講談社学術文庫, 参照のこと。
- 22) 河合栄次郎 1931→1968『社会政策原理』社会思想社, 参照のこと。
- 23) 大河内一男 1941→1969『社会政策の基本問題』青林書院新社, 参照のこと。
- 24) この問題は、グッдинのように公共哲学として功利主義を方位づける現代の論客においても、未決のように思われる。 Goodin, R.E., 1995, *Utilitarianism as a Public Philosophy*, Cambridge University Press. 参照のこと。
- 25) Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, および 1993, *Political Liberalism*, Columbia University Press, など参照のこと。
- 26) Nozick, R., 1974, *Anarchy, State and Utopia*, The Basic Books. (ノージック, 鳴津格訳 1859, 89『アナーキー、国家、ユートピア』木鐸社), 参照のこと。
- 27) Etzioni, A., 1997, *The New Golden Rules: Community and Morality in a Democratic State*, The Basic Book. (エチオーニ, 永沢幸正訳 2001『新しい黄金律:「善き社会」を実現するためのコミュニタリアン宣言』麗澤大学出版会), 参照のこと。
- 28) Pigou, A. C., 1932, *The Economics of Welfare*, Macmillan. (ピグー, 永田清監訳 1953, 54『厚生経済学』東洋経済新報社) 参照のこと。
- 29) 塩野谷祐一 1984『価値理念の構造:効用対権利』東洋経済新報社, 2002『経済と倫理:福祉国家の哲学』東京大学出版会, 鈴村興太郎 1998『権利・福祉・潜在能力—センの規範的経済学の基礎概念』『経済研究』Vol.49, No.3 岩波書店 pp. 193-203, 後藤玲子 2002『私的選好と公共的判断』佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』(近刊)などを参照のこと。
- 30) なお, 筆者の社会科学論として, 山脇直司 1999『新社会哲学宣言』創文社, 1998『パブリック・フィロソフィの再構想:学問論的展望のために』山脇他編『現代日本のパブリック・フィロソフィ』新世社 pp. 1-20, 2002『経済の倫理学』丸善(近刊)などを参照していただければ幸いである。  
(やまわき・なおし 東京大学教授)

## ジョン・ロールズ—正義の理論

塩野谷 祐一

---

### ■ 要約

本論文は、ロールズの正義原理のエッセンスを解説し、それが福祉国家の倫理学的基礎を提供するものであることを明らかにする。さらに、彼の理論の根底にある自尊を通ずる自律を達成するためには、社会保障制度が消極的なセーフティーネットから進んで、能力の開発と卓越の実現を目指す積極的なプログラムを持つべきことが指摘される。そのためには、制度を評価する正義の理論に加えて、人間存在を評価する卓越の理論が必要である。

---

### ■ キーワード

功利主義、原初状態、秩序ある社会、道徳的人格、福祉国家

---

ジョン・ロールズの『正義の理論』(1971年)は規範的倫理学に革命的な影響を及ぼした超一級の書物である。それは社会的正義の理論を体系的に展開したものであって、その内容は、カント的義務論と伝統的な社会契約論の再解釈を通じて、功利主義倫理学の本格的批判を意図したものである<sup>1)</sup>。

20世紀の前半、学問全般を支配した論理実証主義の下で、倫理学は学問としての存立の基盤を失ったと考えられた。その間、倫理学は道徳判断における概念や命題の意味、および道徳命題の正当化の根拠を問うといった方法論的な問題に自己を限定し、かろうじてメタ倫理学として賜天躋地の活動を続けた。ロールズの書物は倫理学の風景を一変させ、社会問題の規範的研究を爆発的に復活させることに貢献した。彼は道徳哲学の新しいパラダイムの確立に成功したのであって、今日、研究者は彼の立場に賛成するにせよ反対するにせよ、そのパラダイムに言及せざるをえないである。

しかもロールズは正義論の展開と拡充に当たって、単に抽象的な哲学の次元にとどまったのでは

ない。彼の問題設定は、民主主義社会の公共的文化に内在する価値理念を定式化し、そのような社会の基礎構造を支配する原理を構築しようとするものであった。その結果、彼の理論は道徳哲学だけでなく、政治哲学、法哲学、経済哲学などの広範な分野から論争を含む膨大な量の反響を生み出した<sup>2)</sup>。

われわれは以下において、ロールズの正義論の構成方法と中心的な命題を説明し(IおよびII)、その上で、社会保障制度にとっての理論的含蓄を解明する(III)。最後に、社会保障制度が彼の正義論を超えて展開されるべき方向を指摘する(IV)<sup>3)</sup>。

### I カント的構成主義のモデル

功利主義は、個々人の効用・厚生・幸福・福祉といった言葉で表される主観的満足の社会的集計値を最大にすることを指図する倫理学である。一見したところ、社会の幸福の最大化を謳う思想はもっともらしく見える。しかし、功利主義において

ては、第一に、効用や幸福の最大化のみが考えられていて、自由や権利や卓越といった価値がそれ自体で意味を持たない点、第二に、効用の集計値のみが考えられていて、個人間の分配の平等や不平等が考慮されていない点、第三に、集計値の一元的評価主体が想定されていて、異なる個々人の立場からの社会選択の過程が無視されている点、第四に、人々の効用を基礎とすることは、所与の状態からの発想であり、不利な環境に適応する諦念や他人に対する嫉妬や悪意を含む判断をもたらす点などは、功利主義に対する批判点として指摘してきた。ロールズの批判は、これらの功利主義の特徴の根底に、個々人を効用の生産者と見なし、人格としての個人の相違性を無視して、個々人の効用を社会の一元的な欲求の体系に解消するという基本的な観念があることに向けられている。彼の基本的な価値前提は、個々人が相違性を持った人格であり、手段としてのみ扱われるのではない目的としての人格であるという観念である。

ロールズは次のように言う。「各個人は正義に基づき不可侵性を持ち、社会全体の福祉といえどもこれを侵すことはできない。このため、ある人々が自由を失っても、他の人々がそれよりも大きな善を受け取るならば、自由の喪失は正当化されるということを、正義の観念は否定する。少数者に負わされた犠牲よりも、多数者によって享受される利益の合計の方が大きければよいということを、正義の観念は許容しない。したがって、正義の社会では、平等な市民の諸自由が確立されていると見なされ、正義の観念によって保障される権利は、政治的取引や社会的利害計算の対象にはならない」<sup>4)</sup>。彼の貢献は、功利主義に対して単なる批判を投げ掛けるのではなく、説明可能な論理的手続を通じて代替的理論を提起したことにある。

ロールズの正義論は、(A) 基礎理論、(B) 道徳理論、(C) 道徳判断の三者の間の整合主義的な構成によって成立する。社会契約論の方法は(A)から

(B)を導出する過程に相当する。(A)はいくつかの基本的な前提を含み、その内容がカント的であることから、この部分は「カント的構成主義」と呼ばれる。そして、導出された道徳理論が、民主主義社会において人々の持っている日常的な道徳判断と整合的であるかどうかを問う方法が、(B)と(C)との間の「内省的均衡」という考え方である。両者の間の関係に応じて、再び(A)自身が修正される。

(A)の基礎理論は、次の三つのモデルからなる。(イ)「自由・平等な道徳的人格」、(ロ)「秩序ある社会」、(ハ)「原初状態」。ロールズによれば、社会は公正な協同のシステムであり、社会がそうであるためには、社会の基礎的制度が正義の原理によって組織されなければならない。そのような正義の原理を見出すことが、ロールズにとっての課題である。議論を始める際には、その原理が何であるかは具体的にはまだ分らないが、かりにある原理が社会に受け入れられ、それに基づいて社会が組織されていたとすると、そのような公正な社会とそこでの人々の姿はどのようなものかを価値前提として設定することができると言えるのである。これが(イ)「自由・平等な道徳的人格」と(ロ)「秩序ある社会」とのペアの関係である。

具体的には、(イ)「自由・平等な道徳的人格」は善の観念(合理性)と正義の感覚(公正性)とを持ち、平等な尊敬と配慮を受ける権利を持つ。すなわち、彼らは一方で、自分の目的、関心、幸福の観念を合理的に追求する能力を持つとともに、他方で、公けに認められ、人々によって共有されている正義の原理を理解し、支持し、それに従って行動することができる。次に、(ロ)「秩序ある社会」は、正義の原理によって基本構造が構築されている社会であり、人々の間の社会的協同の理想的なあり方を体現していると考えられる。「道徳的人格」によって定義されたように、その社会では善の追求と正義の支配との共存、合理性と公正性との共存が特徴である。

このような社会を支配する正義原理を発見するための論理的方法が、仮想的な社会契約である。ロールズの独創的な手法は、「無知のヴェール」によって覆われた「原初状態」における「社会的基本財」の配分をめぐる社会契約である。これが(ハ)「原初状態」のモデルである。「原初状態」とは、人間が社会生活に入る前に、社会の基本的なルールを定めるために、全員一致の社会契約を行う仮想的な場である。そこで社会における個々人の権利・義務の総体を定める正義の原理が合意される。「原初状態」の考え方は、目標の姿としての(イ)と(ロ)が出てくるような条件を(ハ)によって設定するというものであって、いいかえれば、「自由・平等な道徳的人格」の住む「秩序ある社会」にふさわしい正義原理の導出のための条件を、「原初状態」という概念の中に論理的に設定するのである。

(ハ)の「原初状態」に関して、次の三つの点が重要である。第一に、道徳的人格における「合理性」の要素を表すために、「原初状態」では人々が善の追求をすることが許される。第二に、道徳的人格における「公正性」の要素を表すために、「原初状態」では「無知のヴェール」が支配し、人々が現実の社会において占める社会的・経済的地位、自然的資質や能力、知性や体力、選好・目的・関心・幸福のパターン、性・年齢・職業など、自分にかかるわるいっさいの知識が存在しないと想定される。「原初状態」では、人々は利己心に基づいて自分の利益を追求するという意味で、合理的個人であるが、「無知のヴェール」が人々を覆っているために、自分に特有の目的や利益を考慮することができない。その結果、人々は特定の個人の立場を超えて、道徳的観点に立った公正な個人として行動することになる。第三に、契約の対象とするものは「社会的基本財」であり、基本的諸権利と諸自由、移動の自由と職業選択の自由を通じる多様な機会、地位・職務に伴う権能、富と所得、自尊の社会的基礎の五つからなる。これらの財は、個人の具体的な選

好パターンがどのようなものであれ、人々が「自由・平等な道徳的人格」として善と正義の能力を發揮するために必要とされる一般的な財である。

「原初状態」の「無知のヴェール」の下で社会契約に参加する人々と、「秩序ある社会」における道徳的人格とを混同してはならない。道徳的人格は善と正の観念、すなわち「合理性」と「公正性」を持つが、契約参加者は善を追求するだけの合理的個人である。しかし、契約参加者は「無知のヴェール」の下に置かれることによって、その行動に公正性が賦与される。したがって原初状態における社会契約は利己的個人間の合意ではない。それは、道徳的人格が行うのと同じ選択行為を、合理性と公正性という二つの条件の合成によって示したものである。

ロールズによれば、いくつかの選択肢がある中で、社会契約の結果として「正義の二原理」が合意される。「無知のヴェール」によって制約された合理的選択は、私利私欲を働く余地がなく、特定の利害を代弁するものではない。自分が現実の社会において何者になったとしても困らないルールが合意され、不平を言い立てないルールが採択される。公正の条件下で正義原理が決定されるという意味で、このモデルはロールズ自身によって「公正としての正義」と名づけられている。これがロールズの理論のキーワードである。

## II 正義の二原理

ロールズの正義の原理は次の二つからなる<sup>5)</sup>。  
 第一原理 「各人は、平等な基本的諸権利および諸自由の十分に適切な体系に対して平等な請求権を持ち、この体系はすべての人々にとつての同様な体系と両立する。そしてこの体系の中では、平等な政治的諸自由およびその諸自由のみが、その公正な価値を持つことを保障されなければならない。」

**第二原理** 「社会的および経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならぬ。第一に、不平等は、公正な機会均等の条件の下で、すべての人々に開かれた地位や職務に結びついたものであること、第二に、不平等は、社会の最も不遇な人々の最大の便益に資するものであること。」

この定式化は、社会が政治的次元と社会的・経済的次元とからなるという見方を前提としており、第一原理は、前者の次元について、政治的自由を含む平等な基本的諸自由を主張し、第二原理は、後者の次元について、社会的・経済的不平等を承認するための条件を規定する。第一原理は、平等な基本的自由の原理と呼ばれ、第二原理は、(a) 公正な機会均等の原理、および(b) 格差原理(difference principle)と呼ばれる。そして第一原理は第二原理に優先し、第二原理の(a)は第二原理の(b)に優先すると主張される。基本的諸自由には次のものが含まれる。思想・良心の自由、集会・結社の自由、投票・政治参加の自由、その他。諸自由のうち、政治的自由については、政治過程に参加する上での平等な機会を保障するために、政治的自由の価値が個々人の間でおおよそ均等でなければならないと規定される。

「公正な機会均等」は「形式的な機会均等」とは異なる。「形式的な機会均等」においては、さまざまな個人間の自然的・社会的条件の違いを与えたものとした上で、人々の社会的・経済的成果は人々の能力と意志に依存するものとし、法的に平等な機会が保障される。それに対して、「公正な機会均等」においては、同じ能力と意志を持つ人々は、所得・資産や学歴や階級的出自といった社会的条件の相違にもかかわらず、確率的に同じような社会的・経済的成果を獲得できる見込みが保障される。

具体的に言えば、自由市場では、私有財産制の下で「形式的な機会均等」が保障され、能力主義

が支配する。その結果生ずる不平等は、確率的な偶然の作用を除けば、第一に、所得・富の初期的分配の違い、第二に、自然的資質の賦与・管理上の違いという二つの要因を強く反映する。それに対し、「公正な機会均等」の原則は、政策的に相続財産の過度の集中を排除し、教育の機会均等を保障することによって、所得・富の初期的分配の違いと、その格差の累積的拡大の影響を除こうとする。これは主として財政政策の課題である。公正な機会均等の原則に基づいてこのような公共政策がとられる根拠は、所得・富の初期的分配の違いは親の活動の成果であって、本人の能力や意志や努力とかかわりのない「社会的偶然」であるということにある。

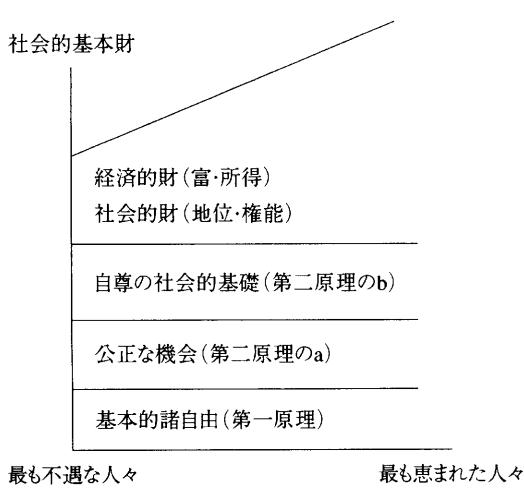
「公正な機会均等」の原則は、なお自然的能力の賦与・管理上の違いという「自然的偶然」の影響を排除していない。格差原理は、社会的・経済的成果の分配は人々の自然的能力の賦与や管理や維持の上で起こる偶然によって決められるべきではないという考えに立っている。もちろん、本人の素質、才能、意志、能力、健康は、単に与えられるものではなく、本人の後天的な努力に依存して向上するところが大きい。しかし、明らかに本人の意志や活動によらないリスクとハンディキャップを負った人々がいる。ロールズが正義原理の中で「最も不遇な人々」(the least advantaged)という概念を提起したのは、社会におけるこのようなリスクやニーズへの道徳的対応のためである。そしてこの考え方方が社会保障制度の根拠を与える。

ロールズは「社会的基本財」の中に「自尊」(self-respect)の社会的基礎という一見異様な概念を含めている。その意味は、二原理によって構成される社会では、結果的に人々の自尊の感情が平等に達成されるということであり、そのために個人の責めによらないリスクの補償のために社会保障の手段が用意されなければならない。自尊の概念はこのように彼の正義原理を締めくくると同時に、以下

で述べるように、「正義」の社会がさらに「卓越」の社会として展開されるための出発点を与えていた。

正義の二原理が適用されている状態は、次の図1のように示すことができよう。

横軸に人々を最も不遇な地位から最も恵まれた地位にまで並べ、縦軸に五種類の社会的基本財をとり、それらが人々の間でどのように分配されるべきかを示す。最初に政治的自由を含む基本的諸自由が平等に分配され、次に公正な機会が平等に分配される。この二つの条件の下で、社会的地位・権能といった社会的財、および所得・富といった経済的財の不平等な分配が成立するが、さらに第三の条件として、最も不遇な人々の社会的・経済的財が最も大きくなるように再分配が行われる。これが自尊の社会的基礎と呼ばれる基本財であるが、私はこれを社会保障によるセーフティーネットの提供と見なすのが分かり易いと考える。第二原理の(a)と(b)の措置を取ることによって、最も不遇な人々に配られる最低部分の高さは上昇し、社会的・経済的財の個人間分配の傾斜は以前に比べて緩やかになる。個人間には依然として右上りの格差が残るが、平等な基本的自由の原理、公正な機会均等の原理、および格差原



## 図1 ロールズの正義原理

理が充たされる限り、その格差は正当化される。

ロールズは『正義の理論』(1971年)の刊行後、説明の改訂、強調点の変更、論点の拡充などを行ったが、1985年の「公正としての正義は政治的であって形而上学的ではない」<sup>6)</sup>というマニフェスト論文以後、正義論の性格づけを大きく変更し、『政治的リベラリズム』(1993年)においてその再構築を図り、『公正としての正義—再論』(2001年)において最終的な叙述を残した。

変説後のロールズは、正義の二原理を包括的な  
道徳哲学の理論としてではなく、もっと限定された  
政治哲学の理論として提起しようとする。もともと  
彼の正義論は民主主義社会の制度的基礎を説明  
するものと考えられたが、民主主義社会は、包括  
的な宗教的・哲学的・道徳的理論の対立的共存に  
よって特徴づけられており、特定の包括的道徳理  
論が異なった包括的世界観を持つすべての人々に  
よって受け入れられる保証はない。そこで彼は民  
主主義における「公正な多元主義」を明示的に前  
提とし、みずから仕事は政治哲学の領域における  
「政治的リベラリズム」の主張であり、みずから  
の正義論は価値多元性と両立する「正義の政治的  
観念」であると宣言したのである。

しかし、ロールズがこのように正義論の性格づけを変更しようとしたにもかかわらず、「道徳的人格」「秩序ある社会」「原初状態」というモデルの内容には変わりはないし、正義の二原理そのものにも変わりはない<sup>7)</sup>。

### III 福祉国家の理論

ロールズは社会保障制度のために正義論を開いたのではない。彼自身は、民主主義の根底にある政治的リベラリズムを定式化したと考えている。しかし、上で触れたように、彼の正義の二原理は、政治的・経済的・社会的の三つの次元を網羅しており、かつて政治制度のみを対象としたも

のではない。それはむしろ「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の制度からなる福祉国家を対象としたものである。この三つの制度は、T. H. マーシャルが言うように、18世紀における市民的権利、19世紀における政治的権利、20世紀における社会的権利の発展の累積的結果である。第一原理は政治的自由を規定し、第二原理は公正な機会均等とセーフティー・ネットを規定したものであり、最後に格差原理によって承認される経済的・社会的格差は、民主主義と社会保障とによって制約された資本主義の帰結である。このような視野の下で、正義原理の制度的含蓄をいくつかのテーマに絞って論ずることにしよう。

### (1) 保険システムとしての社会保障

「最も不遇な人々」への配慮は、社会保障制度の核心である。社会には病気、障害、貧困、失業、幼児、老齢、要介護など、生活の困窮をもたらしたり、他人に依存せざるをえないさまざまなりスクやニーズがあり、これらが個人の責任を超えた社会的および自然的な恣意の力によって生み出される場合、正義原理は、「保険」という社会的な仕組みによってこれらのリスクに対処することを主張する。なぜなら、「無知のヴェール」の下では、人々は自分が実際に不遇な地位に置かれることを予想しなければならず、リスクに対する防衛として保険の掛け金を拠出することに同意するからである。

実際にリスクに直面し、不遇な状態に置かれる人々はこの協同の仕組みによって救済され、そのような人々でさえこの社会が生きるに値するものとして、自尊を保持することができる。逆に、幸運にもリスクから免れた人々は、安心と安全のサービスを享受すると同時に、その仕組みの運営のための財源を提供することになる。結果として、有利な地位の人々から不遇な地位の人々への所得移転がなされるが、前者が一方的に負担し、後者が一方的に給付を受けるということではない。保険契

約のルールにしたがって、全員が負担し、全員が便益を受けるのである。負担をしているだけのように見える人々の有利な立場は、恵まれない人々に対して提供されることになった拠出金と交換に得られたものであると解釈される。

社会契約主義に基づくロールズの正義原理は本質的に「保険」の理論である。そして「保険」としての社会保障制度は、一方的な「慈善」でも「強制」でもなく、「互恵」という意味での社会連帯に基づくことが明らかになる。その際、社会保障制度への掛け金が保険料か税金かの区別は本質的な問題ではない。

### (2) 財産所有制民主主義

正義の二原理の構造と経済・政治・社会の構造との対応関係が示すように、ロールズの正義論の真価は、形式的市民権および公正な機会均等から区別される格差原理を要請したことにある。上述のように、それは社会保障制度を導く。ところが、ロールズは、自分の理論はいわゆる「福祉国家的資本主義」(welfare-state capitalism)を支持するものではなく、むしろジェームズ・ミードのいう「財産所有制民主主義」(property-owning democracy)に適合すると述べている<sup>8)</sup>。このことの問題点を明らかにしなければならない。

ミードもロールズも、「福祉国家的資本主義」とは、資本主義における物的および人的資本の不平等分配を所与として、それがもたらす所得の不平等を緩和するために、国家が事後的に再分配的な課税と移転を行う体制であると考える。それに対して、「財産所有制民主主義」とは、国家が事前に資産の分配の不平等を軽減し、人的資本への投資機会をより平等にすることによって、市場が生み出す不平等を小さくするというものである。具体的には、相続税制、教育制度、貯蓄制度、政党公費制度などである。この体制では、人々の稼得能力と私有財産とが広くかなり平等に分配される。ところが、

「福祉国家的資本主義」におけるように、人的および物的資本の分配が不平等に行われ、相続を通じて継承されていく場合には、格差原理を具体化する社会保障は適切な基礎前提の上に立っているとはいえない。

「福祉国家的資本主義」が以上のようなものであるならば、ロールズの理論がそれと一致しないことは明らかである。「財産所有制民主主義」という用語は必ずしも分かり易くはないが、それが意味する体制の要点は、社会主義ではないという意味で、私有財産を基礎とする資本主義を前提しながら、財産所有を民主主義によって統御するというものである。われわれは「資本主義・民主主義・社会保障」という三層の制度全体を「福祉国家」と呼び、この三層に対応して「平等な基本的自由・公正な機会均等・格差原理」というロールズの正義原理を理解しているから、正義原理の制度的対応物を「福祉国家」と見なすことは許されるであろう。

問題は、格差原理の前提となる「平等な基本的諸自由」と「公正な機会均等」という二つの理念的要請に基づいて、物的および人的資本の不平等分配を十分に軽減するように、さまざまな公共政策を動員しなければならないということである。単にリスクに直面した不遇な人々を社会保障によって救うことだけが福祉国家の機能ではなく、社会保障が資本主義および民主主義と連携して初めて、福祉国家の積極的な機能が果たされるのである。

### (3) 社会的共同資産としての能力

公正な機会均等のための諸政策は、形式的な機会均等の下で起こる「社会的偶然」および「自然的偶然」の影響のすべてを排除することはできない。物的財産の不平等は相続税制や所得税制によって軽減されるが、人的資本の不平等分配は、機会均等の教育制度によって才能の開発・向上を図る形で対処されるにとどまる。そこで格差原理はさらに進んで、「自然的偶然」が個々人に対してもた

らす不均等を保険の仕組みを通じて調整しようとする。たしかに社会保障はストックではなくフローのレベルにおいて「自然的偶然」の影響に対処することになるが、格差原理に基づく社会保障は、人的資本ストックの不平等分配を抑制するという「財産所有制民主主義」の機能を果たすのである。

格差原理の考えによれば、自然的才能に恵まれた人々が有利な経済的および社会的地位に就きるのは、不遇な地位の人々の状態を改善する限りにおいてである。したがって、格差原理が充たされる状態は、全体のパイが減らない条件の下で、「最も不遇な人々」の地位が最も高められている状態である。これは、社会保障制度の下で、いわゆる社会的弱者の救済のために、結果的に事故を免れた人々からの所得移転が生ずることを意味している。

ロールズはこの事態の解釈として、自然的才能の分布は偶然であって、道徳的に容認しうる与件ではなく、自然的才能の配分が社会的管理の対象にならなければならないと考える。これが才能のプーリングなしし才能の社会的共同資産という考え方である。この考え方には、社会的偶然要因の場合にせよ自然的偶然要因の場合にせよ、一部の人々にプラスをもたらす要因を規制し抑制しようとするのが狙いではない。社会保障は「最も不遇な人々」ないし「社会的弱者」が遭遇しているリスクに対する「保険」としてのセーフティー・ネットであつて、プラスの偶然要因に恵まれないばかりか、マイナスの偶然要因に襲われている人々の救済が主題である。リスクのプーリングとしての保険機構の当然の帰結として、事故の発生した不運な人々に対して、事故の発生しなかった幸運な人々から掛け金の移転が起こる。才能のプーリングと言えば刺激的であるが、それは人的資本を社会化したり、才能ある人々にペナルティーを課すことではなく、「無知のヴェール」を前提とした確率的リスクのプーリングの半面を表すにすぎない。公正な社会

における社会保障制度は、公正な社会的協同への参画を前提として、確率的リスクのブーリングすなわち保険の仕組みとして合意されるのである。

#### IV 正義の社会から卓越の社会へ

社会保障制度はセーフティーネットであるといわれる。しかし、この表現は多分に、社会保障はリスクに対する消極的、事後的、ミニマムな対応であるかのような印象を与える。ロールズの正義論も、「最も不遇な人々」の救済という局面のみに着目するならば、そのような解釈を導きかねない。しかし、彼の議論の出発点となっている「道徳的人格」の概念を改めて反省するならば、いっそう動態的・積極的な社会保障のあり方が得られるであろう。それは人間の能力を開発し、優れた活動を生み出すようなポジティブな社会保障である。そしてこのような制度のあり方を説明する倫理学は、正義の理論ではなく、卓越の理論である<sup>9)</sup>。

卓越すなわち「徳」の倫理学は、人間の存在を評価対象とする。それは人間の行為を対象とする「善」の倫理学、および社会の制度を対象とする「正」の倫理学と並ぶ第三の体系である。徳の倫理学は卓越主義として定式化される。これによれば、「良き生」は人間本性を構成するさまざまな特性を発展させ、さまざまな成果を高い水準において達成することである。成果の達成はさまざまな社会活動の領域において求められ、具体的には、経済、政治、学問、芸術、技術、文化、道徳などである。これらの領域には、それぞれ異なる客観的基準があって、活動の成果はそれに従って評価されるが、卓越の最も顕著な形態は「イノベーション」(革新)を生み出すことである。革新は評価基準そのものの創造的破壊である。

ロールズが基礎的な価値前提として設定した「道徳的人格」は、善の観念(合理性)と正義の感覚(公正性)とを持ち、平等な尊敬と配慮を受け

る権利を持つ「自律」の主体である。またロールズにおいて、道徳的人格への能力を実現させ向上させる「基本財」の中で、最も重視されるのが「自尊」である。「自律」と「自尊」との関係こそが、卓越主義を基礎づけるのである。カント的な道徳的人格を前提とする場合、自律は人間が理性的存在であり、かつ道徳立法の主体であること、すなわち合理性と公正性とを充たすことを意味する。こうした自律の観念の下では、自己決定への権利は義務を伴う。その義務とは、陶冶を通じて人格と能力を高めること、すなわち卓越を達成することである。

徳の理論としての卓越主義は、学問・芸術・文化の領域におけるエリート主義と同じものではない。それはあらゆる人々の自己実現の義務の行使を意味する普遍主義的なものである。卓越は公共財的性質を持つ。卓越の実現によって、自分の努力が他の人々によても評価され、他の人々自身の善と見なされることが、自尊を生むのである。自尊が最重要的基本財であるのは、それがなければ、社会の中で人生を送る意欲、すなわち生き甲斐が失われるからである。卓越はあらゆる人々の生き甲斐と結びついている。このような倫理学の立場をリベラルな卓越主義と呼ぶ。

正と善の観念を持つ道徳的人格は、単に自尊への権利を持つだけで自尊や生き甲斐を達成できるのではなく、みずからの努力によって自己実現を図るという義務を伴わなければならない。卓越への努力は義務である。以上のことから、自律は卓越を生むことによって初めて自尊を確保する。自律と自尊は卓越を通じて連結し、道徳的人格を実現する。このように考えることによって、ロールズの正義の理論は卓越の理論を導き、「リスクへの対応」としての消極的な社会保障にとどまらず、「自己実現の機会」を創造する積極的な社会保障への道を開くのである。この段階において初めて、社会保障制度は国民がみずから守るべき公正な協同

の仕組みとして意識されるであろう。そのような制度的仕組みの下で、ロールズの「正義の社会」は「卓越の社会」に高められるであろう。

注

- 1) ロールズの著作は次のとおりである。John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971; Revised ed., 1999. (以下ではこの初版を *TJ* と略記。) *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 1993. (以下では *PL* と略記。) *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999. *Lectures on the History of Moral Philosophy*, edited by Barbara Herman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2000. *Justice as Fairness: A Restatement*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2001. (以下では *JAF* と略記。) 彼の主要な論文を収録したものは、次の書物である。*Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999.
- 2) ロールズの正義論をめぐる文献は膨大であるが、体系的なアンソロジーとして次を参照。Henry S. Richardson and Paul J. Weithman (eds), *The Philosophy of Rawls: A*

*Collection of Essays*, 5 vols, New York: Garland, 1999.

- 3) ロールズの正義論についての日本語研究書としては、塩野谷祐一『価値理念の構造—効用対権利』東洋経済新報社, 1984年, 渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方』増補新装版, 春秋社, 2000年を参照。またロールズの正義論による社会保障制度の基礎づけについては、塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』東京大学出版会, 2002年, 第6章を参照。
- 4) Rawls, *TJ*, pp. 3–4.
- 5) Rawls, *PL*, pp. 5–6. 二原理の表現は『正義の理論』の初版、改訂版、『政治的リベラリズム』、『公正としての正義—再論』で少しずつ異なっている。
- 6) Rawls, "Justice as Fairness: Political not Metaphysical," *Philosophy and Public Affairs*, Summer 1985.
- 7) ロールズの変説をめぐる問題については、塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』第2章第4節を参照。
- 8) Rawls, "Préface de l'édition française," *Théorie de la Justice*, Paris: Éditions du Seuil, 1987. (川本隆史・米谷園江訳「『正義論』フランス語版序文」『みすず』1993年4月). *JAF*, pp. 135–8.
- 9) 卓越の倫理学については、塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』第3章第6節を参照。

(しおのや・ゆういち 一橋大学名誉教授)

## センの潜在能力理論と社会保障

鈴村 興太郎\*

---

### ■要約

センが提唱した潜在能力アプローチは、福祉的自由と行為主体性自由という2つの自由概念を中核に据えた福祉への新しいアプローチとして、厚生経済学と社会的選択の理論に新たな可能性を開拓した。本稿はこのアプローチの要点を簡潔に整理するとともに、発展途上国における社会保障プログラムを例示的に用いて、その射程距離を検討することを課題としている。

### ■キーワード

厚生経済学、社会的選択の理論、私的善と公共善、厚生主義、機能と潜在能力、ゲームとゲーム形式、福祉的自由、行為主体の自由、慢性的貧困、突発的困窮

---

### 1. はじめに

厚生経済学の歴史のなかで1970年代の初頭はひとつの重要な転機として記憶されることになるはずである。社会システムと経済メカニズムの【正】と【善】をめぐる価値判断を、科学としての経済学の領域外に一挙に放逐したバーグソン＝サミュエルソン学派の【新】厚生経済学[Bergson (1938); Samuelson (1947, Chapter VIII)]は、アローの『社会的選択と個人的評価』[Arrow (1951/1963)]が確立した一般不可能性定理によって激しくその基礎を揺すぶられつつも、1960年代を通じて支配的な影響力を保持し続けていた。だが、1970年代の初頭に道徳哲学の復活をもたらしたロールズの『正義論』[Rawls (1971)]と、アローが創始した社会的選択の理論に新たな命を付与したセンの『集団的選択と社会的厚生』[Sen (1970)]が相次いで登場したことによって、規範的経済学の問題領域は大きな地殻変動を経験した。ピグー[Pigou (1920)]の【旧】厚生経済学を破綻させたロビンズ[Robbins

(1932/1935)]の批判以来タブー視されていた厚生の個人間比較に依拠する【正】と【善】の理論さえ、スッピス[Suppes (1966)]が端緒を開き、セン[Sen (1970, Chapters 9 & 9\*; 1977a)]が操作性に優れた理論的フレームワークにまで洗練したExtended Sympathy Approachを駆使することによって、精緻な理論的展開が可能になった。また、【新】【旧】の厚生経済学とアローの社会的選択の理論は、社会的厚生判断の情報的基礎を専ら経済政策の帰結から得られる効用ないし厚生に求める厚生主義(welfarism)によって共通に特徴付けられているが、ロールズの正義論と、センが1980年代の初頭以来精力的に開発してきた機能と潜在能力の理論[Sen (1980; 1985a; 1985b; 1999a)]は、厚生主義の拘束衣を脱ぎ捨てた規範的経済学の基礎付けの可能性を本格的に探究した試みとして、大きな波紋を広げたのである<sup>1)</sup>。

規範的経済学の理論的基礎に生じたこの地殻変動は、バーグソン＝サミュエルソン学派の【新】

厚生経済学がパレート効率性と完全競争的市場メカニズムの理論的関係—厚生経済学の基本定理(fundamental theorems of welfare economics)一の精緻化に専念している間に規範的経済学とのインターフェイスが非常に稀薄になっていた福祉国家の経済学と倫理学を、新たな観点から再検討する機会を提供してくれた。本稿は、センが開発した福祉概念への潜在能力アプローチの要点を簡潔に述べて、福祉国家の経済システムを再検討する基礎を固める目的で書かれている。

本稿の構成は以下の通りである。第2節～第5節では、センの潜在能力アプローチの基本的な理論構造を簡潔に解説して、このアプローチが構想する個人の私的【善】と公共【善】とのインターフェイス・メカニズムを明らかにする。第6節では、競争的市場メカニズムが制度的に未成熟な発展途上国経済を念頭に置いて、センの社会保障論の基本構想を解説する。最後に第6節では、残された問題と今後の一層の研究の指針を述べて本稿を閉じる。

## 2. 福祉概念への潜在能力アプローチ

センの潜在能力アプローチは、経済政策の目標とするにふさわしい【善】の観念と、その理性的な評価方法に関する新しい理論を提唱して、福祉の経済学と倫理学の基礎を構築しようとした野心的な試みである。

正統派経済学では、ある財に価値が認められるのは、人々が市場で対価を支払ってその財を獲得する意思を顯示するほどに、その財が主觀的満足(効用)をもたらす場合に限られている。ゴーマン＝ランカスターは、財の価値を人々の効用と直結させる正統派の理論的枠組みを修正して、財と効用のはざまに特性(characteristics)一財が客觀的に備える様々な望ましい性質一という理論的な中間項を挿入する考え方を提唱した。ゴーマン＝ランカスターの考え方によれば、ある財が価値を認められる理由は、その財を手にすれば人々が効用を認

める様々な客觀的特性の束に対する支配権を獲得できるという事実に求められるのである。潜在能力アプローチは、財と効用のはざまに新たに理論的な中間項を挿入する点では、ゴーマン＝ランカスターの特性アプローチと共通している。だがセンは、財を消費することから達成される私的【善】に関する的確な情報的基礎を求める観点から、理論的な中間項の選択方法に関しては、彼らとたもとを分かつのである。財に備わった客觀的特性は、それを用いてひとがなにをなし得るか、なにになり得るかというひとの存在(being)の善さ(wellness)に関する重要な情報までは、われわれに教えてはくれないからである。私的【善】に関する情報的基礎を求める場合には、人々が所有する財の客觀的特性に分析を限定するのは不適切であって、われわれの考察はその財を利用して人々が達成し得る生き方・在り方、すなわちひとの機能(functioning)にまで突き進まなければならないのである。このようにしてセンは、私的【善】を的確に記述するキャンバスとして、正統派経済学が採用する効用空間ではなく、財の豊富さ(opulence)を福祉概念と直結させる古典派的立場が採用する財空間でもなく、ゴーマン＝ランカスターの特性アプローチが導入した特性空間でもロールズの『正義論』が導入した社会的基本財(social primary goods)の空間でもなくて、人々の生き方・在り方の基本的な諸側面を列挙して生成される基礎的機能の空間を採用したのである。

財とそれに備わる客觀的な特性、財を用いてひとが達成する機能、財の利用によってひとが享受する主觀的満足=効用の間には[財⇒特性⇒機能⇒効用]という因果連鎖があって、「財と特性は機能に先立ち、効用は重要な意味で機能の後にくる」[Sen (1985a,邦訳p.22)]という関係がある。この因果連鎖のなかで、財とそれに備わる特性はひとが評価する生き方・在り方(機能)の物質的前件条件を提供するという意味で、重要な手段的意義を

担っている。だが、財とそれに備わる特性は、それ自体としてはひとの目的、すなわち私的【善】にはなり得ない。また、財の消費によってひとが享受する効用は、その財が彼／彼女の幸福や欲望充足にとって役立つことのひとつの主観的証拠であることは間違いない。だが、「食物に欠乏し栄養不良であり、家もなく病いに伏せるひとですら、彼／彼女が【現実的】な欲望をもち、僅かな施しにも喜びを感じるような習性を身につけているならば、幸福や欲望充足の次元では高い位置にいることが可能である」[Sen (1985a, 邦訳 pp.34–35)]。そのため個人の私的【善】の情報的基礎としてみれば、効用には致命的な欠陥があることになる。環境に適応して修正・改鑄された効用情報に依拠してひとの福祉に関する判断を形成すれば、人間生活の改善の道具を鍛えるはずの厚生経済学は、その志に完全に反して、抑圧と隸従のシステムを事後的に合理化する可能性さえ秘めていることになるからである。この事実に着目するからこそ、センは財と主観的な効用とのはざまに(ゴーマン＝ランカスターの特性にかわる代替的な理論的中間項として)機能の概念を挿入して、彼の理論の礎石とすることを選択したのである。事実、財の適切な利用によって達成できる機能に着目すれば、健康であること、疾病を免れること、早世を避けること、幸福であること、自尊心をもつてこと、コミュニティの生活に参加できることなど、ひとの福祉に密接に関連する生き方・在り方の様々な側面から、資源配分メカニズムのパフォーマンスを客観的な情報に依拠して理性的に評価する可能性が開かれることがあることになる。

### 3. 私的【善】の概念の構成方法

センの潜在能力理論において機能の概念が重要な役割を果たす理由はこれで明らかにされたものとして、次に説明を要する問題は、彼の理論の中枢に位置する私的【善】の観念の構成方法であ

る。福祉への新しいアプローチを意図する潜在能力理論の構想にとって決定的な重要性をもつ分析概念として、センはひとの潜在能力 (capability) という考え方を導入した。形式的に定義すれば、あるひとの潜在能力とは、彼／彼女がそのなかで選択を行うことが可能な機能の組み合わせの集合のことにはかならない。この集合に注目することによって、センはひとが自らの福祉を実現する自由度—以下では福祉的自由 (well-being freedom) と称する自由の程度—を表現しようとしたのである。『福祉の経済学—財と潜在能力—』に寄せられた「日本語版への新しくてびき」でセンが指摘しているように、「もし仮に、自由が手段としてのみ評価されなければ、潜在能力アプローチによる福祉の評価はその折々の潜在能力集合から選ばれた機能の組、すなわちひとが実現する機能の組の評価となら異ならないものとなるだろう。しかし、ひとの福祉にとって自由がなんらかの内在的な価値をもつと考えられる場合には、潜在能力集合の評価はそこから実際に選ばれた要素の評価とは必ずしも一致しない。問題の本質は、手段としての役割を越えて、すなわち自由がどのような実現形態をもつかを越えて、われわれが自由に価値を認めるか否かにある」[Sen (1985a, 邦訳 p.6)] のである。

財・機能・潜在能力の相互関連性を正確に把握するためには、センが描いてみせた理論的シナリオをたどってみることが役に立つ。あるひとが自由に処分できる財ベクトルの集合  $A$  が与えられたとき、 $A$  に属する財ベクトルを利用して彼／彼女が実現できる機能には、その財ベクトルの利用方法の選択次第で様々な可能性がある。例えば、自転車というひとつの財が与えられた場合でも、この自転車を友人とのサイクリングに利用する方法と、少し離れたスーパー・マーケットに買い物に行くために利用する方法とでは、同じ財を用いて実現できる機能に差があることは当然である。いま、このひとが選択可能な財ベクトルの代替的な利用方法の集

合を  $F$  と書けば、ある財ベクトル  $x \in A$  を  $f \in F$  という利用方法で活用するとき、彼／彼女は  $b = f(x)$  という機能を実現することができる。したがって、あるひとが支配権をもつ財ベクトルの集合  $A$  と、彼／彼女が選択可能な利用方法の集合  $F$  が与えられたとき、彼／彼女が潜在的に達成可能な機能の集合（潜在能力）は

$$C(A : F) = \{b \mid \exists x \in A, \exists f \in F : b = f(x)\}$$

で定義されることになる。

私的【善】—福祉—への潜在能力アプローチを構成するための最後のステップは、効用とは明瞭に区別される意味における評価 (evaluation) の概念を導入して、その役割を明らかにすることである。福祉への新しいアプローチであるとセンが自負する潜在能力理論は、ひとが享受する財貨の富裕とも、快樂ないし欲求充足の指標である効用とも区別された意味において、福祉をひとの生き方・在り方（機能）の【善】の指標と考える点に、その最大の特徴をもっている。ところで、「ひとの機能は多岐にわたるから、様々な機能を相対的に評価する」という問題が生じることは当然である。… 実のところ、評価することは福祉判断の不可欠な一部なのであって、潜在能力アプローチはこの問題に明示的に焦点を合せたものにはかならない。… 評価、なかんずく機能の評価に明示的に関心を集中することにより、[潜在能力理論が提唱する] 福祉へのアプローチは、われわれの無批判的な（なんらかの形式の効用に反映される）感情や、われわれの（実質所得に反映される）富裕の市場評価よりも、われわれの思想や内省に優先度を与えるのである。批判的で内省的な社会的存在としての人間に関心を集中する点において、[セン]のアプローチは、アリストテレス、スミス、マルクスによって先鞭をつけられた哲学的な立場に、深く根差すものとなる」[Sen (1985a, 邦訳pp.2-4)]。

ところで、評価が潜在能力アプローチにとって決定的な意義を担うことは承認するにせよ、福祉的自由に手段的価値のみを認めるのか、それとも内在的価値まで認めるのかに応じて、潜在能力アプローチの理論的定式化には依然として選択の余地が残されている。この論文では、潜在能力集合が  $C$  で与えられる場合に、集合  $C$  に属する機能の組み合わせ  $x$  を選択することを  $(x, C)$  と書き、この意味において洗練された機能概念に立脚した評価理論の基礎の上に、福祉への潜在能力アプローチを最終的に立ち上げるという構想を採用しておくことにしたい。この意味における評価とは、機能の組み合わせの集合を  $X$ 、潜在能力集合の集合族を  $K$ 、機能の組み合わせと潜在能力集合の順序対  $(x, C) \in X \times K$  で  $x \in C$  という条件を満足するものの全体の集合を  $\Omega$  とするとき、 $\Omega$  で定義される評価順序  $R$  のことにはかならない。2つの順序対  $(x, C), (y, D) \in \Omega$  に対して  $(x, C) R (y, D)$  が成立する場合には、このひとの評価によれば、機能の組み合わせ  $x$  を潜在能力集合  $C$  から選択することは、別の機能の組み合わせ  $y$  を潜在能力集合  $D$  から選択することと比較して、少なくとも同程度に望ましいことになる。このひとの評価がどの機能の組み合わせを最終的な帰結として選択するかという点に専ら関心を寄せるものであって、潜在能力集合には手段的な意義しか認めていない場合には、最終的な帰結としての機能の組み合わせが同一である限り、背景にある潜在能力集合が異なっていても2つの順序対は無差別であると評価されることになる。これに対して、このひとの評価がどの程度の福祉的自由が賦与されているかという点に専ら関心を寄せていて最終的な帰結としての機能の組み合わせよりも潜在能力集合の豊かさに内在的な意義を認めている場合には、潜在能力集合が同一である限り、最終的な帰結としての機能の組み合わせが異なっても、2つの順序対は無差別であると評価されることになる。この両極端に位置す

る評価方法—帰結主義的評価方法と非帰結主義的評価方法—の中間には、帰結と機会の両者にそれぞれ異なるウエイトを与える多様な評価方法のスペクトラムが存在することはいうまでもない<sup>2)</sup>。

#### 4. 公共【善】の概念の構成方法

現存する社会システムや経済メカニズムを批判的に精査して望ましい制度の在り方を理的に設計するためには、制度の性能を社会的な観点に立って評価する基準として、公共【善】の概念が必要とされることはいうまでもない。ところで、社会構成員の私的【善】がどのようなものであっても公共【善】は不变に留まるものとすれば、プラトン的実在説に結果的には加担して、社会構成員の私的【善】とは独立に客観的な公共【善】が実在することを超越的に想定することになってしまう。これに対して、ベンサムに発端する功利主義哲学は、公共【善】を主観的な私的【善】に依拠させる代替的なシナリオを導入して、公共【善】を主観的な私的【善】の合成物である—前者は後者の関数である—とみなす伝統の出発点となった。ピグーが創始した【旧】厚生経済学も、バーグソン＝サミュエルソン学派の【新】厚生経済学も、アローが創始した社会的選択の理論も、その他の点では全く異なる理論でありつつ、公共【善】を主観的な私的【善】の合成物(関数)であると考える点においては、おしなべてベンサムの功利主義的伝統を継承した理論であるといって差し支えないものである。

それでは、私的【善】を洗練された機能に対する評価—福祉—に見いだす潜在能力理論は、社会がその構成員に対して提供責任を負うべき公共【善】の観念を、社会構成員が自ら目標とする私的【善】とどのような理論的シナリオで結ぼうとしているのだろうか。社会を構成する個人の私的【善】から遊離することなく公共【善】の観念を構成する志向に関しては、センの潜在能力理論はベンサムからアローに到る理論的系譜を確かに継承してい

る。だが、センの潜在能力理論が構想する公共【善】と私的【善】とのインターフェイス・メカニズムは、前者を後者の合成物(関数)とみなす功利主義的な伝統と比較して、さらに精緻な仕組みをもっている。その仕組みのなかで重要な役割を果たす理論的な鍵概念こそ、福祉的自由(well-being freedom)と行為主体的自由(agency freedom)の概念なのである。以下ではこの仕組みに関するわれわれの理解を簡潔に説明することにしたい<sup>3)</sup>。

センが駆使する2つの自由概念のうちで、第1の福祉的自由の概念は前節で既に考察する機会があった。すなわち、与えられた潜在能力集合のなかで、ひとが自ら評価する生き方・在り方(機能)を選択的に実現する自由が権利として賦与されていることこそ、センが福祉的自由の保障と称したものだった。この自由の程度は潜在能力集合の豊かさによって測定されている。それだけに、福祉的自由の実質的豊かさを究極的に規定するものは、(1)潜在能力集合に属する機能の組み合わせを物質的に達成可能にする財貨・資源の利用可能性と、(2)財貨・資源の代替的な利用方法の選択範囲である。これに対して、センが駆使する第2の自由概念—行為主体的自由の概念—は、ひとの福祉的自由の究極的な規定要因である(1)および(2)という基礎的条件を公共的に決定する社会的・経済的メカニズムにそのひとが主体的に参加して、自己の公共的判断を表明する権利にかかわっている。

ところで、福祉的自由の基礎的条件を公共的に決定する社会的・経済的メカニズムという表現には、論理的なレベルを異にする2つのメカニズムが含まれていることに注意しなければならない。この点を正確に認識するためには、ゲーム形式(game forms)、ゲーム(games)、ゲーム形式の社会的選択(social choice of game forms)という3つの重要な概念を簡潔に説明しておく必要がある。

ゲーム形式とは、社会構成員の戦略的な相互

依存関係を形式化した概念であり、社会構成員の集合を  $N = \{1, \dots, n\}$  ( $2 \leq n < \infty$ )、各々の社会構成員  $i \in N$  が選択可能な許容戦略の集合を  $S_i$ 、社会構成員がそれぞれに選択した戦略のプロファイル  $s = (s_1, \dots, s_n) \in S_1 \times \dots \times S_n$  に対して戦略的相互依存関係の帰結として定まる社会状態  $x = g(s) \in X$  を記述する帰結関数を  $g$  とするとき、これらの構成要素の組み合わせ  $\gamma = (N, \{S_i | i \in N\}, g)$  として定義される。ただし、帰結関数  $g$  の値域  $X$  は、社会状態全体の集合である。各々の社会構成員が選択可能な許容戦略の範囲を規定する戦略集合と、選択された戦略のプロファイルに対する帰結として社会状態を指定する帰結関数とは、戦略的な相互依存関係に立つ人々の間の社会的ゲームのルールを規定する標準的な表現方法として、基本的な重要性をもっている。だが、ゲーム形式はあくまでも社会的ゲームのルールを形式的に表現したものにすぎない。人々が戦略的な相互依存状況において実際にどのような許容戦略を選択するか、またそのような戦略の選択の結果として、実際にどのような社会的帰結が発生するかを予測するためには、ゲーム形式で規定された社会的ゲームのルールに加えて、人々の戦略選択の動機付けを与える手段として、社会状態の上で定義される人々の効用関数  $u_i (i \in N)$  を導入する必要がある。

ゲーム形式  $\gamma = (N, \{S_i | i \in N\}, g)$  と効用関数プロファイル  $u = (u_1, \dots, u_n)$  の組  $\eta = (\gamma, u)$  を、以下ではゲームと呼ぶことにする。このゲーム  $\eta$  が人々によってプレイされるとき、その基礎にあるゲーム形式  $\gamma$  が規定するゲームのルールを遵守しつつ、各々のプレイヤーが自分の効用関数に照らして最善な戦略を選択しようとする場合、条件

$$(*) \quad \forall i \in N, \forall s_i \in S_i : \\ u_i(s^*) \geq u_i(s_1^*, \dots, s_{i-1}^*, s_i, s_{i+1}^*, \dots, s_n^*)$$

を満足する許容戦略プロファイル  $s^* = (s_1^*, \dots, s_n^*) \in S_1 \times \dots \times S_n$  をナッシュ均衡戦略プロファイルと呼び、それに対応する帰結  $g(s^*)$  をナッシュ均衡帰結と呼ぶことにする。これらの均衡概念は、ゲーム  $\eta$  がプレイされた帰結の予測方法として、標準的に採用されている考え方である。

## 5. 行為主体的自由の表現方法

センの潜在能力アプローチの重要な概念である行行為主体的自由の概念を実体化するひとつの方は、人々の間に成立する戦略的な相互依存関係がゲーム形式  $\gamma$  によって表現されて、彼らの個人的動機付けを説明する効用関数プロファイル  $u$  が与えられたとき、ゲーム  $\eta = (\gamma, u)$  に参加する人々に対して、許容戦略の選択に関する完全な自律性が保障されていることを要請することである。この意味における個人の自律性が人々の行行為主体的自由の重要な一部であることは確かだが、それはセンの意味における行行為主体的自由の概念の(相対的には比重が小さな)一部分であるにすぎない。なぜならば、人々が参加するゲームそれ自体がフェア・ゲームとして設計されているかどうかという点に関して人々が自律的な評価・判断を形成して表明するチャンネルは、ゲーム  $\eta = (\gamma, u)$  を所与とするフレームワークの内部には、全く存在しないからである。センの最近の著書『自由と経済発展』[Sen (1999a)]は、経済発展を人々が享受する様々な自由を拡大するプロセスであるとみなす視点から、経済発展に対する潜在能力アプローチを解説したものである。この著書のなかで「政治的自由と市民的自由にはそれ固有の重要性があるのであって、これらの自由を正当化するものは、必ずしも経済に対する影響という間接的な意義ではない。政治的自由や市民的権利のない人々が経済的安定を欠いていないとしても(そして良好な経済的環境をたまたま享受していたとしても)、彼らは生きるうえで大事な自由を奪われてお

り、公共的選択の問題に関する重要な決定に参加する機会を拒否されているのである」[Sen(1999a,邦訳p.15)]と書いたセンであるだけに、福祉的自由を究極的に規定する経済的・社会的ゲームの公共的選択プロセスに自律的に参加して、自己の公共的判断を表明する権利は、人々の行為主体的自由の重要な構成要素として位置付けられていくことはならない。

この意味における行為主体的自由を定式化するひとつの理論的シナリオは、経済・社会の制度的枠組みに関する公共的選択のステージと、選択された制度的枠組みが定めるゲームを人々が自律的にプレイして決定される均衡帰結として、人々の福祉的自由の権利の適用範囲を規定する潜在能力集合が決定されるステージを概念的に区別して、2段階の社会的・経済的メカニズムを構想する考え方である。このメカニズムの第1段階は、ゲーム形式によって定式化された経済・社会の制度的枠組みを公共的に選択する《ルール制定段階》であり、第2段階は公共的に選択された経済・社会の制度的枠組み(ゲーム形式)が、事後的に判明した効用プロファイルと相まって定めるゲームを人々がプレーする結果として、人々が福祉的自由を自律的に享受できる潜在能力集合が実現される《社会的決定の遂行段階》である。

この理論的シナリオは、ベンサムの功利主義哲学を理論的に継承したアローの社会的選択の理論とは、本質的に異なる社会的選択の理論の構想である。この構想の具体的展開は鈴村(2002)および鈴村・後藤(2001/2002, 第8章)に譲ることにして、以下ではこの構想がもつ2つの顕著な特徴に読者の注意を喚起することにとどめておかなければならぬ。

第1に、公共【善】の社会的な形成プロセスないしルールとしてみると、潜在能力アプローチのシナリオとアローの社会的選択の理論のシナリオとは、大きく異なる特徴をもっている。アローの理

論的シナリオを素直に読めば、いかなる社会的選択肢の機会集合が実現するか、また社会状態に対してもいかなる個人的選好順序のプロファイルが実現するかが未だ判明しない—無知のヴェール(veil of ignorance)に閉ざされた一状況において、社会を構成する人々は公共【善】を形成するルール(アローの社会的厚生関数)に事前に合意して、事後的に個人的選好順序のプロファイルと機会集合が判明した場合には、事前に合意された公共【善】形成ルールが事後的に判明した情報に基づいて選択する最【善】の社会的選択肢を人々と実行することを、暗黙のうちに仮定しているように思われる。このシナリオでは、個人の自律的・責任的な選択に委ねられる問題領域は非常に限定的である。事後的に判明した個人的選好順序を自律的に表明すること以外には、事前に合意されたルールに基づく社会的選択を事後的に人々と遂行することしか、人々は認められていないからである。この点において、ルール制定段階と社会的決定の遂行段階の両段階を通じて行為主体的自由の自律的行使を認め、社会的決定の遂行段階においてはさらに福祉的自由の自律的行使をも認める潜在能力アプローチは、伝統的な社会的選択の理論とは著しく対照的な構想に依拠した理論なのである。

第2に、われわれが素描した潜在能力アプローチは、社会構成員が表明する広義の選好(preferences)に多様で複眼的な役割を指定している。まず、ルール制定段階において社会を構成する人々に行為主体的自由を承認するということは、社会的・経済的ゲームのルールを選択するプロセスに参加して自律的に形成した公共的判断(public judgements)を表明する権利が彼らに賦与されているということにほかならない。次に、ルール制定段階で公共的に選択された経済・社会の制度的枠組み(ゲーム形式)のもとで、社会構成員は自らの福祉の実現の物質的条件を最大限に有利化するために、自らの主観的効用関数を方向舵としてゲー

ムに自律的に参加して、社会的決定の遂行段階における行為主体的自由を行使することができる。さらに、遂行段階において福祉的自由が人々に賦与されているということは、ゲームの均衡帰結によって決定される潜在能力集合から、自らが主体的に形成する評価に照らして価値ある生き方・在り方(機能)を、自律的に選択する権利が彼らに賦与されているということにはかならない。このようにして、潜在能力アプローチは権利として賦与された自由を行使するそれぞれの【場】に応じて、社会的・経済的ゲームのルールに関する公共的判断、ゲームをプレイする際の方向舵としての主観的効用関数、潜在能力集合からの機能の選択に際して生き方・在り方の私的【善】を判定するための主観的評価として、個人の複眼的な選好が多様な役割を果たすチャンネルを整備しているのである。センは正統派経済理論の情報的基礎に対する《合理的な愚か者》批判[Sen(1977a)]の中で、正統派理論に登場する個人はたったひとつの選好順序によって、利害関心、厚生評価、選択行動など、本来は全く異質な情報を伝えるという過酷な重荷を負わされているとやゆしたことがある。明らかに、彼が福祉への新しいアプローチとして展開した潜在能力理論は自らのこの批判とは無縁であって、多様な個人的選好に対して固有な役割を指定する構造をもっているのである<sup>4)</sup>。

センが現在も精力的な展開に邁進している潜在能力理論の要点は、これまでの説明で十分に明らかにされたと考えられる。次節では、潜在能力理論の基礎に立てば発展途上国における社会保障プログラムについていかなる新たな展望をもつことができるかという点を簡潔に解説して、潜在能力理論の射程距離を例示することにしたい。

## 6. 発展途上国における社会保障プログラム

福祉への潜在能力アプローチは、行為主体的自由と福祉的自由という2つの基本的な自由の概

念を駆使しつつ、機能空間における潜在能力集合からひとが理性的な評価に基づいて選択する機能の組み合わせを指標として、ひとの福祉を把握しようとする試みであった。この考え方によれば、福祉の観点からみた社会・経済システムの機能障害は、根源的には行為主体的自由と福祉的自由の実現を妨げる要因から生じるものであって、福祉政策の処方箋はなによりもまずこのような阻害要因を効果的・効率的に除去することを意識してデザインされるべきものである。対象とされる経済・社会のいかんによらず、この基本的視点に関しては潜在能力理論は普遍的な妥当性を要求するだけの一般性を備えた理論なのである。だが、基本的潜在能力の達成水準の低さによって象徴される貧困の問題は、競争的市場メカニズムが制度的に未成熟な発展途上国経済と、競争的市場メカニズムの基本的な骨格が制度的に整備されている程度に成熟した経済とでは、かなりの相違点を含んでいることも事実である。本節では、発展途上国における社会保障プログラムの設計の問題に焦点を絞って、潜在能力アプローチの普遍的メッセージを特殊の相のもとに具体化することにしたい<sup>5)</sup>。

発展途上国の貧困の問題には、慢性的貧困の問題と突発的困窮の問題という2つの基本的なタイプがあって、貧困の問題に対処する社会保障プログラムの在り方は、いずれのタイプの貧困の問題の解決を課題として引き受けるかに応じて、大きく異なるものとなる。慢性的貧困の問題の特徴は、社会・経済システムの在り方に深く根差した問題であること、持続的で予測可能な要因に発端する問題であること、の2点に求められる。これに對して突発的困窮の問題の特徴は、疫病・飢餓・大不況のように、ひとの生活環境を激変させる外生的で予測困難な要因に発端する問題であることである。前者の貧困問題に対処するための社会保障プログラムは、人々の生活条件を着実に改善して、彼らの基礎的潜在能力の物質的的前提条件を持

続的に補強するという意味で、社会保障の促進的側面(promotive aspect)を課題として引き受けるものである。これに対して、後者の貧困問題に対処するための社会保障プログラムは、環境の激変に直面した場合に人々の生活条件が壊滅的な打撃を受けやすい脆弱性(vulnerability)を潜めている点に問題の根源を見いだして、彼らの生活条件の社会的な基礎を体系的に補強して耐震構造にするという意味で、社会保障の保護的側面(protective aspect)をその課題として引き受けるものである。センが社会保障プログラムと総称するものは、この2つのタイプの貧困問題の解決に寄与する公共的活動(public actions)プログラムの複合体を指している。潜在能力アプローチに依拠する社会保障プログラムに対するこの理解に関しては、その特徴を浮き彫りにするために、いくつかの注釈を加える必要がある。

第1に、センが公共的活動プログラムと称するものは、必ずしも国家による活動プログラムに限定されていないことに注意すべきである。したがって、公共的活動手段にも、国家による政策手段のみならず、はるかに広範な社会的活動手段が含まれている。その一例として、差し迫る飢饉の危険をいち早く察知して政府による敏速な政策発動を訴えて警鐘を乱打するマス・メディアのキャンペーンは、社会保障の保護的側面に貢献する公共的活動の重要な一環である。この活動の意義を理解するためには、独立以前のインドで発生した悲惨なベンガル大飢饉(1943年)以降は、インドにおいて大規模な飢饉が絶無となった事実一およびその理由一に留意すべきである。センが『自由と経済発展』のなかで強調したように、「民主主義と政治的権利が機能すれば、飢饉その他の経済的大惨事を防止することさえ可能である。自らは飢饉その他の経済的惨禍の影響を受けることが滅多にない独裁的支配者は、防止策を適時に実施する動機を欠きがちである。それとは対照的に、民主

主義下の政権は選挙に勝たなければならず、飢饉やそれに類した破滅的事態を避ける方策を講じる強い動機をもっている」[Sen(1999a,邦訳pp.14-15)]からである。

第2に、センの社会保障プログラムが基礎を据える潜在能力アプローチは、貧困の概念を基礎的潜在能力の実現にさえ到らない窮乏状態と定義している。ひとの失望感・挫折感・困窮意識など、貧困研究への主観主義的アプローチが注目する情報は、基礎的潜在能力の欠如として認識される貧困の主観的な証拠として位置付けられている。また、財貨・資源の不足など、貧困研究への客觀主義的アプローチが注目する情報は、基礎的潜在能力の充実のための物質的手段に生じる失敗として位置付けられている。だが、貧困問題に対処する社会保障プログラムの目標は、基礎的潜在能力の前にくる財貨・資源の数量的充実ではなく、基礎的潜在能力の後にくる失望感・挫折感・困窮意識に対するいやしでもなく、基礎的潜在能力それ自体の充実に導く行為主体的自由と福祉的自由の拡大に求められている。そのため、平均所得の引き上げに貢献する経済成長の達成は、促進的社会保障プログラムの成功の必要条件でも十分条件でもないことになる。経済成長の成果の家計間分配・家計内分配は往々にして非常に不均等であって、たとえ平均所得が経済成長によって上昇しても、それが個々の家計や家計内の個々人の基礎的潜在能力の向上に直結する保証はまったくないからである。また、景気変動・国際市況・気候不順などに起因する家計所得の時間的変動は、家計のニーズの時間的変動とそのパターンを異にするのが通例である。そのため、資本市場と保険市場が不完全な発展途上国経済では、平均所得の上昇が基礎的潜在能力の平均的上昇をもたらす保証はないのである。したがって、基礎的潜在能力の着実な向上に焦点を絞った促進的社会保障プログラムを平均所得の上昇に着目する経済成長プログ

ラムに帰着させることは、明らかに不適切なのである。財貨・資源の社会的分配メカニズムの在り方の改革や、所得の時間的変動とニーズの時間的変動とのミスマッチに起因する基礎的潜在能力の失敗を避けるためのミクロの金融・保険機構の整備などは、促進的社会保障プログラムの根幹に位置付けられる政策措置である。

第3に、保護的社会保障プログラムの場合にも、その中核に位置する政策措置は、政治・経済システムの在り方に対する批判と改革に帰着する場合が、例外というよりは通則である。例えば、飢餓に対処する保護的社会保障プログラムの重要な部分は、政治の民主化と批判の機会の公開性を確保して、飢餓の発生に関する早期の情報に政府が敏速に反応して行動せざるを得ない政治的環境を作り出すこと、食料供給の社会的・経済的メカニズムが価格のインセンティブに敏速に反応する経済的環境を整備して、経済全体として利用可能な食料が緊急に必要な地域に的確に流通する仕組みを準備することである。

## 7. おわりに

1999年に国立社会保障・人口問題研究所の主催で開催された第3回厚生政策セミナー《福祉国家の経済と倫理》において、本稿の著者は福祉国家の経済システムを競争メカニズムというメイン・システム、その円滑な機能を可能にする3つのサブ・システム—競争政策サブ・システム、調整政策サブ・システム、社会保障サブ・システム—から構成される複合システムとして把握する構想を発表した[Suzumura (1999b); 鈴村 (1999)]。この構想の出発点には、本稿の冒頭で述べた事情、すなわち、(1)ロールズの『正義論』[Rawls (1971)]による道徳哲学の復興と、センの『集団的選択と社会的厚生』[Sen (1970)]による社会的選択理論の集大成と新展開に触発されて開始された福祉(well-being)概念を再構成する理論的潮流を踏まえて、

福祉国家の理念と構造を再検討する機が熟していたこと、(2)この潮流をとらえて福祉国家の経済システムを新たに構想する作業は、創始者ピグーの【旧】厚生経済学の創業宣言の精神に立ち返って厚生経済学を血の通った学問として復権させるうえで、焦眉の急であると思われたこと、があった。

本稿の課題は、福祉概念への新しいアプローチとしてセンの潜在能力理論を簡潔に検討して、この理論の射程距離を測ることにあった。この検討作業を踏まえて、本稿の著者が構想する福祉国家の経済システムを詳細に検討・展開して、福祉の経済理論と福祉国家の倫理学と経済学とのインターフェイスを拡大することが、われわれのプロジェクトに課された次の課題である。近い将来に、この課題に対する著者の現段階でのプログレス・レポートを提出することにしたい。

## 注

- \* 本稿を準備する過程では、後藤玲子氏(国立社会保障・人口問題研究所)との討議から多くの示唆を得た。また、アマルティア・センの経済学と倫理学に関する著者の現段階の理解は、後藤氏との共著[鈴村興太郎・後藤玲子(2001/2002)]に基本的に依拠している。ここに明記して感謝したい。
- 1) 厚生主義の概念およびその問題点に関しては、Sen (1979; 1985a), Suzumura (1996; 1999a; 2000), 鈴村 (2000)を参照せよ。
- 2) 帰結主義と非帰結主義に関する詳しい議論と両者の公理主義的な特徴付けに関しては、Sen (1985a; 1985b), Suzumura (1996; 1999a; 2000), Suzumura and Xu (2001), 鈴村 (2000; 2002)および鈴村・後藤 (2001/2002, 第4章)を参照されたい。
- 3) セン自身は潜在能力アプローチのこのステップに関しては、必ずしも明確な構想を公表していない。以下の議論は、潜在能力理論の自然な展開と著者が考える構想を、Suzumura (2000), 鈴村 (2000; 2002), 鈴村・後藤 (2001/2002, 第8章)に依拠して展開したものである。
- 4) 《合理的な愚か者》批判に関して詳しくは、鈴村・後藤 (2001/2002, 第4章)を参照されたい。
- 5) 発展途上国における社会保障プログラムに関するセンの考察の基本文献は、Dreze and Sen (1989; 1991)およびSen (1999a)である。

## 参考文献

- Arrow, K. J. 1951/1963. *Social Choice and Individual Values*. New York: Wiley, 1951; 2nd ed., 1963(長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977年).
- Bergson, A. 1938. "A Reformulation of Certain Aspects of Welfare Economics." *Quarterly Journal of Economics*, Vol.52, pp. 310–334.
- Dreze, J., and A. Sen. 1989. *Hunger and Public Action*, Oxford: Clarendon Press.
- . 1991. "Public Action for Social Security: Foundations and Strategy." In *Social Security in Developing Countries*, edited by E. Ahmad, J. Dreze, J. Hills, and S. Sen. Oxford: Clarendon Press, pp. 3–40.
- Nussbaum, M. 1988. "Nature, Function, and Capability: Aristotle on Political Distribution." *Oxford Studies in Ancient Philosophy*, Supplementary Volume, pp. 145–184.
- Nussbaum, M. C., and A. K. Sen, eds. 1993. *The Quality of Life*. Oxford: Clarendon Press.
- Pigou, A. C. 1920. *The Economics of Welfare*. London: Macmillan. Fourth ed., 1952(永田清・氣賀健三訳『厚生経済学』全4冊, 東洋経済新報社, 1973–1975年).
- Rawls, J. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press (矢島鈞次監訳『正義論』, 紀伊國屋書店, 1979年).
- Robbins, L. 1932/1935. *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*. London: Macmillan, 1932; 2nd ed., 1935(中山伊知郎監修, 辻六兵衛訳『経済学の本質と意義』東洋経済新報社, 1957年).
- Samuelson, P. A. 1947/1983. *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1947; Enlarged 2nd ed., 1983(佐藤隆三[初版]訳『経済分析の基礎』, 勉草書房, 1967年).
- Sen, A. K. 1970. *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day. Republished, Amsterdam: North-Holland, 1979(志田基与師監訳『集合的選択と社会的厚生』, 2000年).
- . 1977a. "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory." *Philosophy and Public Affairs*, Vol.6, pp. 317–344.
- . 1977b. "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis." *Econometrica*, Vol.45, pp. 1539–1572.
- . 1979. "Utilitarianism and Welfarism." *Journal of Philosophy*, Vol.76, pp. 463–489.
- . 1980. "Equality of What?" In *The Tanner Lecture on Human Values*, Vol.1, edited by S. McMurrin. Salt Lake City: University of Utah Press, pp. 194–220.
- . 1985a. *Commodities and Capabilities*. Amsterdam: North-Holland(鈴村興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力—』, 岩波書店, 1988年).
- . 1985b. "Well-being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures 1984." *Journal of Philosophy*, Vol.82, pp. 169–221.
- . 1993b. "Capability and Well-Being." In *The Quality of Life*, edited by M. Nussbaum, and A. K. Sen. Oxford: Clarendon Press.
- . 1999a. *Development as Freedom*. New York: Alfred A. Knopf(石塚雅彦訳『自由と経済開発』, 日本経済新聞社, 2000年).
- . 1999b. "The Possibility of Social Choice." *American Economic Review*, Vol.89, pp. 349–378.
- Suppes, P. 1966. "Some Formal Models of Grading Principle." *Synthese*, Vol.6, pp. 284–306.
- Suzumura, K. 1996. "Welfare, Rights, and Social Choice Procedure: A Perspective." *Analyse & Kritik*, Vol.18, pp. 20–37.
- . 1999a. "Consequences, Opportunities, and Procedures." *Social Choice and Welfare*, Vol.16, pp. 17–40.
- . 1999b. "Welfare Economics and the Welfare State." *Review of Population and Social Policy*, Vol.8, pp. 119–138.
- . 2000. "Welfare Economics Beyond Welfarist-Consequentialism." *Japanese Economic Review*, Vol.51, pp. 1–32.
- Suzumura, K., and Y. Xu. 2001. "Characterizations of Consequentialism and Non-Consequentialism." *Journal of Economic Theory*, Vol.101, pp. 423–436.
- 鈴村興太郎 1999 「厚生経済学と福祉国家」『季刊社会保障研究』第35巻第1号 pp. 24–37.
- 鈴村興太郎 2000 「厚生主義的帰結主義・選択の内在的価値・手続き的衡平性」岡田章・神谷和也・黒田昌裕・伴金美(編)『現代経済学の潮流』pp. 3–42.
- 鈴村興太郎 2002 「社会的選択の理論からみた【公】【私】問題」佐々木毅・金泰昌(編)『経済からみた公私問題』(シリーズ【公共哲学】第6巻).
- 鈴村興太郎・後藤玲子 2001/2002 『アマルティア・セン—経済学と倫理学—』実教出版 2001年. 【改装新版】2002年.
- (すずむら・こうたろう 一橋大学経済研究所)

## ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論

長谷川 晃

---

### ■ 要約

分配的正義における近年の重要な一問題は、リベラルな平等における責任と補償との関連である。そこでは一般に個人に責任のある資源、能力、富などの欠損に関しては社会的観点から補償の必要がないが、個人に責任のない資源などの欠損については補償が必要であるということが広く認められてきている。それを前提として、現在はどこまでが個人の責任の範囲内の欠損か、その画定線が議論されている。本稿は、その議論の端緒となったロナルド・ドゥオーキンの主張を分析・整理する。ドゥオーキンは熟慮を伴った個人の判断におけるインテグリティがそれ自体で本有的価値を有しているということの認識によって個人責任の規準を説明し、さらにそれが個人の判断とそのチャレンジの可能性を重視する倫理的リベラリズムの議論によって資源の平等という分配的原則の規準へつながっていることを論じている。このような議論は、個人への尊重と配慮とを同時に保障するリベラルな平等主義の理論的基礎の一端を示すものである。

---

### ■ キーワード

ドゥオーキン、責任、補償、平等、リベラリズム

---

### 1. はじめに

分配的正義における近年の重要なイシューの一つは、リベラルな平等における責任と補償との関連である。リベラルな見地においては、一般に個人に責任のある資源、能力、あるいは富などの欠損に関しては社会的な観点から補償の必要がないが、個人に責任のない資源などの欠損については補償が必要であるということが広く認められてきており、現在はそれを前提として、どこまでが個人の責任の範囲内の欠損なのか、その画定線が問題となっている。この問題は、社会保障に関しては貧困やハンディキャップなどの保障の基本原則とその射程に関する規準を定式化するための基礎にかかわるが、ここには理論的な問題が少なくとも二つある。一つは個人責任の規準である。これは例えば個人の判断や行為の倫理的な責任の範囲はいかなるものかということにかかわる。それと同時に

第二には、その規準確定の背景となる哲学的・倫理学的な理論はいかなるものかということも問題となる。つまり、個人の責任を生み出す人格的条件のあり方である。本稿では、ロナルド・ドゥオーキンの議論を端緒とし、その後ジョン・ローマーやG・A・コーエンらによって批判的に引き継がれ、さらには経済学の領域でもマルク・フロー・ペイなどによって考察されている分配的正義における責任と補償のあり方を念頭に置きながら<sup>1)</sup>、とりわけドゥオーキンの倫理的リベラリズムにおける理論的スタンスを整理してゆきたい。

### 2. ドゥオーキンの責任観念

ドゥオーキンの責任観念を端的に述べるならば、熟慮を伴って個人が判断した上で形成した選好の結果には制度的な補償の必要はないというものである。逆に言えば、個人が願わないような選

好や状況から生ずる結果には制度的な補償が必要である。このような区別はパーソナリティと状況という形での区別でもある。前者は個人の意志や判断の表現であり、後者はそれらを超えてい 状況的制約であって、後者のみに制度的な補償が必要である。この区別によって、ドゥオーキンは、個人の統御を超えたような状況的制約がある場合でも、そこから形成されている選好について個人がそれをもつことを望んでいるという形でのアイデンティフィケーションないしは判断があるのであれば、その選好については補償の必要がないとする<sup>2)</sup>。

ドゥオーキンはまず因果的責任 (causal responsibility) と結果的責任 (consequential responsibility) とを区別する<sup>3)</sup>。因果的責任とは、ある行為を当の個人が本当にしたのかどうかという帰属 (attribution) に関する認識の問題である。結果的責任とは、行為の結果について個人が責めを負う場合と、制度的に補償をする場合とを区別して評価することである<sup>4)</sup>。ちなみに、これに関連して、ジョン・ローマーは道徳的責任 (responsibility) と答責性 (accountability) とを区別している。ローマーの区別によると、道徳的責任はたとえ状況的制約があったとしても問われる。それは個人の能力を超えている環境のもとで行為をした場合に、それについてなおその意義を問うるという形の責任である。しかし、答責性は状況的制約の故に、個人のコントロールを超えた条件下でしか行為できなかった場合には問われない。この区別によれば、道徳的責任があるとしても状況的制約がある場合には答責性は問われることになる<sup>5)</sup>。ここで、否定的責任と肯定的責任という区別にも一応注意する必要があるだろう。前者は、道徳的あるいは法的な非難に関するものであり、後者は、例えば福祉的な補償が問題になる際に自己責任が阻却される場合であって、個人に対する評価が制裁的であるかそれとも給付的であるかという相異である。しかし、ローマーのこの区別は先述のドゥオーキン

の区別とは必ずしも一致しない。ドゥオーキンにおいて重要なのは、結果的責任における肯定的責任のあり方であるが、その重要な規準は個人の判断の介在に存する。

個人の判断の介在という点に関して、コーベンは、必ずしも選択の結果ではないし状況的な境遇というわけでもない、その中間領域に補償を要求するようなファクターがありうると主張する。コーベンによれば、例えば飲料水についてやむにやまれぬ欲求をもって水道水を拒み、ミネラル・ウォーターが必要であると考えている人がいた場合、そのミネラル・ウォーターに対する嗜好を補償する必要がある。また、写真家がどうしても通常のレンズでは自分の望む写真がとれず高性能のレンズが必要だと考えている場合、この信条に対してもやはり補償する必要がある<sup>6)</sup>。しかし、ドゥオーキンは、それに対して次のように言う。例えばシャンパンに対する高価な嗜好をもっている貴族の場合は、その貴族自身が高貴な出自からくるアイデンティティを踏まえた上で、高価な嗜好を涵養している。写真家の場合も同じであって、写真家が自分自身で納得のいく写真を撮りたいという自己のアイデンティティに依拠することによって、初めて高性能のレンズに対する嗜好が出てくる。そして同様のことは飲料水に関してもまた言えるであろう<sup>7)</sup>。結局彼らの嗜好の根元は、常に独自のアイデンティティに基づいた選択ということにある。その意味で、コーベンの言う選択にも環境的要因にも尽くされないファクターを補償するという問題は、ドゥオーキンにおいては嗜好か状況的制約かという問題へと解消される。

このようなドゥオーキン自身の考え方の背景には彼の哲学的倫理学 (philosophical ethics) があり、判断付隨的な選択のあり方は個人の人格的なあり方についての観念に密接に関連している<sup>8)</sup>。例えば個人の判断とそれに対する偶然的な運が区別されるのは、人々は通常の生活においては常に結果的

責任を自己のパーソナリティの問題だと考えているという経験に根拠があると、ドゥオーキンは言う。ここには、どのような場合であれ生を形づくる選択や決定をするときには、個人は常に自分がもっている傾向性、行為の性質、習慣、欲求などをまとめながら自己の判断を形成するのであり、そのうちで個人の選好が生まれるという考え方がある。個人の判断や確信は、自らの事柄に加えて他人に対して何が公正であるのかという道徳的確信をも含んでおり、さらにそもそも人生とはどういった形であれば成功するのかという倫理的な見通しにまで至るものである。ドゥオーキンの考えによれば、結局個人は社会において道徳的あるいは倫理的な主体性をもった行為者である。そして、そうであればこそ、個人が形成した選好に対して責任がないとみることは、個人自身が自己の表現であると考える行為や選択に対して答責的ではないという意味で、その品位をかえっておとしめることになるのである。

関連して、ドゥオーキンは特に経済学的な選好の観念に対して批判的である。ドゥオーキンの言い方で言えば、経済学は18世紀的な心理学の考え方を背景にしながら、行為の出発点を欲求もしくは選好と呼ぶが、こういった用語は、一方では動機づけ、他方では理性に基づいた判断や確信との間の区別を示唆している。しかし、そもそも嗜好あるいは信念、判断は相互に絡み合って互いに補強し合っているものであって、そのネットワークが個々人のうちで働いているのである<sup>9)</sup>。それ故、例えば上記の写真家の場合でも、レンズの採光性能にこだわるのはひとえに種々の価値を背景にしながら倫理的な選択をなしている結果である。

このような見方は、T・M・スキャンロンの言う選択の本有的価値 (intrinsic value)、中でも証示的価値 (demonstrative value) あるいは象徴的価値 (symbolic value) とかかわっている<sup>10)</sup>。スキャンロンは、二つの重要な側面において選択は本有的価値をもっていると言う。一つは証示的な場合であ

り、例えば結婚記念日に妻に贈り物をするというときには妻の好みを計算し増加させるのではなく、贈り物そのものが妻への気持ちと記念日についての自分の考えを反映するという特別の意味がある。それ以外にも、紛争の解決に公正な判断を求めるとき、家具や壁の絵を選ぶとき、あるいは講義の原稿を書くとき、さらには人生のあり方に至るまで、およそ行為の目的や結果に対して知識とか意識、記憶、想像力、配慮、趣味、技術などのような価値を付加することが重要になっている場合があり、そのような場合の選択は常に証示的価値を内含している。もう一つは、選択が象徴的価値をもっている場合であるが、それは基本的には個人が他人の判断に依存しない形で判断や選択をしていることの意義にかかわっている。このスキャンロンの見方はドゥオーキンにも通ずるものがある<sup>11)</sup>。

しかし、このようなドゥオーキンの考え方には疑義も提出されている。先にも触れたローマーは、ドゥオーキンの主張を個人のインテグリティを神聖視するものととらえた上で、しばしば選好は誤った評価によって作られることもあるのだから、それを社会がそのまま神聖視して受け取ってはならないと述べる<sup>12)</sup>。確かに、例えば幼少の頃からの教化によって選んだ信仰の故に世俗的な財産を最小限にとどめる禁欲的な生活を送る個人は、当の教化が状況的制約であるとしてもなお自己の判断によって選好を有していると言え、ローマー自身もこのようなケースへの補償は必要がないと考える。だが、そうではないケースも多い。

ローマーが問題にするのは、道徳的責任はあるが答責性はないというケースがありうることである<sup>13)</sup>。例えば、学校の出席率が悪いことに道徳的責任がありうるとしても、もし例えばスラムに育ち、十分な教育的環境がないといったような状況的制約の故でもあるとされれば、その個人の教育の達成結果に対しては評点への配慮や補助プログラムなどの形での補償がありうる。あるいは、例えば一方の

子供はゲットーに住む黒人で、片親でかつ兄弟姉妹も多く、親は高校も出でていないというような境遇で育っていて、そこでは努力のレベルの幅も低くその平均値も低いが、もう一方の子供は中流の上層の白人で郊外に住み、大卒の両親をもち兄弟姉妹が少ない境遇に育っていて、そこでは一般に努力のレベルは高く平均値も高いとしよう。このような二人の境遇を比較すれば、前者がかなりの努力をしても後者に成績が及ばなかったとき、一定の状況的制約の故に前者が適理的に(reasonable)成し得なかった事柄に対して答責することは、当事者の道徳的責任とは別に道徳的に不正であろう。またこれとは別に、例えば従属させられた主婦のような場合に、ドゥオーキンの見方を貫けば、個人の統御を超えた状況的制約がある場合でもそこから形成される選好について個人の望む判断があるのであれば、その選好には補償の必要がないことにもなりうる。しかし、ローマーは、このような主婦にはむしろ補償がなされた方が生活全体の成功という意味での厚生を増加させることになるはずであるし、それは奴隸や自暴自棄の者のような場合にも当てはまると言張る。これらの場合は選択のための機会の客観的欠損が存在しており、それは選択そのものとは別個に補償されなければならないのである。また、これらの問題とは別に、例えば才能の問題については、ローマーのみるところのドゥオーキンの考えでは、才能は状況的制約ではあるけれども選好形成に重要であるから、才能を使って抜きんでた自分なりの生活をすることについては無補償である。そうでなければ、才能のなさを補償するような分配が才能ある人の奴隸化を招くからである。しかし、これに対してローマー自身は、同じ資源から出発するならば才能の有無はむしろ資源利用の活発さの相異を生じ、それによって厚生の格差を生み出してしまうため、才能という状況的制約から生ずる不平等は十分に是正される必要があると考える<sup>14)</sup>。

しかし、ローマーのこれらの批判は必ずしも当たってはいない。ドゥオーキンは単純で形式的な選択の有無によって補償の要否を論じているのではない。まず、多くの点ではドゥオーキンはローマーと同じ結論を支持している<sup>15)</sup>。例えば、労働を忌避させるような環境において育てられた個人が労働意欲を欠いているという場合に失業補償を拒むのは不公正であるとドゥオーキンは言う。このような個人と、中流階級に育ち、労働とは何かばかりかばかしいものだと考えるようになってしまい、そこで労働を忌避しているような個人との間には明らかに相異があつて、それらを単純な選択責任ということで同視することはできないのである。また、先にも触れた、シャンパンへの高価な嗜好をもつ貴族の場合は、その個人自身が高貴な出自からくるアイデンティティを踏まえつつ嗜好を涵養していくことによって補償の必要はないとされているのであり、そこでは個人の境遇や嗜好に関する十分な判断の余地が存在していることが前提となっている。さらに、ローマー自身も認めているように、個人が望まないような選好である耽溺や常習は、たとえ選択の契機があつても無補償からは除外されるというのがドゥオーキンの考え方である<sup>16)</sup>。

これらの結論はローマーとドゥオーキンとで大きく食い違うものではない。しかし、異なるのはその理由である。ローマーの場合には、いわゆる道徳的責任の問題と答責性の問題を一応区別した上で、補償は当然客観的な形でかつ答責性の次元で、しかも当人の厚生の増大という見地から考えられているようである。しかし、ドゥオーキンはこういった区別をしない。しかも、道徳的責任と結果的責任とは区別されているものの、後者は常に、個人における適正な判断が形成可能であるという行為主体がもっている自由の問題と連動して考えられている。そのような選択とその十分な条件が整っている限り、補償の問題はそれらの条件に対してセンシティヴでなければならないので

あって、それは単純に個人の厚生の多寡の問題ではない。これらは重要な相異である<sup>17)</sup>。

このことは、ドゥオーキンが倫理的責任に関する彼の見方の根拠を幾つか挙げるときにさらに明らかになるであろう<sup>18)</sup>。第一に、一般的な形でパーソナリティと状況とを区別するということは、必ずしもパーソナリティが選択されたものであるということではない。それ故、何かが選択できなかつたということを理由にして、パーソナリティと状況との区別が意味をもたないということは言えない。第二は、パーソナリティと状況の区別を否定するいかなる議論も、それ自体が道徳的な議論になっている。そうだとすると、その議論は選択したことに責任がないという主張を含むことになるが、それは人々の倫理的な確信に反しており、説得的なものではない。第三に、分配的配慮を個人の外側から特殊な政治的道徳に依拠しながら課していくという政治のあり方、言い換えると、個人の倫理とはときに対立するような別個の社会的・政治的な道徳があるという見方がコーベンやローマーには看取されるが、そのような見方は多数者主義的であって抑圧的である場合があり、そのとき個人の倫理的インテグリティの意味はおとしめられてしまい、個人が上で触れた常習者と同じたぐいの扱いを受けることになる。第四に、個人の選好や判断には、個人の倫理的確信のほかに他人に対する適理性(reasonableness)、公正さ、あるいは分配の正義などの価値が絡み合っているので、厚生主義的な正義観念が要求するような欲求や大志と判断との分離は不可能である。それ故、一定の欲求実現のためにいかなる財でもその手段にしてしまうような常習的な判断はあり得ないし、個人の選好をそのようなものとして客観的にカウントするようなシステムも不可能である。第五に、個人の選好を形成するさまざまな判断は、その判断の他人に対する種々の帰結についての期待や配慮と連動している。したがって、まず一定の選好が初めに存在し

それが社会的な分配のレベルでカウントされるとのことではなく、むしろその逆である。選好とそのための資源とは道徳的な次元を有していて、人々は選好や大志の形成のための指標的な条件として、いかに適切な資源配分がありうるかを考えてゆくべきなのである。

### 3. 生における決定的利益と倫理的リベラリズム

個人の判断に依拠したドゥオーキンの倫理的責任論の一側面には、人間の生における意志的利益(volitional interest)(あるいは経験的利益experiential interest)と決定的利益(critical interest)との区別、そして人格的な生におけるチャレンジという倫理的観念、それを組み入れたリベラリズムの観念などが控えている。これらをいちべつすることによって、今まで述べてきた選択や責任の意味がいっそう明確になるであろう。

ドゥオーキンの考えでは、人生における福祉(well-being)は二つの種類からなっている。それは意志的利益と決定的利益である。ここで意志的利益とは単に欲するものの実現である。それに対して決定的利益とは、それを欲すると同時にそれによって生が重要な意味をなすものである<sup>19)</sup>。これら二者の区別では個人の生にとって重要な意味をなすかどうかが鍵なのであるが、その背後にはいくつかのファクターが暗黙のうちにいる。一つは当の利益が人間の生において基底的なものであるかどうかという面であり、第二は批判的な形で理性的な判断が介在するか否かという面であり、そして第三はだれにとっても共通の意味をもつかどうかという面である。ドゥオーキン自身が決定的利益として例に挙げるのは、健康や身体能力、物質的資源、家族や友情へのコミットメント、知的な機会などである。これらが人生にとっての決定的な利益であると彼が言う場合には、例えば趣味のような単純な意志的利益とは異なって、それなしにはおよそ人生のすべての意味がほとんど不可能になってしまう

という含みがあると同時に、そのことはだれにとっても共通して重要なはずだという理解がある。この点で、意志的利益と決定的利益との区別は必ずしも主観的と客観的という相異ではない。とりわけ決定的利益は一面ではもちろん主観的であるが客観的でもあって、むしろ行為主体が自己の生の利益をいかに形成するかという問題にとってどちらがより根本的な意義をもつかが重要なのである。

周知の「等しい尊重と配慮」(equal respect and concern)の理念を軸とするリベラルな平等という観念との関係では、ドゥオーキンの考えるところでは、決定的利益に則して資源の平等が図られることが重要である。そして、この決定的利益の働く行為場面は個人のチャレンジという生におけるパフォーマンスである<sup>20)</sup>。チャレンジは、各人がそれぞれより善き生をめざしてよき術を発揮し行為することであり、状況への正しい応答を求める点で環境的な条件にも支えられる。個人の生はチャレンジにおいて一貫して追求されてゆくことに存するが、そのようなインテグリティの成就こそが個人にとって重要であるため、「等しい尊重と配慮」においては倫理的なインテグリティが優先性をもつことになる<sup>21)</sup>。

ここで、先に触れたように、労働を忌避させるような環境において育てられた個人が労働意欲を欠く場合にも失業補償を拒むことはできないとドゥオーキンが言うときには、それが個人の活動にとっての決定的利益の充足に欠けるからであると考えられる。教育、職業、あるいは労働は個人の生にとって基盤的な意味、自己自身を支える意味をもっている。その一方で、ドゥオーキンが個人の責任を強調する場合はまた別であり、例えば高価なシャンパン嗜好やレンズや水へのこだわりなどはむしろ意志的利益の問題である。これらは基盤的な人間のあり方を支えにした上で派生していく欲求や判断であり、別レヴェルのものである。ドゥオーキンが個人責任を強調する場合に特に念頭に

置いているのは後者であって、自己の意志によって左右できる領域であるが故にこそ責任の観念が現れてくるのである<sup>22)</sup>。さらに付け加えるならば、ドゥオーキンとローマーの議論には、資源分配の枠組みの位置づけに関する相異も含まれる。ローマーの議論のうちには先述した分配の枠組みが社会的な観点で位置づけられ、強制的な形で財を動かすという見方があり、補償はあくまで客観的に立って行われる。したがってそれは当然個人の道徳的責任とは異なる社会的な答責性の問題ともなる。しかし、ドゥオーキンはそういう議論は行わない。彼にとっては、客観的あるいは社会的な答責性も社会的配慮の次元も問題というよりも、むしろ主体性を有する個人の人生のあり方にとての福祉のパラメーターである<sup>23)</sup>。

この点につながっているのは、ドゥオーキンが主張する倫理的リベラリズムである。ドゥオーキンは、法や政治の要請は個人の倫理的な生のあり方であるチャレンジに由来するととらえ、その実現のための環境的条件を考える<sup>24)</sup>。チャレンジの実現のための環境的条件は健康、身体能力、物質的資源、友情、コミットメント、家族や人種、国家の伝統、憲法・法律体制、知的、文芸的あるいは哲学的な機会、言語と文化、そして正義などと広範であり、それらはチャレンジを構成する規範的パラメーターとなっている。それ故、これらはチャレンジの基盤としていかなる個人にも同等であり、各自の倫理的アイデンティティを毀損しないように均等な分配がなされなければならない。法や政治の役割は、状況のあるべき姿を保全し、個々人のチャレンジ(それは選好、趣味、確信、傾向、大志、愛着などの個人的な達成をめざす)にとっての適切な環境を形づくることである。

このことはさらに、立憲的民主制(constitutional democracy)が肝要となることにもつながる<sup>25)</sup>。ドゥオーキンは、民主制を共同的なものと理解し、「等しい尊重と配慮」が最も根本的な理念軸となると

する。そのような社会はすべての人々を対等な存在として最大限に尊重し統合する、道徳的な真正さを有する政治共同体である。この共同体においては個人は相互の尊重と配慮のもとで特別の共同の責務を互いに負っており、原理とそこから得られる法的な純一性のもとで結合している。その半面で、この共同体においては個々人の間の関係は参加、個人的利害の尊重、独立という三つの原則によって規律されており、個人は地位の平等や政治的自由の行使を通じて共同体に一定の役割を果たしつつ、その経済的、社会のあるいは法的な利益の等しい保障を受けるとともに、各自固有の倫理観念やライフ・スタイルに対する寛容を保障されながら、共同体における相互的なパートナーとして結びつけられる<sup>26)</sup>。そしてこのような個人責任と共同責任とを両立させる体制が、憲法を規準とした、司法審査による個人のさまざまな権利保障と多数決を通じた集合的な政策決定過程との組み合わせとしての立憲的民主制である。

こうして、ドゥオーキンは、不斷にチャレンジしようとする個人の決定的利益のあり方を重視し、その環境的条件を確保する倫理的リベラリズムを提唱する<sup>27)</sup>。それは何よりも適切な形で個人の責任を尊重し、それを適切に促進すべく配慮するためである。

#### 4. 結びに代えて

最後に、結びに代えて、残された幾つかのイシューの確認をしておこう。

第一に改めて確認すべきことは、個人選好や願望というものは種々の判断、確信、そのほか理由を成すさまざまな配慮の複合体から形成されるものだということである。それ故、個人の責任や社会的な補償の内容は、その判断の複合体に即応しながら考えられる必要がある<sup>28)</sup>。この点はともすれば経済学的な先入見によって規定されがちな社会保障の基礎理論に対する重要な批判である。

第二に、個人の行為の理由は多様な内容を有する可能性がある。この場合に判断を伴った決定的利益が重要だと言うのであれば、その利益にどの程度まで共通性があるのかが問題になるだろう。ある面ではドゥオーキンの考える倫理的な個人はむしろ例外的な存在かもしれない。また強い宗教的確信や倫理的確信をもつ人は少なからずいるとしても、人生の本来のあり方はそれに尽くされるかという倫理的な問い合わせている。決定的利益がなお人によって多様なものでありうるすれば、その補償や分配の配慮の枠組みをいかに社会的に正当化できるのかが問題になる。そこでは、決定的利益が社会的に相剋している状態で、いかなる決定的利益を軸としてそのような多元的な状況が存在しうるかという問題に答える必要があることになる。しかしながら、ドゥオーキンは決定的利益は個人の福祉のパラメーターであるという形でリベラリズムと結びつけて考えており、多元的な利益が共存しうる制度設計のルールをいかに定めるかという形の問題として語ってはいない。むしろ、彼が依拠しているのはアリストテレス的な倫理学であり、個人の生の中で具体化される一定の義務論的価値の実現が社会的な分配のあり方に直接に反映させられる<sup>29)</sup>。このような見方の成否は一つの理論的问题である。

第三に、倫理的な判断を含んだ選好というドゥオーキンの観念には、他者との関係性ないしは他者への配慮が含まれている。そうすると、決定的利益にかかる判断は他人をも含んだ意味で重要なことになるが、それがいかに個人の責任の問題になってくるのかということは必ずしも分明ではない。他人に対する配慮の責任もまた当の個人の倫理的判断の中に含まれているという場合(例えば家族の存在)、分配的配慮は単に当人の一身にとどまらない社会的資源にも及んでゆく可能性がある。その幅をいかに特定するかはまた問題となるであろう。

さらに付け加えるべきことは、責任をとらえる場合の外的視点と内的視点との相異である。例えばローマーは、既に触れたように、個人の選好とそれに対して客観的な制約として現れる境遇とを分離し、後者に焦点を当てることによって補償を行うという見方をするが、これは外的視点に立ったものであると言える。それに対してドゥオーキンは個人の倫理的な生の形成の仕方に焦点を当てており、分配の配慮においてはあくまで個人自身の中でどのような判断が行われているかに焦点を当て、そこからパーソナリティと状況との区別をしようとしている。これは内的視点に立った見方であると言えよう<sup>30)</sup>。問題は、この二つの視点が責任をとらえる場合にいかに異なるのか、異ならないのか、あるいはどちらにいっそう重要な意味があるのかということである。

一般的には、個人自身が何をしたいのか、何をなすべきかという問題と、それを社会がどうとらえ、どう評価するかという問題は明らかに区別される<sup>31)</sup>。個人の中の評価と他者による評価とは分離しうるものであり、分配的配慮が何がしかの強制可能性をもっている限りそれは道徳的責任の問題ではないとみる余地があるし、また、道徳的責任への対処は良心の呵責などの個人心理の問題になる部分があるのに対して社会的評価では物理的な拘束ということがあることも、この区別を示唆している。この点で、ローマーが上述のように答責性を区別したことは理解できよう。しかしながら、ドゥオーキンはまさにそのような一般的な区別を消去しようとしている。このことの意義が奈辺にあるのかもまた、さらに検討を加えなければならない問題である。

\* 本稿の草稿に関しては、次の方々から貴重なコメントをいただいた。記して感謝申し上げたい(敬称略)。鈴村 興太郎、森村進、後藤玲子、堀元、宇佐美誠。

#### 注

- 1) Dworkin, Ronald, *Sovereign Virtue*, Harvard U.P., 2000, do., "Foundations of Liberal Equality," in *Equal*

*Freedom*, edited by S. Darwall, Univ. of Michigan Press, 1995, Roemer, John, *Theories of Distributive Justice*, Harvard U.P., 1996, do., *Equality of Opportunity*, Harvard U.P., 1998, Cohen, G. A., "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics*, 99, 1989, Fleurbaey, Marc, "Egalitarian Opportunities," *Law and Philosophy*, 20, 2001.

- 2) ドゥオーキンはアイデンティフィケーション(identification)という言葉を多用する。これは内生的に形成された選好を個人自身の中で批判的な形で対象化しそれを認めかつ肯定するということである。ここではあえて判断として一括した。それは、選好形成を自分のものにする場合には理性的な認識と肯定、さらにコミットメントが含まれると考えられるからである。実際、ドゥオーキン自身もときに判断(judgment)という表現も用いている。Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 290f. Cf. Roemer, *Equality of Opportunity*, p. 19f.
- 3) Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 287.
- 4) この点に関しては、T・M・スキャンロンも、attributability および substantive responsibility という言い方でドゥオーキンとほぼ同じ問題を表現しておりドゥオーキンもそれに言及している。Scanlon, T. M., *What We Owe to Each Other*, Harvard U.P., 1998, p. 248f. Dworkin, *op.cit.*, p. 489 fn.4.
- 5) Roemer, *op.cit.*, p. 18.
- 6) Cohen, *op.cit.*, p. 913f., p. 923ff.
- 7) Dworkin, *op.cit.*, p. 287ff.
- 8) Dworkin, *op.cit.*, p. 242ff. Cf. Roemer, *Theories of Distributive Justice*, p. 264f.
- 9) Dworkin, *op.cit.*, p. 290f.
- 10) Scanlon, *op.cit.*, p. 251ff. Cf. Roemer, *op.cit.*, p. 264.
- 11) Dworkin, *op.cit.*, p. 293.
- 12) Roemer, *Equality of Opportunity*, p. 19, do., *Theories of Distributive Justice*, p. 249, p. 276.
- 13) Roemer, *Equality of Opportunity*, p. 6ff.
- 14) Roemer, *Theories of Distributive Justice*, p. 251, Dworkin, *op.cit.*, p. 86f.
- 15) Dworkin, *op.cit.* p. 490 fn.8.
- 16) Dworkin, *op.cit.*, p. 291f.
- 17) この背景にはドゥオーキンが個人の適正な判断の形成可能性という自由の意義を重視していることがあらうように思われる。Cf. Dworkin, *op.cit.*, p. 147ff.
- 18) Dworkin, *op.cit.*, p. 294ff.
- 19) Dworkin, *op.cit.*, p. 242ff., Cf. Dworkin, *Life's Dominion*, Alfred A. Knopf, 1993, p. 71ff.
- 20) Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 253ff. リベラルな平等論におけるこのような考え方の意義に関して、拙著、公正の法哲学(信山社, 2001)117ページ以下参照。
- 21) Dworkin, *op.cit.*, p. 242ff., p. 253f., p. 270ff.

- 22) Dworkin, *op.cit.*, p. 158ff.
- 23) Dworkin, *op.cit.*, p. 260ff.
- 24) Dworkin, *op.cit.*, p. 263ff.
- 25) Dworkin, *Freedom's Law*, Harvard U.P., 1996, p. 12ff.
- 26) Dworkin, *op.cit.*, p. 21ff., do., *Sovereign Virtue*, p. 208f., p. 231ff.
- 27) Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 276ff.
- 28) Dworkin, *op.cit.*, p. 295f., Cf. Scanlon, *op.cit.*, p. 37ff.
- 29) Cf. Dworkin, *op.cit.*, p. 264f., p. 284.
- 30) Cf. Dworkin, *op.cit.*, p. 295.
- 31) Cf. Watson, Gary, "Two Faces of Responsibility," *Philosophical Topics*, 24, 1996, Fischer, John Martin, "Recent Work on Moral Responsibility," *Ethics*, 110, 1999.  
(はせがわ・こう 北海道大学教授)

## ジョン・ローマー：機会の平等アプローチと社会保障

後藤 玲子

---

### ■ 要約

生来の能力が同じである2人の個人に同一の資源を配分したところ、両者の達成した厚生に差が出てしまった。どうやらそれは「努力」の相違に基づくものらしい。一人は訓練を受けたが、他の一人は訓練を受けようしなかったのだ。この場合には、厚生の格差を社会的には正す必要はないと思われる。なぜなら、本人の責任で選択した結果なのだから。でも、本当にそれでいいのだろうか？ ローマーの「機会の平等アプローチ」はここから始まる。「努力」もまた、本人が否応なしにおかれたり環境に深く規定される側面がありはしないか。はたして、そのような環境的要因を制御して本人が選択可能な要因だけを抽出するためにはどうしたらよいのだろうか。彼のいう「機会」とは、真に本人の責任で選択できる選択肢の集合を意味する。そして、彼が提案する資源配分の社会的目標とは、真に本人の責任で選択できるような実質的な機会を保障することである。

---

### ■ キーワード

機会の平等、資源の利用能力、努力分布関数、雇用と失業、機会均等保険、私的保険、期待効用、事後の厚生、ロールズ、セン、ドゥオーキン

---

### 1. はじめに

従来、近代経済学は所得や財の分配問題に関する事実解明的分析を主たる課題とし、規範的分析に関してはわずかに効率性の観点から議論されるにとどめられていた。それに対して近年、公正性の観点に基づく規範的分析を分配問題の直接の主題とし、近代経済学のフレームワークを拡張する試みが精力的に進められている。1998年ノーベル経済学賞をとったアマルティア・センや鈴村興太郎はその代表的な旗手である。本稿で紹介するジョン・ローマー(John Roemer)もまたその一人であり、彼の近著『分配的正義の理論』(Theories of Distributive Justice: Harvard University Press, 1996)および『機会の平等』(Equality of Opportunity, 1998)は、このような問題意識を鮮明に打ち出した意欲的な作品である。

ローマーは、分析派マルクス主義とよばれる学派の代表的論者の一人であり、80年代前半には、『マルクス的経済理論の分析的基礎』(1981)、『搾取と階級の一般理論』(1982)など、近代経済学の手法を用いてマルクス理論を厳密に定式化するという作業を精力的に進めていた。そして近年は、「平等主義・責任・情報」(1987)、「平等主義的パースペクティブ—哲学的経済学に関するエッセイ集」(1994)などに代表されるように、分配的正義の問題それ自体を経済学的かつ哲学的に分析するという独自のアプローチを展開するに至っている。『分配的正義の理論』はこのような流れにおいて、著者自身の展開してきた議論を方法論的に総括するためのジャンピング・ボードとして位置づけられている。そのもとに、彼自身の提唱する新しいアプローチ、機会の平等アプローチを理論的・

実践的に展開することを意図して書かれたものが『機会の平等』である。

『分配的正義の理論』を貫くローマーの基本的な問題意識は大きく2つに分けられる。1つは分配的正義に関連する経済学者の射程を明らかにすることである。経済学者の仕事の多くはモデルを定式化することから始まるが、その際には問題の哲学的な含意が不適切な形で表現されがちであり、また、多くの重要な問題が、定式化が困難であることを理由に、切り捨てられがちであるという。他の1つは哲学的理論の中に存在するいくつかの曖昧な観念を、経済学的道具を用いて明晰化することである。ここでいう経済学的道具とは、興味ある問題をただちに形式的・操作的な言語に圧縮する技術をさしている。ローマーによれば経済学的関心は、主として、いくつかの十分に弱い公理から一定の強い結論が導出されるという推論形式そのものの緻密さに注がれる。それに対して、哲学的思考の特徴は、何が主要な問題であるかという、問題それ自体の明確化、あるいは、解決の鍵となる新しい概念を探求することにある。彼の問題意識は、このような経済学と哲学との方法的相違を踏まえた上で、両者を統合するアプローチを構成し、形式的にも実質的にも確かな、分配的正義の理論を構築することにある。以下の言葉に見られるように、このような問題意識は、機会の平等アプローチの方法論的特徴ともなっている。

ここでは2つの技術を用いたい。1つは哲学的な技術であり、他の1つは経済学的な技術である。前者は関連する概念を位置づけ、機会の平等の基本的観念を明らかにすることに用いられる。後者は、そのような観念に精確な定義を与え、具体的な社会政策を設計することに用いられる。  
(Roemer, 1998, pp. 3-4)

かくしてローマーは、操作可能な定式化を提供する一方で、それらの限界点と改善方法を説得的な理由とともに示すことには成功している。ただし、彼自身は経済学者としての訓練を相対的により多く受けているために、経済学的想像力が哲学的想像力を凌駕しているという。『機会の平等』が経済学的議論により大きなウエイトを与える結果となっているのは、問題の哲学的側面が相対的に軽微であるためではなく、このような彼自身の「個人的不運」によるものであるとローマーは正直に告白している。

本稿の目的は、ローマーの基本的な問題意識と方法的枠組みを踏まえた上で、彼の提案する機会の平等アプローチに関して、次の3つの角度から検討することにある。第一は、機会の平等原理の基本的観念および一般的な定式化を理解すること(第2節)、第二に、具体的な社会政策(失業保険)の文脈においてその射程を確認すること(第3節)、第三に、その操作的な性能を競争市場メカニズムとの比較において検討すること(第4節)。第四に、機会の平等アプローチを定式化する2つの代替的な方法(期待効用と事後の厚生)を比較検討すること(第5節)。ところで、『分配的正義の理論』から『機会の平等』への飛躍は、前者におけるジョン・ロールズ、アマルティア・セン、ロナルド・ドゥオーキンらの理論との対決を伏線とするものである。彼らの理論との共通性と相違を考察して本稿の結びとしたい(第6節)。

## 2. 機会の平等

ローマーによれば、「機会の平等」に関しては伝統的に2つの観念が存在する。1つは、ポジションをめぐって争う諸個人の「活動フィールドの平準化」(level-the-playing-field principle)である。他の1つは競争に参加する諸個人の属性に基づく差別の除去(the nondiscrimination principle)である。このうちローマー自身の関心は、「活動フィールドの平準

化」を定式化することにおかれる。この観念の基底には、競争が始まる以前には活動の機会は—必要ならば社会的介入を伴って—平等化されなければならないが、ひとたび競争が始まつたら諸個人は己がひとりを頼みとすべきである、という判断がある。ただし、「以前」と「以後」を分けるステーディング・ゲートをどこに設定するか、あるいは、諸個人は彼らが実際に享受している結果や好遇に対してどの程度説明責任を負うべきか、に関しては異なる複数の見解が存在する。

ローマーの定式化の目標は、「機会の平等」に関する特定の見解を定式化することではなく、異なる観念のそれぞれに対して、それに見合った機会の平等政策を対応させるような道具、「アルゴリズム」を構成することにある。そして構成されたアルゴリズムをいくつかの主要な問題—ヘルス、教育、雇用など—に適用し、社会政策の立案に役立てることである。はじめに彼の理論の基本的なアイデアを概観しよう。

善き生 (good life) に関する機会の平等は、一人ひとりに等しい資源を配分することによって達成されるものではない。資源の利用能力がより低いひとは、より多くの資源を配分されてしかるべきである。だが、能力が同じであるにもかかわらず、本人の選択によって達成点が低いとしたら、達成の格差を是正すべきではないだろう。このような直観を出発点としながら、ローマーは次のような作業に取り組む。はじめに、資源の利用上の格差をもたらす環境的諸要因—すなわち個々人がコントロール不可能な要因—を特定化する<sup>1)</sup>。そしてそれらの諸要因に関して同一である個々人を1つのタイプとし、社会構成員全体の集合を完全にタイプ分けする。定義より、同一タイプに属する個人は資源を利用して善き生を達成する能力において等しく、異なるタイプに属する個人は能力において異なると見なされる(以下の分析では、タイプの数は総人口よりも少ないことを前提として、平均的なタイプ

に属する個人の数は最も多く、各タイプに属する個人の数は十分に多いと仮定する)。続いて、各タイプごとに個々人の努力水準に関する分布—努力分布関数—を特定化する(ただし、努力要因は一次元で表され測定可能であると仮定される)。努力分布関数とは個人の特徴ではなく、各タイプの特徴を表すものであるが、各々の努力分布関数の中で個々人がどこに位置するかは、努力に関する個人の自律的選択を表現することになる。

このようなモデルのもとで機会の平等原理は、タイプの相違に起因する達成機会の平等化(異なるタイプ間では格差的に、各タイプ内では平等に資源を配分する)を要請する。この政策のもとでは、同一のタイプに属する限り、すべての個人に等しく配分することが正当化される。たとえ努力の相違が善き生の達成に関する格差をもたらすとしても、それを是正する必要はない。それに対して、ひとびとが異なるタイプに属しているとしたら、努力に関する相違がない限り、達成に関する格差を是正しなくてはならない。ここで問題となるのは、努力に関する相違がないことを判断するための方法である。ローマーは、タイプの相違を越えて個々人の努力水準を直接比較することは妥当ではないと主張する。なぜなら、努力水準もまたタイプを構成する特性の1つに他ならず、個々人の努力水準の相違は個々人が属するタイプの努力分布関数のあり様に一部依存している可能性があるからである。代わってローマーが提案する方法は、各タイプの努力分布関数における<位置>(centile)の相違に着目する方法である。同一の位置に属する個々人はタイプの相違を越えて、また、努力水準の相違を越えて、同一の努力度合い(degree)をもつと見なされるが、異なる位置に属する個々人はタイプの同一性や努力水準の同一性を越えて異なる努力度合いをもつと見なされる。かくして、「努力分布関数の任意のすべての<位置>に関して、(各タイプの努力分布関数のもとで)同一の<位置>に属

する個々人の達成機会を平等化する」という要請が機会の平等原理から導出されることになる。

このような観念を哲学的議論によって正当化することがローマーの1つの関心であり、経済学的モデルのもとで数学的に操作可能な式に変換することが彼のもう1つの関心である。ここでは後者について簡単に紹介しよう<sup>2)</sup>。数学的な定式化のポイントは社会政策(資源の配分方法)と人の選択との間の次のような相互的関係性を捉えることである。すなわち、個々人に配分すべき資源の総量は、個々人の生産に依存する。そして個々人の生産は、個々人が生来的に所属するタイプと個々人が選択可能な努力度合いに依存する。ところで個々人は、資源の分配方法を所与としながら、自己の努力度合いを決定する。機会の平等政策は、このような個々人の自律的意思決定を尊重しながら、物理的な実行可能性を前提として、ミニマム・タイプ、すなわち一定の努力度合いのもとで達成値が最も低いタイプに所属する個々人の境遇を最大化するような政策として定式化されることになる。

以上のように、機会の平等原理を一般的な形で定式化した後で、ローマーは、教育の達成に対する機会、ヘルスの達成に対する機会、そして「雇用と失業(およびそれらに付随する所得動向)に関する福祉」に対する機会に関して、各々機会の平等政策を定式化する作業に移る。次節では、これらの中で「雇用と失業(およびそれらに付隨する所得動向)に関する福祉」に対する機会の平等政策に焦点を当てて検討しよう。

### 3. 失業保険(Unemployment Insurance)はどうあるべきか

失業保険の分析にあたってローマーは次のような問いを立てる。現代社会において失業は、窮状(illfare)をもたらす最も大きな原因である。そして、個人の失業リスクは、彼のコントロールを超えた要因と自律的な選択の両方によって影響される。こ

の点を踏まえて、「雇用と失業(およびそれらに付隨する所得動向)に関する福祉」に対する機会の平等を達成するためには、はたして失業保険はどのように設計されるべきだろうか。

はじめに、失業保険に関する基本的モデルを構成しよう。いま、2つのセクターが存在すると仮定する。第1セクターは賃金が高く、失業リスクが小さい。第2セクターは賃金が低く、失業リスクが低い。第1セクターに雇用されるためには、ひとは1単位の努力を費やす必要がある。具体的にはそれは「教育あるいは訓練を受けること」として観察される。個人のフォン・ノイマン-モルゲンシュタイン型の効用関数は次のような関数uによって表されるものとしよう。いま、所得をx、訓練をe、才能をt、怠慢性向を $\alpha$ とすると、

$$\textcircled{1} \quad u(x, e; \alpha, t) = x - \left(\frac{\alpha}{t}\right)e^2$$

ただし、才能tは個人のコントロールを超えた要因であり、怠慢性向 $\alpha$ は個人のコントロール可能な要因である。この式の意味するところは、個人の効用は、所得の増加によって上昇し、訓練の増加によって減退すること、怠慢性向は訓練の増加による効用の減退を促進する作用をなす一方で、才能は和らげる作用をなすことである。いま、才能にも怠慢性向にも2つの型があり、低い才能を $t_L$ 高い才能を $t_H$ 、低い怠慢性向を $\alpha_L$ 高い怠慢性向を $\alpha_H$ で表す。また、 $(\alpha_L, t_L)$ という組み合わせによって特徴づけられる個人をLH、 $(\alpha_H, t_H)$ によって特徴づけられる個人をHH、以下同様に $(\alpha_L, t_L)$ をLL、 $(\alpha_H, t_L)$ をHLで表すものとする。そして各々の人口頻度を $f_{LH}$ 、 $f_{HH}$ 、 $f_{LL}$ 、 $f_{HL}$ とする。ただし個々人の才能と怠慢性向は観察不可能であるとする。

失業確率は個々人の性質からは独立に、各セクターごとにランダムであると仮定し、セクターiに所属する人の失業確率を $p_i$ で表す(仮定より、 $p_1 < p_2$ )

である)。2つのセクターの賃金はそれぞれ $\omega_1$ と $\omega_2$ とする(仮定より、 $\omega_1 < \omega_2$ である)。また、セクター $i$ の失業給付を $x_i$ 、保険料を $R_i$ とすると、失業保険はベクトル $(x, R) = (x_1, x_2, R_1, R_2)$ で表されることになる。ここで機会の平等アプローチが要請することは、境遇への機会を平等化するように、失業給付と保険料を決定することである。他方、個人の選択は、提示された失業保険を考慮しながら、第1セクターに入るための訓練を受けるか否かを選択することである。

個々人の境遇を捉える方法としてローマーは2つ考える。1つはリスク発生前に個々人が抱く期待効用であり、他の1つはリスク発生後に判明する個々人の厚生である。両者の操作上の相違は、前者の方法では個人のコントロール不可能な要因は才能のみとなるのに対し、後者では才能のほかに、リスク発生の有無が加えられる点にある。以下の分析においては、期待効用の方法が採用される<sup>3)</sup>。

$(\alpha, t)$ という特性を持つ個人が $(x, R)$ という政策に直面した時、彼が訓練を受けるか否かは以下の条件が満たされるか否かによって決められる。

$$(1-p_1)(\omega_1-R_1)+p_1x_1-\frac{\alpha}{t} \geq (1-p_2)(\omega_2-R_2)+p_2x_2$$

ここで $g(x, R) := (1-p_1)(\omega_1-R_1)+p_1x_1-(1-p_2)(\omega_2-R_2)+p_2x_2$ とすると、タイプ $t$ と怠慢性向 $\alpha$ をもつ個人の期待効用関数は次のように表されることになる。

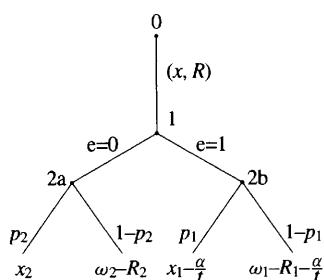


図1 就労者の意思決定樹

$$\textcircled{2} \quad v^l(\alpha, x, R) = \begin{cases} (1-p_1)(\omega_1-R_1)+p_1x_1-\frac{\alpha}{t} & \text{if } g(x, R) \geq \frac{\alpha}{t} \\ (1-p_2)(\omega_2-R_2)+p_2x_2 & \text{otherwise.} \end{cases}$$

$\alpha$ が個人のコントロール可能な努力要因であつたことに留意しながら、次には、「機会の平等原理」の目標関数を定義しよう。

$$\textcircled{3} \quad \max_t \{ (f_{LL}+f_{LH}) \min_t v^l(\alpha_L, x, R) + (f_{HL}+f_{HH}) \min_t v^l(\alpha_H, x, R) \}$$

s.t.

- 1)  $p_1 f_{LH} x_1 + p_2 (1-f_{LH}) x_2 \leq (1-p_1) f_{LH} R_1 + (1-p_2) (1-f_{LH}) R_2$
- 2)  $x_1 \leq \omega_1 - R_1$
- 3)  $x_2 \leq \omega_2 - R_2$
- 4)  $x_1, x_2 \geq 0$

ただし、制約条件の1)は予算の収支条件であり、2)、3)はいずれのセクターにおいても失業給付が賃金から保険料を引いた値を上回らないことを要請する条件であり、4)はいずれのセクターにおいても失業給付が負とならないことを意味する条件である。また、目標関数の{}内にある2つの最小化目標は、それぞれ怠慢性向の高い場合と低い場合に対応するものであり、両者は、各々の性向を選択する人口頻度によってウエイトづけられることになる。

ここで、 $\frac{\alpha_L}{t_H} < \frac{\alpha_L}{t_L} < \frac{\alpha_H}{t_H} < \frac{\alpha_H}{t_L}$  であると想定しよう。これは怠慢性向がより低く才能のより高いひとが訓練をより選択しやすく、怠慢性向がより高く才能のより低いひとが訓練をより選択しにくいことを意味する。さらに次のような5つのケースを想定しよう。

ケース1. LHのみが訓練を受ける

ケース2. LHとLLのみが訓練を受ける

ケース3. LHとLLとHHのみが訓練を受ける

ケース4. すべてが訓練を受ける

ケース5. だれも訓練を受けない

各ケースに応じて、5つの線形プログラムが立てられる。そして、先の目標関数③の解は、これらの5つの線形プログラムの中で最も大きな値をもたらすものの解として求められることになる。

さてこのようなモデルのもとで「機会の平等」アプローチを特徴づけたのちに、ローマーは、それを、競争的な私的保険と比較することを試みる。いま、競争的私的保険は、 $\pi = (\pi_1, \pi_2)$  という2つの価格体系をもち、第1セクターの就労者は保険料  $\pi_1$  で  $\pi_1 N$  の保険を、第2セクターの就労者保険料  $\pi_2$  で  $\pi_2 N$  の保険を購入することができると思う。さらに個々人はリスク中立的であるとするならば、均衡価格は次のようになる<sup>4)</sup>。

$$\textcircled{4} \quad \pi_1 = p_1 / (1-p_1), \quad \pi_2 = p_2 / (1-p_2).$$

この均衡価格のもとで個々人にとって保険を購入することとしないことは無差別の望ましさをもっている。ここで、彼らが保険を購入するとすると、就労者たちの期待福祉は次のようになる。 $(\alpha, t)$  の就労者が訓練を受けることによって第1セクターに入った場合の期待厚生は  $(1-p_1) \omega_1 - \frac{\alpha}{t}$  、入らなかつた場合の期待厚生は  $(1-p_2) \omega_2$ <sup>5)</sup>。したがって、就労者が訓練を受けるか否かの意思決定は次の

式を満足するか否かに依存することになる。

$$\textcircled{5} \quad (1-p_1) \omega_1 - \frac{\alpha}{t} \geq (1-p_2) \omega_2.$$

さて、以上のような理論枠組みのもとで、ローマーは続いて、パラメーターに具体的な数値を入れることによって、「機会の平等」アプローチの特性を明らかにしようとする。

#### 4. 失業保険に関する「機会の平等」原理：

##### 4つの例

###### 1) 例1

はじめに、各タイプの人口頻度、各セクターの賃金、怠慢性向の高低、失業確率、才能の高低に関して次のような数値を設定しよう。

$$(f_{LH}, f_{HH}, f_{LL}, f_{HL}) = (.2, .3, .2, .3)$$

$$(\omega_1, \omega_2) = (50, 20)$$

$$(\alpha_L, \alpha_H) = (20, 50)$$

$$(p_1, p_2) = (.05, .20)$$

$$(t_L, t_H) = (1, 2)$$

結果は、次のようにまとめられる。第一に、機会均等保険のもとでは、第1セクターにおいても、第2セクターにおいても、完全な消費の平準化がなされている。すなわち、賃金から保険料を引いたものが失業給付額に一致している。第2セクターの保険料はゼロであり、彼らの失業給付は第1セクターからの移転（一人当たり 1,710 ドル）によって賄われる。第二に、機会均等保険のもとでも、私的

表1 機会均等的失業保険と競争的私的保険との対比：例1

$x_1$	$R_1$	$x_2$	$R_2$	補助金（第1セクターから第2セクターへの移転） $(R_1 - p_1 x_1)$
45.8	4.2	20.0	0.0	1.71
			LH	LL
機会均等保険における期待効用			35.8	25.8
私的保険における期待効用			37.5	27.5
			20.8	22.5
			20.0	16.0

保険のもとでも LH、LL、HH という性質をもつ人々が皆第1セクターに参加している。第三に、期待厚生の分散は機会の平等原理よりも私的保険の方が大きい。特に、LH、LL、HH たちの効用がいずれも私的保険における効用を下回り、最下位にある HL の効用が逆に私的保険における効用を上回っている。

## 2) 例2

才能の格差が縮まり、 $(t_L, t_H) = (1, 1.3)$  となったとしよう。

結果は次のようにまとめられる。第一に、例1とはまったく逆に第2セクターの就労者たちから第1セクターの就労者たちへの移転(一人当たり 2,500 ドル) がなされる。第2セクターの就労者たちは総所得の 30 % もの保険料を支払わなければならぬ。第二に、機会均等保険のもとでも、私的保険のもとでも、LH、LL という性質をもつ人々のみが第1セクターに参加する。第三に、期待効用の分散は、機会均等保険の方が私的保険よりも大きい。

3 つ目の点は注意を要する。このことは機会の平等アプローチはかならず競争市場よりも平等主

義的であるとは限らないことを示しているからである。例1と例2の相違は、ただ才能の格差の相違だけであった。私的保険は、才能に応じた報酬をそのまま反映するものであるから、才能の格差の縮まった例2では、期待効用の分散を縮小する結果をもたらすことになった。それに対して、機会の平等アプローチは、努力に応じた報酬を原理とするものである。例2での就労者たちの相違は、その多くを努力の相違、つまり訓練を受けるか否かに負っている。機会の平等アプローチは、そのような努力の相違がもたらす結果の格差を是正することを何ら要請するものではない。むしろ、努力をした人々(第1セクターの就労者)に対して、努力をしなかった人々(第2セクターの就労者)から移転がなされることを正当化する場合がある。

## 3) 例3

例2と同様に才能の格差がより小さいまで、失業リスクに関する格差が第1セクターと第2セクターの間で縮小し、 $(p_1, p_2) = (.10, .20)$  となった場合。

結果は次のようにまとめられる。第一に、第1セクターの就労者たちの失業リスクが高まったことに

表2 機会均等保険と競争的私的保険との対比：例2

$x_1$	$R_1$	$x_2$	$R_2$	補助金(第1セクターから第2セクターへの移転)
50.0	0.0	13.5	6.5	-2.50
		LH	LL	HH
機会均等保険における期待効用		34.6	30.0	13.5
私的保険における期待効用		32.1	27.5	16.0

表3 機会均等保険と競争的私的保険との対比：例3

$x_1$	$R_1$	$x_2$	$R_2$	補助金(第1セクターから第2セクターへの移転)
49.7	0.3	11.3	8.7	-4.73
		LH	LL	HH
機会均等保険における期待効用		34.3	29.7	11.3
私的保険における期待効用		29.6	25.0	16.0

対して、機会均等保険は第2セクターから、第1セクターへの移転の増額を要請する。その結果、第2セクターの失業給付額はより低くなる一方で保険料はより高くなる。第二に、ひとびとの性質は変わらないので、例2と同様に、機会均等保険のもとでも、私的保険のもとでも、LH、LLという性質をもつ人々のみが第1セクターに参加する。

#### 4) 例4

例1と比較して才能格差が拡大し、 $(t_L, t_H)=(1, 2.4)$ としよう。他の条件は、例1と同じであるとする。

結果は次のようにまとめられる。第一に、第1セクターに入るための訓練を受けるか否かに関する就労者たちの選択はより多く才能に依存するので、第1セクターから第2セクターへの移転が要請される。第1セクターの就労者たちは一人当たり1,710ドルの移転を行う。第二に、いずれの保険においてもLH、LL、HHという性質をもつ人たちが皆第1セクターに参加する。第2セクターの就労者たちは一人当たり3,990ドルの補助を受ける(各性質の人口頻度に関する最初の仮定とあわせると、第2セクターの就労者の割合が0.7、第1セクターの就労者の割合が0.3となることより)。

これらの4つの例をもとに機会の平等アプローチの性能を概観した後で、ローマーは次のような考察を加えている。第一に、努力ではなく才能の格差に起因する格差のみを是正しようという機会の平等アプローチは、実際には不完全にしか遂行

することができないだろう。なぜなら、才能も努力も政策者には観察可能な要因ではないからである。政策者が情報的基礎とすることができるのは、個々人がいずれのセクターを選択するか(第1セクターに入るための訓練を受けるか)という行為のみである。第二に、4つのいずれの例においても、セクターの選択に関する個々人の行動は、私的保険でも機会均等保険でも変わることがなかった点である。このことは総所得に関する相違が見られなかったこと、機会均等保険でも総所得に対する負のインセンティブ効果が見られなかったことを意味する。

#### 5. 期待効用vs.事後の厚生

以上は、失業リスクが発生する以前に個々人が形成する期待効用を指標とするものだった。それに対して、失業リスク発生後の事後的な効用を指標とする場合には、機会の平等アプローチはどのように定式化し直されるだろうか。はじめに、個人のコントロールを超えた特性は才能のみならず、失業リスクの発生からも構成されることになる。個人がコントロールできる要因は依然として努力(第1セクターに入るための訓練を受けること)のみで構成される。いま、雇用されている場合には1、失業している場合には0を表す記号としてEを定義しよう。また、 $(a, t)$ という性質をもち $(x, R)$ という政策に直面した個人がEという状態を享受することによって得た事後的な厚生を $v'(a, x, R, E)$ で表すものとしよう(例えば、第1セクターで失業した個人

表4 機会均等保険と競争的私的保険との対比: 例4

$x_1$	$R_1$	$x_2$	$R_2$	補助金(第1セクターから第2セクターへの移転)
45.8	4.2	20.0	0.0	1.71
			LH	LL
機会均等保険における期待効用			37.4	25.8
私的保険における期待効用			39.2	27.5
			HH	HL
			25.0	20.0
			26.7	16.0

の厚生は $\bar{v}=-(a/t)+x_1$ 、第1セクターで失業しなかった個人の厚生は $\bar{v}=\omega_1-R_1-(a/t)$ 、第2セクターで失業した個人の厚生は $\bar{v}=x_2$ となる)。このとき、機会の平等アプローチの目標関数は、次のように定式化し直される。

$$\textcircled{6} \quad \max\{(f_{LL}+f_{LH})\min_t \bar{v}'(\alpha_L, x, R, E) \\ + (f_{HL}+f_{HH})\min_t \bar{v}'(\alpha_H, x, R, E)\}$$

このような定式化の方法に関してローマーは次のように論評する。政策( $x, R$ )に直面した個人は、あくまで自己の期待効用の最大化という動機に基づいて—すなわち、第1セクターに入って失業した場合としなかった場合、第2セクターに入って失業した場合としなかった場合という4つの場合に享受可能となる効用と、各々の場合が実現する確率に配慮して自己の期待効用を最大化するように、訓練を受けるか否かの意思決定をするだろう。その際に、彼は失業という事態の発生が彼にとってどれだけの窮状を意味するものであるかについて主体的に判断することになる。

それに対して、上記の方法が要請することは、このようなリスクに対する個人の姿勢に対して社会は何ら配慮しないことである。はたしてこのような要請が正当性をもつうるのだろうか。はじめに、リスクに対する個人の姿勢は完全に個人の自律的な決定事項であるとしよう。このとき、個人は自己を選択した行動がもたらすコストを自分で負担すべきであろう。次に、リスクに対する個人の姿勢は個人のコントロールの利かない環境的要因であるとしよう。このとき、われわれは個人のタイプを才能のみならず、「リスク性向」を含むものとして定義することができる。例えば長い窮乏生活の中で1日先の生活を見通すことのできない人にはリスクに備える行動様式を期待し得ないとしたら、そのような性向をも本人の環境的要因に含めた上で彼の効用を再定義し(その性向は彼の効用に対して減少

的な効果をもつ)た上で、彼の期待効用に配慮した目標を立てることができる。

いずれの場合においても、事後的な厚生ではなく、事前的な期待効用こそを社会政策の情報的基礎とする十分な理由をもっている、とローマーは主張する。事後的な厚生によって個人の境遇を捉える方法は、本人自身の厚生観念を無視することになりかねないばかりか、人々が一致してより望ましくないと判断するような政策が、政策者によって提起されることを許してしまう結果になりかねないというのが彼の結論だった。

ただし、以上のコメントはあくまで失業リスクに対する社会政策に向けられたものであって、すべての場合において期待効用の理論に優位性が認められるわけではないことをローマーは注記している。例えば、麻薬中毒にかかるリスクに対する社会政策の場合には、リスクに対する性向のみならず、自己の境遇に関する選好それ自体が本人の真の願望から完全に乖離してしまっている可能性がある。そのような場合には、当事者たちが最大化をしようとしている事前的な期待効用でもなく、事後的な厚生でもなく、当事者たちの私的選好からはまったく独立に、彼らの境遇を捉えるようなアプローチ—例えばセンの潜在能力アプローチ—が望ましいとローマーは主張する。

## 6. ロールズ・セン・ドゥオーキンとの対決

さて、以上の議論をまとめよう。ローマー型機会の平等アプローチの第一の特徴は、個人が選択可能であるのは努力の水準(level)ではなく努力の度合い(degree)であるとした上で、各タイプの努力分布関数をもとに努力の度合いを計測しようとした点にある。第二の特徴は、機会の平等政策の主題に応じて、資源配分の目標とすべき個人の境遇を異なる指標で捉えることの必要性に配慮している点である。これらの特徴は、ロールズおよびセンの議論との関係でとりわけ興味深い。『分配的正義

の理論』においてローマーは、ロールズとセンの理論的特性を次のようにまとめた上でその功績を高く評価している。(1)両者はともに非厚生主義者である。最大化する対象は効用ではなく、客観的に標準化されたもの(基本財あるいは機能)としている。(2)両者はともに平等主義的である。すなわち、国籍や家族、自然的能力などの道徳的恣意性に起因する不平等の補償を要請している。(3)両者はいずれも最終的結果の分配を指示するものではない。最終的結果に関する個人的責任の余地をリザーブしている。(4)両者はともに、形式的機会均等でなく、実質的機会均等までを要請している。これらの4つの特性はローマー自身にも当てはまることをはじめに確認しておこう。

ロールズとセンに対するローマーの批判は、両者が、(最終的結果ではなく)分配プロセスにおいて個々人が負うべき行為の責任を十分に論じていない点であるという。ローマーによれば、ロールズは格差原理の定式化にあたって、個人の人生プランや努力性向は道徳的恣意性をもつ(偶然的な)事項であるのか、あるいは個人の責任的な事項であるのかを曖昧にしているという。また、センは潜在能力の定式化にあたって、機能ベクトルの達成や行為の目標の選択に対しては責任があるが、潜在能力で測られる機会に対しては責任がないことを暗黙の前提としている。だが、実際には人生プランや目標に関する個人の選択はかならずしも個人の責任に帰着されないかもしれないし、潜在能力で測られる機会の形成プロセスに対して個人は部分的に責任をもつかもしれない。「個人の行為の責任」との関係でローマーが注目するのは、ドゥオーキン、コーエン、アーネソンである。

ドゥオーキンは、資源配分の目標を個々人の「厚生の平等」ではなく、個々人の「資源の平等」におくことを主張する。彼のいう資源とは能力と外的資源との組み合わせをさす。個人の能力は本人自身の責任によってコントロール可能な要因ではない。

にも関わらず、例えば競争市場メカニズムは、能力の格差が個々人の生産的貢献の機会に関する格差をもたらし、それが個々人の獲得しうる外的資源の格差をもたらし、ひいてはそれらの資源を用いてなされる様々な活動機会に関する格差を拡大することを許容する。ドゥオーキンは、個々人の能力の格差を外的資源によって補償するメカニズムを設計することによって、個々人の活動機会の格差を積極的には正すべきであると考えたのである。

だが、問題は補償の方法にあった。格差の補償に用いられる外的資源は、個々人がコントロール不可能な能力のみならず、個々人がコントロールできる要因—例えば労働時間の自律的選択やそれを支える選好(例えば余暇と所得の代替性に関する選好)—にも依存して生産される。一律な格差の補償はこのような個人の自律的側面を無視する結果になりはしまいか。この点を考慮した上で、ドゥオーキンの提案した方法が「仮設的保険市場」のアイディアであった。個々人は自己の能力に関する情報はもたないものの、自己の選好に関する情報はもつとしたら、はたしてどのような補償メカニズムを選ぶだろうか。ここでいう選好とは、異なる能力タイプと異なる外的資源の保有量(余暇も含む)との組み合わせパターンに関する選好のみならず、リスクに対する選好をも含む。そのような選好に関する個人の自律性が保証された「仮設的保険市場」で選択される配分を参照点とし、それと一致するような配分を「資源に関する平等配分」と定義したのである。

このようなドゥオーキンの提案に対してローマーは、能力と外的資源との組み合わせを通常の効用概念によって評価するならば、ドゥオーキンの提唱する「資源の平等」は彼自身が批判する「厚生の平等」に帰着することを明らかにした。また、仮設的保険市場における個人の行動を、通常の不確実性(能力に関する不確実性)下における個人の期待効用最大化行動として定式化するならば、各時点で

の個人間の能力格差を補償するような外的資源配分はかならずしも実現されないことを証明した<sup>6)</sup>。後にローマーは、このような自己の定式化はドゥオーキンの哲学的含意を正しく伝えるものではないことを率直に認めている<sup>7)</sup>。だが、このようなローマーの仕事は、ドゥオーキン理論の核心であるにも関わらず、記述においてはかならずしも明確ではなかった、選好概念の特性—規範的・政治的特性—を逆説的にあぶりだすことになった点に留意すべきである<sup>8)</sup>。ドゥオーキンの想定する仮設的保険市場への参加者たちの選好は通常の経済学的な選好とはあきらかに異なるものであった。それは、自己のおかれているあらゆる状況を慎慮的に配慮しうるというのみならず、「適切に制御された公正な諸条件のもとで彼らが形成するであろう判断」である点に留意する必要がある<sup>9)</sup>。このような判断は、同時点において異なる境遇にある個人間の移転を、自己の私的選好からは独立に、支持する可能性を含んだ「選好」に他ならない。この問題に関する詳細な議論は別稿に譲るとして、ここでは、ローマーがまさに、経済学的なモデル構成—「興味ある問題をただちに形式的・操作的な言語に圧縮する技術」—を通して、「哲学的理論の中に存在するいくつかの曖昧な観念を」明晰化することに成功した点を注記したい。そして、たとえそこで構成した彼のモデルが「問題の哲学的な含意」を「不適切な形でしか表現」し得ないものであったとしても、彼がそのような自己の方法論的枠組みに関して十分に自覚的であったこと、そのような問題意識が彼自身の「機会の平等アプローチ」を展開する原動力となった点を確認したい。

本稿で扱い得なかった論点は多い。中でも、「機会の平等アプローチ」に関するローマー自身の哲学的議論を検討すること、彼がロールズ、セン、ドゥオーキンに向けた批判を彼自身の理論に戻して、その改善点を明らかにすること、「機会の平等アプローチ」の操作的性能を、本稿で検討した失業保

険以外の社会政策との関連で、検証することなどである。最後の論点に関しては、ローマー自身がすでに『機会の平等』その他において、例えば喫煙に考慮した健康保険の問題や授業に出席する意欲を失った生徒を考慮した教育機会の保障の問題等に適用して、興味深い議論を展開している。だが、彼の理論の射程はまだまだ広がる可能性をもっている。事前的な期待効用への着目と事後的な厚生への着目のいずれに利点があるか、という問題において彼自身が注記したように、個人の厚生からは独立なり客観的な指標—ある社会において共通にその必要性や価値が認められるような事柄—を手掛かりとすべきシステム—例えば公的扶助システムを設計しようとするならば、はたして彼の理論はどのような方向に展開されるだろうか。本稿は、これらの論点からさらにローマーの理論を読み解くための序章として位置づけられる。

#### 注

- 1) ローマーは、何をもって個人にはコントロール不可能な「環境」とするかは、実際には政治的討議によって決められる問題であるとしながらも、その決定プロセスの分析はここでの課題とはされていない。
- 2) 哲学的な正当化に関する議論は本人が「対社会的な責任(accountability)」を負うような努力と「一般的な意味での責任(responsibility)」はもつものの「対社会的な責任」までは負わないような努力を分ける議論を中心に展開される。Roemer, 1998, ch.3. 本特集の長谷川論文参照。
- 3) 2つの方法の対比に関するローマーのコメントについては本稿の第5節で論じられる。
- 4) 均衡における保険会社の利益はゼロと仮定する。
- 5) 例えば第1セクターの期待厚生は、 $(1-p_1)(\omega_1 - \pi_1 N) + p_1 N - \frac{a}{t}$ 、に  $\pi_1 = p_1 / (1-p_1)$  を代入することによって得られる。
- 6) Roemer, 1986. 吉原, 1999, pp. 167–9 参照。
- 7) Roemer, 1996, pp. 260–262.
- 8) この点に関しては、センによる次のような鋭い洞察が存在する。「ローマーの場合は、(資源の)目的を個々人の厚生に設定するようなモデルを構成することによって、資源の平等は厚生の平等を生むという結論を導出したのである」Sen, 1992, p. 80
- 9) 「資源の平等にコミットする共同体は、そのような環境を提供するために時に政府の介入が必要であること

を認める。しかし、それはあくまで、責任を行使する際に、必要と価値をめぐって市民たちが実際に形成する判断、ならびに適切に制御された公正な諸条件のもとで彼らが形成するであろう判断を尊重するものである。そのような目標は、資源の平等と仮設的保険市場に込められた最も根源的な観念である。慎慮的な市民の決定を尊重するヘルス・ケア・システムは確かに平等尊重主義的である。だが、それはパートナリスティックの対極に位置するものである」。(Dworkin, 2000. 6, 319)

### 参考文献

- Arneson, R. 1989. "Equality and Equal Opportunity for Welfare." *Philosophical Studies* 56, 77–93.
- Cohen, G. A. 1989a. "Are Freedom and Equality Compatible?" In *Alternative to Capitalism*, edited by Elster and Moene. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1989b. "On the Currency of Egalitarian Justice." *Ethics* 99: 906–44.
- Dworkin, R. 1981a. "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare." *Philosophy & Public Affairs* 10: 185–246.
- . 1981b. "What is Equality? Part 2: Equality of Resources." *Philosophy & Public Affairs* 10: 283–345.
- . 2000a. "Justice in the Distribution of Health Care." In *The Ideal of Equality*, edited by Clayton M. and A. Williams. Great Britain: Macmillan Press.
- . 2000b. *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*. Cambridge: Harvard University Press.
- Rawls, J. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店 1979).
- Roemer, J. E. 1981. *Analytical Foundations of Marxian Economic Theory*. Cambridge University Press.
- . 1982. *A General Theory of Exploitation and Class*. Harvard University Press.
- . 1986. "Equality of Resources Implies Equality of Welfare." *The Quarterly Journal of Economics*. 751–84.
- . 1987. "Egalitarianism, Responsibility, and Information." *Economics and Philosophy* 3: 215–244. Reprinted in Roemer (1994).
- . 1994. *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*. New York: Cambridge University Press.
- . 1996a. *Theories of Distributive Justice*. Cambridge, Mass: Harvard University Press. (木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論：経済学と倫理学の対話』木鐸社 2001)
- . 1996b. "Equality and Responsibility." *Boston Review*, WebActive, Electronic Discussion Forum.
- . 1998. *Equality of Opportunity*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Sen, A. K. 1985a. *Commodities and Capabilities*. Amsterdam: North-Holland. (鈴村興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店 1988)
- 吉原直毅 1999 「分配的正義の理論への数理経済学的アプローチ」高増明・松井暁編『アナリティカル・マルキシズム』ナカニシヤ出版  
(ごとう・れいこ  
国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第二室長)

## ロバート・グッдин－功利主義的社會設計

長谷部 恭男

---

### ■ 要約

ロバート・グッдинは、功利主義哲学の適用される場面は公共政策の選択の場であり、そうした範囲内では、功利主義に対する伝統的な批判はもはや妥当性を失うことを指摘する。また、個人間の効用比較の困難にかかわる問題も、制度設計を主要な課題とする功利主義にとっては、さして深刻な問題とはいえない。本稿は、彼の提唱する「公共哲学としての功利主義」の概要を述べるとともに、一つの応用問題として、外国人の人権に関する彼の議論を紹介する。

---

### ■ キーワード

功利主義、公共政策、外国人の人権、調整問題

---

### はじめに

本稿は、ロバート・グッдинの功利主義理論を紹介することを目的とする。

グッдинはオーストラリア国立大学の社会科学研究所 (Research School of Social Sciences, Australian National University) の哲学教授の地位にある。『公共哲学としての功利主義』(Goodin [1995])、『政治道徳の動機づけ』(Goodin [1992])など多くの著書があり、制度設計に関する学際的な理論潮流に属する『制度設計の理論』(Goodin [1996])など編著も多い。

本稿では、このうち『公共哲学としての功利主義』、中でも彼の功利主義理論を鮮明に示す同名の第1章および国籍による権利保障の差異の問題を扱う第16章を中心に、彼の理論を紹介する。

### I 功利主義と私的倫理

道徳理論としての功利主義の評判は、近年芳し

いとはいえない。それは、我々の道徳的直観に反する帰結を導く哲学であり、選好の満足やその計算にいそしむ品性の卑しい哲学であり、何より個々人にあまりに過大な要求、つまり一挙手一投足が果たして社会の最大幸福に貢献するかを常に吟味せよという要求を行う哲学であるとして批判されている。

グッдинによれば、こうした批判が生まれるのは、功利主義の本来の適用場面であるはずの公共政策の場ではなく、個人の私生活上の倫理について、功利主義を適用しようとするからである。ベンサムは、監獄の設計や憲法、刑法をはじめとする諸法典の立案に精力を注いだ。ミル親子もインド植民政策や婦人参政権問題など、公共政策について発言した。功利主義はそもそも公共政策上の問題については、社会全体の利益を考慮してそれを決定すべきことを提唱するものであった(pp. 11-12；以下、括弧内のページ数は『公共哲学としての功利主義』(Goodin [1995])のページ数を示す)。

功利主義について通常なされる批判をみても、

それが、功利主義を私的な倫理をつかさどる道徳理論として誤用することから生まれるものであることが分かる。まず、功利主義が、個人としてのコミットメントや個人的な愛着などを考慮にいれない、誰のどこからでもない視点 (view from nowhere) から物事を見ようとする哲学だという批判がある。確かにその通りである。個人の私的な倫理について考える場合、こうした視点から判断を下すことは、非人間的な態度や行為を導くものとして批判されるべきであろう。しかし、例えば公務員や政治家がその役職を果たそうとするとき、さらには、個人であっても公共的問題の審議や決定に参加する市民として行動するときには、個々人の特殊なコミットメントや愛着は、むしろ妨げになる。こうした特定の利害にとらわれず、特定の誰でもない立場から社会全体の利益の所在を明らかにしようとする態度こそが要求されるはずである (pp. 8-9)。

功利主義が、常にいかなる帰結が生ずるかを念頭に置いて冷徹な計算を行う哲学だという批判も同様である。個人の私的な生活空間では計算高い(calculating)ことはマイナスに評価されてしかるべきである。自己にとっての結果の計算を超えて、倫理的義務に忠実である人が高く評価されることも多いであろう。しかし、公務員や政治家にとって、結果を常に意識し、何が起こりそうかを冷静に見通すことは、第一の義務である。彼らは常に結果に責任を負っているのであって、いかなる心情で行動したか、あるいはいかなる義務規範に従ったかは二の次の問題である (pp. 9-10)。

功利主義が、心理的な幸福や選好の満足などの最大化を追求する低俗な(crass)哲学であるという批判も、以上の批判と関連している。功利主義者としては、最大化を追求する対象に高尚なものを織り込むことで対処することももちろんできるが、むしろ、私生活にとっては低俗といえるような態度も、公共的な問題を処理する場合には適切な態度といえ

るのだという応答を行うべきである。「そんなことをして何の役に立つのか」という質問は、確かに個人の生活を精神的に貧しくするものかもしれない。しかし、コストばかりかかるて何の役にも立たないことを公共政策として決定することは、宗教戦争を遂行することと同様、全くの誤りである (pp. 10-11)。

## II いかなる功利主義か?

さて、こうした功利主義の適用場面を公共政策の審議と決定の場面に限定したグッдинは、次いで、いかなる功利主義を選ぶべきかという問題に進む。功利主義には、さまざまなヴァリエーションがある。

まず、最大化を追求する対象は何であるべきかという論点がある。ベンサムは快楽から苦痛を差し引いた心理的幸福こそが最大化の対象であるとした。しかし、人々が満足を得るのは、必ずしも心理的な快楽を生み出すものとは限らないことが指摘されると、選好の満足こそが最大化の対象だとする選好功利主義 (preference utilitarianism) が現れる。さらに、人々は現に認識していないものからも満足を得ることがあることが指摘されると、そうした潜在的な選好まで対象を広げた福祉功利主義 (welfare utilitarianism) が提唱されるようになる。資源(resources) や基本的能力(basic capabilities) の最大化を提唱する理論はこの中に含まれる。グッдинは、このうち、最後の福祉功利主義を選択する。批判を通じて洗練を重ねてきた結果の理論が福祉功利主義である以上、この選択は自然なものといえよう (pp. 12-13)。

次に問題となるのは、誰の福祉を最大化するかである。可能ならゆる人々か、現に生存している人々か。ベンサムの指導理念に従って可能なあらゆる人々の選好を最大化する試みが、人口爆発という悲惨な結果を導くことは夙に指摘されている。他方、現に生存している人々が現に抱いてい

る選好のみを念頭に置いたのでは、社会の現状をより良くしていくという方向は生み出しえなくなる。グッдинは、そこで現に生存している人々の潜在的なものをも含めた選好の最大化、つまり福祉の最大化を目指すべきだとする(pp. 14–16)。

最後に、行為功利主義かルール功利主義か、あるいは動機付けの構造(motivational structure)に着目する功利主義かという周知の選択がある。首尾一貫しようとする限り、行為功利主義をとらざるをえないという強力な議論が提示されている。ルールや動機付けの構造に着目する議論は、特定のルールや動機付けの構造を選ぶことで、最終的には福祉の最大化を導く行動を人々がとるようにすることを狙いとしている。そうである以上、問題となるルールや動機付けの構造にもとづく行為と、端的に福祉の最大化をもたらす行為とが異なる場合に、後者をとるべきことは明らかであるように見えるからである。

しかし、グッдинは、この問題設定は非現実的であると指摘する。極めて多数の人々が行う極めて多数の行為について、それぞれが福祉の最大化に貢献するか否かを厳密に予測することは不可能である。情報の収集と処理の能力が限定されている現実の世界では、行為功利主義者は、社会の福祉の最大化に端的に貢献すると自分が考える行為をとるべきでないかもしれない。個々の行為が社会の福祉の最大化に貢献するためには、それらが十分に調整(co-ordinate)されている必要がある。そのためには、公的な、誰にも分かるルールに従うことがよりよい選択といえる。もちろん、ある特定のルールに従うことが、明らかに邪悪な結果をもたらすことが予見される場合には、当然それに違背することが、功利主義にかなうであろう(pp. 16–18)。

### III 個人間の比較

最後に残るのが、個人間の比較の不可能性と

いう問題である。我々は、他人がどのように感じているか、どのような選好を持っているのか、どのような資源を潜在的に欲しているのかを本当に理解することはできない。このため、個人間の効用の比較は不可能である。こうした批判が功利主義に対して伝統的ななされてきた。厚生経済学者が、極めて弱い比較の基準であるパレート基準に依拠してきたのもそのためである。しかし、パレート基準は、それがあまりにも弱い基準であり多くの選択肢の優劣をつけられないこと、本質的に保守的な基準であることなど、多くの欠点がある。この欠陥を補うために、カルドア＝ヒックスの仮想補償基準やロールズの基本財(primary goods)の概念、センの潜在能力(capabilities)の概念など、それを乗り越えようとするさまざまな提言がなされてきた。

グッдинは、こうした個人間の比較を行おうとする方向を適切なものだと考える。個人間の効用比較に関する批判が典型的に当てはまるのは、古典的な心理的功利主義にとどまる。抽象化されたレベルでも他人の効用は分からぬという主張は、我々は他人の心に入り込むことができないのに、それでも他人の言うことが理解できるというごく日常的な経験と衝突する。所詮、我々が行うことのできる効用計算は大雑把なものであって、その計算の基礎としては、他人も大体のところは自分と同じような存在であろうという大雑把な想定で十分である。たとえ、功利計算の結果があややなものであったとしても、公共的な議論の素材を提供することは少なくともできる(pp. 19–21)。

個人間の効用の比較にもとづく功利主義の計算が、人々の道徳的直観に反する極めて邪悪な結論を正当化するという批判もしばしばなされる。たしかに、こうした大雑把な計算の結果、キリスト教徒を毛嫌いするローマ市民を喜ばせるためにキリスト教徒をライオンに食べさせたり、通りがかりの人を捕まえてその臓器を複数の患者に移植したりという決定が正当化されるかもしれない。

しかし、グッдинの考えでは、功利主義の適用場面を公共政策の決定に限定することで、こうした批判を回避することができる。公共政策の対象は、制度や長期的な政策の選択など、誰の目にも明らかで、しかもその効果が永続する選択である。個別の場面における特殊な行為の選択が問題となるわけではない。こうした公共政策上の選択にあたって想定すべきなのは稀にしか起こらないであろうような特殊な事例ではなく、しばしば、しかも長期にわたって発生するであろうような標準的な事例である。多数者の選好を満足させるために少数者の基本的な利益を侵害するという、功利主義への反証として提示される事例の多くは、そうした行為を行っていることが公にならない限りでしか行われえないであろう。少数者がそうした目に遭っていることが公知の事実となったとき、多数派に属する者は「次は自分の番かも」と思うはずである(pp. 22-23)。

功利主義が人々が別個の存在であること (separateness of persons) を軽視しているという批判は妥当なものとはいえない。まず、功利主義は、各個人が別個の価値の帰属点 (locus of value) であることを認識している。各人は一人に、そして一人にのみ数えられる。そして、第二に、人はおおむね同じような存在であるという経験的な想定と境界効用は通減するものだというやはり一般的な想定とは、人々を平等に扱うべきだという帰結を導く。功利主義が、特定の人々を多数者のために犠牲にする本性を有する哲学だという批判は当を得ていない(p. 23)。

#### IV 具体的問題への応用

『公共哲学としての功利主義』におけるグッдинの狙いは、以上で説明したような功利主義理論が、公共政策の決定にいかに役立つかを具体的に示すことである。彼は、法的責任の配分(第5～7章)、

最低所得の保障や生活レベルの激変を緩和する所得再分配政策(第12～15章)、地球温暖化の防止(第18章)などについて、功利主義がいかなる政策上の助言を与えることになるかを示す。「どこからでもない視点」から下されるその助言は、読者に鮮やかな見通しを示すものが多い。

筆者の専門である憲法学の観点から見て特に関心を覚えるのは、第16章で扱われている外国人と国民との権利保障の差異の問題である。自国民の権利を外国人の権利より厚く保護するのは当然だという判断は、「どこからでもない視点」からのものではありえない。特に、人であれば誰もが当然に享有するはずの「人権」について、その保護の程度を国籍の有無によって区別することがなぜ正当化されるのかは、憲法学では「外国人の人権」というテーマで論じられる重要な問題である。グッдинは、この困難な問題を、万人が等しく有するはずの権利を効果的に保障するために、保護の管轄権が国際的に調整(co-ordinate)された結果として説明する。以下では、このグッдинの議論を簡単に紹介する。

#### V 普遍的義務と特殊な義務

権利、義務には人一般について普遍的に妥当するものと特別な関係にある人々の間でのみ妥当するものとがある。「汝、人を殺すなかれ」という格言に示される義務は普遍的な義務の例である。親族間の扶養義務、教師が生徒に対して負う教育上の配慮義務は、相手と自分との特殊な関係の故に負う義務の例である。デレク・パーフィットが指摘するように、我々が日常的に想起し遂行する義務の多くは、我々が特定の関係に立つ人々、つまり、子供、親、友人、恩人、生徒、患者、依頼人、同僚、同胞市民などに対する義務からなっている<sup>1)</sup>。日常的な道徳観からすれば、これら特定の関係に立つ人々に対して我々が負う義務は、見知らぬ人々に

対して我々が負う普遍的な義務に優先する。

グッдинが指摘するように、同胞市民(fellow-citizens)に対する義務は、特殊な義務の例である(p. 265)。我々が、同国人に対して負う義務と外国人に対して負う義務は異なると考えられている。日本の憲法学では、この問題は、外国人に保障される権利の範囲と程度という形であらわれる。

伝統的な憲法学上の議論の仕方によれば、「参政権のように、その性質上国民にのみみとめられるべきものは別として、原則として」、外国人についても憲法上の権利は保障される<sup>2)</sup>。その前提には、いやしくも人たることにより当然享有する人権は、外国人も当然享受するはずだという想定がある<sup>3)</sup>。憲法上の権利の多くが、人である以上は普遍的に保障される権利であれば、それを保障し、侵害を加えないよう努めるのは普遍的な義務である。日本人たる有権者が最終的には発言権を持つ形で構築し、運営する権利保障のシステムは、外国人に対しても普遍的な権利はこれを保障するものでなければならないはずである。

しかし、日本の判例は必ずしもこうした立場を貫いてはいない。いわゆるマクリーン事件の最高裁判決は、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」であるとの一般論を述べた上ではあるが、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、…外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」とする。そして外国人は、「在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的事情としてしんしゃくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない」。なぜなら、外国人には原則として入国の自由がなく(つまり、日本国として外国人を受け入れる義務はなく)、したがっていったん入国した外国人にも引き続き在留する権利はないからである<sup>4)</sup>。外国人に原則とし

て入国の自由がなく、いったん入国した外国人にも在留しつづける権利がないことについては、日本の学説も一般的に同意している<sup>5)</sup>。

外国人に日本に入国・在留する権利はなく、したがって入国・在留に条件を付すという形で在留外国人の憲法上の権利を自由に制限でき、在留期間更新の際には、政治的表現活動など、人権として典型的に保障されているはずの活動を消極的事情としてしんしゃくしうる。だとすれば、そもそも憲法は普遍的な「人権」を保障していると想定してよいのかという疑問さえ生じかねない。憲法は、人である以上、当然に保障すべき権利をすべての人々に保障しようとしているわけではなく、もともと同国人という特定の人々の権利のみを保障しようとするものであり、その上で、こうした権利の保障をどこまでそれ以外の人々に拡張して適用することが可能かという問題が学説や判例によって議論されてきたのではなかろうか。出発点がこのように設定されているのであれば、実は、参政権など、「権利の性質上日本国民のみをその対象としている」と解されるもの」と、それ以外の外国人にも等しく保障されるはずの権利との違いは、程度の差にすぎない<sup>6)</sup>。

## VI 相互扶助組織としての国家

普遍的であるはずの人権を同国人のみに保障すべき権利であるかのように扱うことを正当化する議論としてよく引き合いに出されるのは、社会契約のアナロジーに即した以下のようなものである(pp. 277-78)。

国家とは一種の相互扶助組織であり、国民は相互扶助の契約を結んだそのメンバーであって、一定の義務を果たし、メンバー全員の利益の向上に貢献する者のみが、それに見合った権利の保障を認められる。普遍的に認められるべき人権は、それ自体としては抽象的権利にすぎない。その実効的な保障には、権利侵害にかかる紛争を公正

に裁定し、それを効果的に執行するメカニズムが必要である。さらに、単に精神活動の自由や経済活動の自由を抽象的に享有するだけではなく、それを生かして実際に精神活動や経済活動を行うためには、それを可能にするさまざまな社会制度の整備が必要である。こうした紛争の裁定や制度整備を行うのが国家の役割である。国家の設立と維持にはそれを支える人々の貢献が必要となるが、人々がこうした貢献をするのは、少なくとも長期的に見れば、こうした貢献が各人の権利の実効的な保障につながり、各人の利益にかなうからである。つまり、最終的な差引勘定では、すべてのメンバーがプラスの利得を手にするはずであるからこそ、人々は国家という相互扶助組織を構築し、その運営に協力する。

国家がこうした役割を期待され、それに応じて機能するものである以上、国家が第一義的に保障する義務を負うのはそのメンバー、つまり国民の権利である。人が、生来、抽象的に享有するその権利を具体的・実効的に保障してほしいのであれば、いずれかの国家に所属し、その運営に協力すべきであって、自分がそのメンバーではない国家のサービスを享受しようとするのは筋違いである。したがって、普遍的な権利であるはずの人権を、各国があたかも同国人のみに認められる権利であるかのように扱うことには、相応の理由があることになる。また、この考え方からすれば、相互扶助組織の運営に参加する権利、つまり参政権も、原則として同国人にのみ認められることになるであろう。

こうした議論には、ある程度の説得力はあるものの、グッデンは、これで各国の実定制度が十分に説明できるとはいえないとする。この議論では、定住外国人のように、日本人とほとんど変わらずに納税し、法令に従った義務を果たしている人々に、なぜそれに見合う権利を保障しないのかを説明することが難しい。最終的な差引勘定において、すべてのメンバーのプラスになるような人であれ

ば、こうした人もメンバーとして認め、参政権を含めてメンバーに即した貢献を求める代わりに、社会保障を含めてメンバーに与えられるべきサービスも提供するのが自然な考え方である(p. 278)。

他方で、こうした考え方からすると、生まれながらにして重度の障害を負っている人のように、長期的に見てすべてのメンバーの利益に貢献することがさして期待できない人々については、国籍にかかわらず最初から貢献を求めない代わりに権利保障のサービスも提供すべきでないという結論が導かれかねないが、こうした結論は我々の常識にも反するし、各国の制度とも一致しない(p. 278)。

## VII 調整問題を解決する標識としての国籍

グッデンが提示する解決策は次のようなものである(pp. 280ff.)。我々が同胞市民に対して負っている権利保障の義務は、そもそもすべての人がすべての人に対して負っている普遍的義務に由来するもので、本来、特定のメンバー間についてのみ認められるものではないが、ただ、その効果的な実現のために、特に同国人の間で便宜的に認められるものである。本来は普遍的に妥当する義務であるが、それをすべての人がすべての人に対して遂行しようとするよりは、特定の人のみが特定の人のみに対してその義務を遂行することとした方が、より効果的に義務が遂行でき、したがって権利も効果的に実現する状況は少なくない。たとえ普遍的な義務であっても、ある人がその義務を果たしてしまえば、ほかの人が同じ義務を遂行しようと/orもはや無駄であり、かといって、誰かほかの人がどうせ果たすであろうという理由で誰もが放置していると、誰もなすべき義務を果たさないという状況である。こうした状況は一種の調整問題(co-ordination problem)であり、この問題は、当該義務を果たすべき者をあらかじめ特定することで解決することができる(pp. 31-37)。

例えば、海水浴場で誰かが溺れそうになっているとき、本来は、その場にいるすべての人に救助義務があるはずだが、すべての人が一斉に救助に赴くと無用の混乱が生じ、かえって多くの人命が失われるおそれさえある。かと言って、誰かが助ければそれで済むことだとすべての人が考えるならば、誰も助けに行かないおそれもある。こうした場合、あらかじめ指定されたライフ・セーバーが救助に赴くこととすることで効果的に救助活動を遂行することができる。入院患者を誰が診療すべきかという問題も同様で、患者を治療する義務はすべての医師が負うはずであるが、すべての医師がすべての患者の診療を交代で行うこととするよりは、特定の患者について担当の医師を指定して各患者の健康回復に努める方が効果的であろう(pp. 281-83)。

国籍も似た機能を果たすと考えることができる(pp. 283-85)。国家が提供するさまざまなサービス、そしてそれにかかるコストを分担する義務は、そもそもはあらゆる人があらゆる人に対して負っている普遍的な権利や義務のあらわれであるが、それを効果的に実現するためには、それぞれの属する国民同士について認めることができ、少なくとも第一次的には適切である。この考え方からすれば、なぜ、われわれが先天的な障害者に対しても同胞として一定の義務を負うのかが説明できるし、また外国人の権利を保障すべき責任が、第一次的には当該外国人が属する国家にあることも説明が可能である。これに対して、例外的に、例えば定住外国人が居住する国の租税を負担するのは、治安の維持、外交・防衛、交通網の整備など、居住国が提供するサービスをたまたま享受しているからという特別の事情で説明することになるであろう。

こうした考え方からすれば、国籍は、普遍的に保障されるべき権利を効果的に保障すべく、それを保障する任務を負う者をあらかじめ指定するための、つまり、国際的な調整問題を解決するための標識として用いられていることになる。地球上

で暮らす数多くの人々のうち、所与の人々について生来の人権を保障し、自由に幸福を追求しうる環境を整える責務を第一次的に負うのがどの政府であるかを指定するための便宜的な物差しとして国籍は用いられているわけである。複数の国籍を同時に保持する者が事実上、圧倒的に少数である世界では、国籍をこうした標識として用いることには十分な理由がある。ライフ・セーバーの比喩を延長して言えば、広大な海水浴場を何人かのライフ・セーバーが分担しているとき、分担する仕方として、それぞれが特定の集団を受け持つこととしている状況と似ている。

## VIII むすび

筆者は、ここで紹介したグッдинの議論は、日本国憲法下での「外国人の人権」問題に対処する上でも有効な視点を提供するものだと考える。この考え方からすれば、同国人の権利保障を第一に考え、外国人の権利保障は在留制度の枠内でのみ考えるという現在の通説・判例の態度は、憲法上の権利保障が同胞市民同士という特別の関係にもとづく義務だからという理由ではなく、とりあえず国籍を標識として権利を保障する相手方を選別することで、国際社会全体としては、より効果的に普遍的に保障されるべき権利を各人に保障しうるからという理由で根拠付けられることになる。

本稿で描いた国籍の役割論と類似した議論として、国境の意義に関するジョン・ロールズの議論がある。彼によれば、現在の国境の線引きは歴史的偶然による恣意的なものに見えるが、それにもかかわらず、ともかく特定の領土とその住民について誰が責任を持って配慮するかが決定されていることには意味がある。これは、ある財産についてそれが劣化しないように配慮するよう、財産権者が誰かが定まっていることと同様である。ある国民がその領土や人口について適切な配慮をしない場

合、任意に戦争で領土を獲得したり、他国に移住したりすることは許されない。それが許されるのであれば、いずれの政府も自国の領土や住民について適切な配慮をしようとはしなくなるおそれがある。線引きが恣意的であることは、それが正当化されえないことを意味しないわけである<sup>7)</sup>。

「外国人の人権」の問題に関心のある方は、より詳細にこの問題を検討する拙稿<sup>8)</sup>をご参照いただきたい。

#### 注

- 1) Parfit [1984] p. 95; 邦訳133～134ページ。
- 2) 宮沢・芦部 [1978] 187ページ。
- 3) 最判1950(昭和25)年12月28日民集4巻12号683ページ参照。
- 4) 最大判1978(昭和53)年10月4日民集32巻7号1223ページ。
- 5) 伊藤 [1995] 365ページ、芦部 [1994] 121～129ページ、樋口 [1994] 189ページ〔佐藤幸治執筆〕、樋口 [1998] 180ページなど。国際法学者の見解として、山本 [1997] 515ページ参照。
- 6) 安念潤司が示唆するように、あらゆる人に国内でいかなる活動を行うかを顧慮しないで入国・在留の自由を認める制度は「ほとんど戦慄すべきもの」であって、現実に実施しうるとはにわかには考えにくい(安念 [1993] 180ページ)。つまり、現実に実施可能なのは、いずれの国においても、同国人をまずは権利主体として想定し、次いでその保護範囲をどこまで拡張しうるかを考えるアプローチのみである。したがって、普遍的であるはずの人権を保障する義務は、具体的な実施のレベルでは同国人の権利のみを保障

すべき特殊な義務を核心とすることになる。なお、日本国憲法第三章は、その表題が示す通り、国民に対してのみ権利を保障しているとする説として、小嶋 [1987] 156～157ページ参照、同旨の最近の文献として、高橋 [1999] 85ページ以下がある。

- 7) Rawls [1999] pp. 8 & 38-39.
- 8) 長谷部 [2001] 387ページ以下。

#### 参考文献

- Goodin, Robert. 1992. *Motivating Political Morality*. Blackwell.
- Goodin, Robert. 1995. *Utilitarianism as a Public Philosophy*. Cambridge University Press.
- Goodin, Robert, ed. 1996. *The Theory of Institutional Design*. Cambridge University Press.
- Parfit, Derek. 1984. *Reasons and Persons*. Oxford University Press; 邦訳『理由と人格』森村進訳(勁草書房, 1998)
- Rawls, John. 1999. *The Law of Peoples*. Harvard University Press.
- 芦部信喜 1994『憲法学I』有斐閣
- 安念潤司 1993「『外国人の人権』再考」芦部信喜先生古稀記念『現代立憲主義の展開』上巻 有斐閣
- 伊藤正己 1995『憲法〔第三版〕』弘文堂
- 小嶋和司 1987『憲法概説』良書普及会
- 高橋正俊 1999「外国人の基本的人権保障の対象性」新幸他編『公法の思想と制度』信山社
- 長谷部恭男 2001「外国人の人権に関する覚書—普遍性と特殊性の間」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革』上巻 有斐閣
- 樋口陽一他 1994『注解法律学全集憲法I』青林書院
- 樋口陽一 1998『憲法〔改訂版〕』創文社
- 宮沢俊義・芦部信喜 1978『全訂日本国憲法』日本評論社
- 山本草二 1997『国際法〔新版〕』有斐閣  
(はせべ・やすお 東京大学教授)

## リスク社会と再帰的近代

— ウルリッヒ・ベックの問題提起 —

今田 高俊

---

### ■ 要約

リスク社会という視点が明示的に導入されたのは、1980年代後半以降である。科学技術の発展は社会に多大の恩恵(富)をもたらしたが、その反面で社会生活のリスク(危険)をも増大させた。本論では、近代社会をリスクの生産と分配という側面から捉える視座について、ウルリッヒ・ベックの議論に基づいて考察してみる。リスクには環境的リスク・技術的リスク・社会的リスクを区別することができるが、富とは異なりリスクは、原則として、貧富の差や権力の差を超えて分配され、しかも直接個人に向けて分配される性質を備えている。これらは近代の自己加害のメカニズムとして定式化されるものであり、リスク社会は単純な近代とは区別された再帰的近代に特徴的な位相である。今われわれは、近代に対する反省とリスク応答的な社会の在り方を模索すべき時代に立たされている。

---

### ■ キーワード

リスクの分配、ブーメラン効果、近代性の自己加害、再帰性、リスク応答的社会

---

近代の旺盛な経済活動が自然の驚異を克服し、人類に富と生活の安寧をもたらすと信じられたのは、20世紀なかばまでである。それ以降は、地球環境問題を契機として、過剰な産業生産が生活基盤を破壊するリスクをも同時に生産していることが自覚されるようになった。産業社会は富の生産だけでなくリスクをも生産し分配する。

1986年に出版された『リスク社会』で、ウルリッヒ・ベックは豊かさを生み出す近代産業社会が、同時にさまざまなりスクを生み出し、これを人々に分配して、われわれの生命と社会関係をむしばむ時代を迎えていると主張した。この書物は旧ソ連の Chernobyl 原発事故直後に刊行されたこともあってベストセラーとなり、社会的リスク研究の機運の高まりのきっかけとなった。そこで本稿では、彼の議論を中心に、リスク社会への視点とそれへの対応を考察してみよう。

### 1. リスク社会という視点

リスク概念は、ベックにより社会理論のキーワードにまで高められたといつても過言でないが、従来は工学ないし自然科学の分野でリスク評価という側面から扱われるのが主流であった。災害と安全性の科学、原子力工学、公衆衛生学の分野で、事故率の計算、許容値や限界値の設定などを数量的に評価するために使われてきた用語である。最近では、経済学や経営工学でも頻繁に用いられているが、ポートフォリオ理論に見られるように、その手法はリスクを最小限に抑えて投資効率(収益)を上げることが主眼である。これらの分野が扱うリスク概念には、ベックのいう富の生産・分配からリスクの生産・分配へという視点は見られない。

リスク(risk)とは人が何かをおこなった場合、その行為にともなって起こる危険を意味する。事故や災害など危険な出来事をあらわすデンジャー

(danger)とは異なり、リスクは何らかの意思決定(人為的な企て)から帰結する危険を意味する。リスクの類型には、地球温暖化や生態系の破壊など環境的リスク、遺伝子操作や原子力発電や食品添加物など技術的リスク、および治安の悪さや就労形態の不安定化(失業を含む)など社会的リスクが含まれる。産業社会の進展とともに、これらのリスクが生産され個々人に分配されることに無関心ではいられなくなってきた、というのがリスク社会の視点である。

### ブーメラン効果と科学の過失

ベックによればリスク社会の到来は、近代産業社会の高度化により必然化したものであり、豊かな社会を実現するための営み自身がもたらしたものである。「富を生み出す源としてかつて大いに脚光を浴びた原子力や遺伝子工学は予測し得ない危険の発生源」となり、「生命の自然的基盤に対する脅威と破壊」として現れるのである<sup>1)</sup>。分かりやすくいえば貧困克服の努力がリスクを生むという「自業自得」のメカニズムが顕在化していることである。こうしたリスクは初めのうちは潜在的な状況にあったが、時代を経るとともに可視化するようになった。森林の枯死、スモッグや有害物質に汚染された建物、河川や海の洗剤汚染などがそれである。科学技術は「産業が世界中で空気、水、食品を汚染し、それによって植物、動物、人間を弱らせ死に追いやるのを堂々と支援しているのである」<sup>2)</sup>。これまで科学技術の関心事は生産性の向上という呪縛に陥ってきた。このことがリスクを生産しておきながら、それを正しく認識できなくさせているのである。

「一方で生産性向上につながれば、他方では病を作り出す」という副作用の叫びに無関心を決め込むことはできず、またそうしてはいられない、というのがベックの主張である。というのも、リスクの分配の特徴は富の分配とは構造的に異なり、

《ブーメラン効果》を持つからである。つまり、リスクはそれが拡大する過程で、それを生み出し、それから利益を得ている者をも襲うことだ。リスクの前では、富者も権力者も安全ではない。なるほど、収入・権力・教育のある豊かな者は、リスクからの自由を金で買うことができるが、それは緊急避難的でしかなく、いざれば彼らにもそれが及ぶようになる。「危険には、いくつかの階層もしくは階級に集中するという不公平が確かにある。それは富の分配の結果と似ている。しかし危険の分配は本質的に全く別の論理にもとづいている。すなわち、近代にともなう危険にあっては遅かれ早かれ、それを創り出すもの、それによって利益を受けるものも危険に曝されるのである」<sup>3)</sup>。リスクの生産と分配は、特定の階級や集団が特権的に回避することはできない特性、すなわち自らに回帰してくるブーメラン効果を持つ。「貧困は階級的で、スモッグは民主的である」。さらに、リスクには地球的規模へと拡大する傾向が内在しており、先進社会と開発途上国との格差をも無視して民主的に分配される。もちろん、貧富の差という階級状況と危険状況が重なり合って、リスクの不平等分配が進み、貧困層や弱者が多くの被害をこうむるという悲劇は存在する。これは新たな不平等問題になるが、富の場合と異なって、リスクにさらされる状況は原則として時と場所と階層に関係しない。

リスクは富のように明確に知覚できないことが特徴である。お金と違って、放射線や有害物質は簡単に知覚できない。健康を損なうものや自然を破壊するものは、個人の感覚能力では認識できないものが多く、専門家による分析と論証に依存しなければならない場合がほとんどである。また、その手続きについて素人は正しく理解することが困難である。それ故、リスクに対して手心を加えた対応がなされる潜在的可能性がいつも存在する。つまり、リスク評価の在り方自体にリスク(ごまかす、甘く見つめるなど)が存在することだ。

例えば、薬害や公害に関する因果関係の特定をめぐる困難にこれが現れる。危険であることを言明するためには、実証性という視点から原因物質と危険の因果関係の特定を要求される。しかし、因果関係を実証的に確認するというのは多くの場合きわめて困難である。話は逆で、リスク評価の専門家は当該問題に関して、原因物質と危険のあいだに因果関係がないことをあらゆる側面から論証し証明すべきなのである。しかし、実証主義の立場に立つ近代科学では、こうした手続きは採用されない。因果関係があることを証明しなければならないとされる。このことがリスクの生産と分配に関して無神経となる原因となり、その拡大生産を許してしまい、リスクの普遍化を加速するのである。科学技術が「危険を生産しておきながら、それを正しく認識できない大きな理由は、科学技術の合理性が『経済しか見ない単眼構造』にある」からであり、「危険に盲目」だからである<sup>4)</sup>。

### リスクの個人への転嫁

リスクは生命を脅かす環境的・技術的リスクに限定されない。これまで人間生活を支えてきた、男女関係・家族や職業労働の在り方についてのリスクも高まっている。社会的リスクに関するベックの視点は、近代化により一層の個人化が進むことで、リスクは共同体や集団を通り越して、直接個人に分配される傾向が高まることである。つまり、リスク分配に関する緩衝地帯がなくなり、リスクの個人への転嫁が進むことだ。

ベックによれば、先進社会における人々は既に階級社会を超えた関係のなかに生きているという。第二次大戦後の経済発展により、全体として収入が増え、教育水準が上昇し、社会移動や権利も増大した。その結果、日常生活における階級アイデンティティや階級との結びつきは弱体化ないし消滅した。いわく、「人間を解放する傾向と人間をばらばらにする傾向をせき止める二つの大きな

『堤防』—窮乏化による階級形成あるいは身分による共同体化を通じての階級形成—は、福祉国家の発展とともに破壊された。その結果、身分や階級や階層といった伝統的大集団カテゴリーでものを考え探求することの信憑性が疑問視されるようになった<sup>5)</sup>。こうした現象は近代化が個人化を進めることにより引き起こされたものである。大衆民主主義と福祉制度の充実が個人化を進める触媒作用として働き、その結果、リスクも個人に直接分配されるようになった。

その典型が失業に見られる。「大量失業は、個人化という条件の下では、個人的運命として人間に負わされる。人間は、もはや社会的に公然とした形ではなく、しかも集団的にでもなく、個々人の人生のある局面において、失業という運命に見舞われる。失業という運命に見舞われた者は、自分一人でそれに耐え忍ばなくてはならない」<sup>6)</sup>。失業が私的なことがらに転化され、個人的な人生の失敗として個人を襲うのである。しかも、失業はしばしばハンディキャップを背負った人々子供を持つ有職女性、低教育層、病人、中高年、外国人などに襲いかかるが、これらは失業統計ではきちんと把握されない。それが社会的な問題であるにもかかわらず、リスクが自己責任という美名の下に個人に転嫁されてしまう。

職業労働におけるリスクの個人への転嫁(分配)は、失業だけでなく、非典型雇用にも現れる。雇用の流動化という名の下に進められている就業形態の多様化は、企業リスクを働き手に分散(転嫁)する試みである。昨今、日本では、契約社員、パートタイム労働、派遣労働、フリーターなど、従来の雇用契約や勤務形態とは異なる就労形態が増加しているが、これらは失業とは言えないにしても、いわゆる正規就業でもない働き方である。

非典型雇用については2つの見解が存在する。第一は、従来の画一的な9時～5時労働をゆるめて、勤労者の生活形態に合わせた柔軟で多様な

を入れることが難しくなる。

こうした事態を自己責任という美名の下に無視し放置している社会の仕組みが問い合わせられなければならないのである。ベックが言うように、配偶者のことを考慮に入れた労働の移動性が制度化され、それによってキャリアに不利にならないよう配慮すべきである。職業安定所は、単に本人の職探しの相談にのるだけでなく、家族のための職業相談や職業紹介をおこない、政府も配偶者を考慮した職業キャリアのモデルを確立するよう企業に働きかけるべきである。リスクには個人的に引き受けるべきものと集合的に引き受けるべきものとが存在する。この線引きをきちんとすることで、従来の性別役割分業を超えた新しい男女平等を達成することが重要である。

## 2. 再帰的近代と自己加害

上記のようなリスク社会論の背景には、近代社会に関する位相転換の認識が存在する。ベックによれば、もはや近代社会は進歩と啓蒙を樂観視する状況にはない。リスク社会論に対応する近代はいわゆる「産業化論」が扱ってきた近代とは異なる位相に位置するものだ。彼は近代の位相を、前近代、単純な近代、再帰的近代の3段階に区別している。前近代から単純な近代への移行を推進してきたのが産業社会論である。これに対し、リスク社会は、単純な近代における産業化が隠ぺいしてきた「副作用」に焦点を当てた社会である。そのメカニズムをあらわすのが再帰性であり、ベックはこれを近代の「自己加害」として定式化する。要するに、再帰的近代は「リスク社会」と対応する近代である。

ベックのいう再帰的近代の要点は、近代化が徹底することにより「近代性の自己加害」(副作用)として、リスクの生産と分配が進むことにある。注意すべきは、彼が意識過程としての反省(reflection)と行為や作用の自己適用としての再帰性(reflexivity)と

を明確に区別していることである。単純な近代に見られる反省理論(reflection theory)と再帰的近代における再帰性理論(reflexivity theory)とは異なる。単に反省するということではなく、それとは無関係に、人間が加えた作為がめぐりめぐって自己に跳ね返ってくること、すなわち自己言及作用により負の影響が自らに及ぶことである。

再帰性は負の影響が回帰してくる現象に限られないが、ベックは近代批判の視点として負のそれに意図的に焦点を当てるのである。このあたりの事情を彼は次のように述べる。すなわち、「モダニティの反省理論の典型的な前提是、……社会の近代化が進めば進むほど、行為の担い手(主体)は、みずからの存在の条件に反省を加え、こうした反省によってその条件を変える能力を獲得していくようになるという命題に、単純化できる。この命題とは対照的に、モダニティの再帰性理論の基本命題は、ごく単純化すれば、次のようになる。つまり、近現代社会の近代化がより一層進展すれば進展するほど、産業社会の基盤はますます解体され、浪費され、変化をこうむり、危機にさらされていくという命題である。前者との違いは、産業社会のこうした成り行きが反省なしに、つまり知識や意識が及ばないかたちで生じうるという事実にある」と<sup>10)</sup>。

要するに、ベックは知識や意識過程に代表される反省とは区別された自己適用、自己加害としての再帰性を問題にしている。再帰性は必ずしも知識や意識過程としての反省をもたらすとは限らない。それは、行為の意図せざる結果や悪循環などに代表される自己適用ないし自己触媒のメカニズムをあらわす。さらに言えば、自己言及における逆説的な帰結や矛盾をも想定している。であるからこそ、再帰的近代化では「近代性の自己加害」としてのリスク社会が問題とされるのである。自己加害としての再帰性は、日本語でいう「自業自得」にあたる。自らおこなった行為によってその報いを受けることである。「再帰的近代化とは、発達が自己破壊に転化

働き方を約束し、生活にゆとりをもたらすという見解である。第二は、かつて女性のパートタイム労働が雇用調整の格好の対象とされたように、企業の合理化対策のターゲットにされる不安定就労であるとする見解である。どちらの見解にもそれなりの説得力があるが、共通するところは、雇用形態にまでリスク分配の問題が及んでいることだ。前者は専門技術職や管理職には向いているが、一般的従業員にとってはなかば失業を抱え込むことであり生活不安の原因となる。後者の見解は、非典型雇用が伝統的な正規労働の雇用を確保し失業を抑止するために考え出された案で許せないとする意見だが、これに反対して安定就労を確保しても、企業の（国際）競争力が弱体化して倒産に至れば失業という悲劇を迎えることになる。

ベックはこうした非典型雇用を「部分就業」と呼んで「完全就業」から区別し、職業システムの「体制の変化」としてとらえている。この部分就業は、差し迫った合理化のうねりのなかで、従来の就労形態を特徴づけてきた3つの支柱—労働法・勤務場所・勤務時間—が確固としたものでなくなりつあることの現れである。柔軟で多様な部分就業は、失業というリスクを勤務システムのなかに統合することであり、従来の意味での失業ではないが、新たにリスクに満ちた不安定就労状態を出現させることである。「これまで正反対のものと見られていたもの—フォーマルな労働とインフォーマルな労働、労働に従事している状態と失業状態—が融合される。そして、将来は、部分就業という柔軟で多様で危険に満ちた形態の新しい種類のシステム」が形成され、労働市場の分裂が生じる<sup>7)</sup>。

個人化の力学は、人間生活に「内的安定」を与えてきた家族にもリスクを分配し、家族の分裂という危機を引き起こすようになる。性別役割分業の是正を訴えるフェミニズム運動の高まりにより女性の自立が進んできたが、多くの男性は口では平等を言うが実行がともなわない状況にある。多くの

男性は、男女平等を実現しつつ、しかも旧態依然とした性別役割分業を維持できると考えて（願って）いる。こうしたなかで、従来の結婚観と家族形成の在り方は崩れざるをえなくなる。というのも、「男性も女性も経済的に独立した存在でなくてはならず、またそれを望んでいる場合には、核家族の伝統的役割配分や職業労働や社会保障や都市計画や学校といった制度のもつ構造のなかでは、ことはうまくいかない。それらの制度の構造は、まさに性による身分配分という土台をもつ核家族の伝統的イメージを前提としているからである」<sup>8)</sup>。

近代の市場は個人化を推進する力学を持ち、究極においては、結婚も家族もない社会を仮定している。職業従事者は市場の要求にこたえられるよう、自由で移動可能な存在でなくてはならない。ところが、伝統的な核家族の規範は性別役割分業にもとづいた家事や子供の世話や地域に根ざした人間関係を前提にしているため、市場の要求に対する足かせになる。だから、結婚にも家族にも拘束されない孤立した個人となるような圧力が、特に女性にかかる。このため、夫婦とその子供からなる核家族は分裂へ向けたリスクを背負わされることになる。「体系的に作り出された女性の平等に対する期待と、職業と家族における不平等という現実との間の矛盾は、結婚と家族の内側や外側にある私的領域に転嫁されている」<sup>9)</sup>。

ベックによれば、男女間の「世紀の紛争」は増大し続けるという。というのも、男女間の分裂のリスクを、個人的で私的な結婚や家族の問題に転嫁する構造が見られるからである。「個人的なことは政治的なこと」というフェミニズムの訴えが、正当性を持つのはこの点においてである。市場が内包する個人化された存在様式が貫徹するにしたがって、この存在様式自体が結婚や家族形成にとっての障害となる。女性は自立を求めるが、それでもなお結婚し子供をもうけることを望んでいる。しかし、これでは自分の人生設計のなかに、良き伴侶

する可能性があり、またその自己破壊のなかで、ひとつ別の近代が別の近代化をむしばみ、変化させていくような新たな段階である」<sup>11)</sup>。

再帰的近代とは、言葉の定義上、近代の営み自身を問題化することであり、また近代文明が自ら招いた欠陥とリスクを対象とすることである。したがって論理的には、近代文明を脱正当化することにつながる議論である。ベックは近代化についてオーソドックスな定義を踏襲しており、機械技術を用いた工場生産制度の導入としての「合理化推進力」とこれが及ぼす広範な社会的影響のことを想定している<sup>12)</sup>。近代がもたらしている自己加害を克服するには、もはや通常の意味での近代の枠を抜け出さなければならない。合理化推進力としての近代を前提とする限り自己加害は果てしなく続くはずだからである。しかし、ベックはポストモダン論のように近代を超えた文明社会を想定しない。その理由は近代かポストモダンかをめぐってなされている議論の不毛さにうんざりしているからである。この不毛な議論を抜け出すために、再帰的近代という概念を導入するのである。

では、再帰的近代が内包する自己加害作用を取り込んだリスク社会はどのように人々を結びつけるのか。リスクを政治問題としてどのように扱うのか。ベックは「不安による連帶」と「サブ政治」という視点を提示する。再帰的近代においては、社会は階級社会からリスク社会へと変質しているため、かつてのように困窮による連帶はもはや機能せず、不安による連帶に取って代わるという。いわく、「危険社会の基礎となり、社会を動かしている規範的な対立概念は、安全性である。危険社会には、『不平等』社会の価値体系に代わって、『不安』社会の価値体系が現れる。平等というユートピアには、社会を変革するという、内容的にも積極的な目標が多い。一方、安全というユートピアは消極的で防御的である」<sup>13)</sup>。要するに、不安の共有によって連帶が生じ、これが政治的な力となることである。

リスクに対する不安は、個々人の生活の安全に立脚したものであり、階級闘争のような被抑圧集団の解放に立脚したものではない。したがって、解放の政治という近代の大きな物語とは異なる政治が求められることだ。解放の政治の特徴は、社会生活を伝統や習慣の拘束から解放することを焦点とするだけでなく、搾取や不平等や抑圧を取り除くような権力や富の再分配、および正義や平等や参加の倫理的要求を実現することにある。解放の政治は主として富や権力など所有問題にかかわる政治である。これに対し、ベックのいうリスク社会では、生活政治が前提になる。私は拙著で、リスク社会とは別の視点—近代の機能の文明から意味の文明へのメタモルフォーゼという視点一から、近代社会の位相が所有関心から存在関心へシフトしており、これにともなって階級政治（解放の政治）から生き方や存在を問題にする生活政治への転換が進むことを論じた<sup>14)</sup>。ベックのいうリスク社会は安全という生活上のリスクに立脚している点で、生活政治の範ちゅうに入るものである。

不安の連帶による政治的な力は、ベックが「サブ政治」と呼ぶものの高まりをもたらす。サブ政治とは、比喩的にいえば従来のような「上からの政治」ではなく、「下からの政治」である。上からの政治とは、議会制民主主義にもとづいて権威を付与された政治=行政システムがおこなう政治である。これに対し、下からの政治とは、議会や行政を通してではなく、(1)科学技術や企業や医療の分野でなされる意思決定により政治力が発揮されること、および(2)これらに対抗する形での市民運動、専門家集団、ボランティア、NPO・NGOなどの発言の機会と権利が増大して政治的影響力を持つことをあらわす。ベックは両者とともにサブ政治と呼ぶのだが、彼が期待しているのは後者のサブ政治、対抗的サブ政治である（彼は「リスク社会」では、サブ政治を専ら(1)の意味で使っているが、「再帰的近代化」では(2)の意味で用いているため紛ら

わしいが、本稿では専ら後者として扱う)。というのも、前者はリスクを生み出すサブ政治であり、後者はリスクに対して異議申し立てをおこなうサブ政治だからである。いずれにせよ、従来は、政治と非政治という線引きが明確になっていたが、再帰的近代では政治でもなく非政治でもない、逆に政治でもあり非政治でもあるような政治空間が登場する。

サブ政治は「さまざまな分野での文化的、また社会的なサブ政治—メディアの受け手たる大衆、司法、プライバシー、市民運動、新たな社会運動—がなかば制度的に保証され、なかば制度を無視して表現される新たな政治文化」のことである<sup>15)</sup>。こうしたサブ政治は、技術=経済システムの高度化にともなって発生したものである。経済はますます高度な技術に依存するようになるため、議会での意思決定が空洞化し、科学技術の専門的判断に依拠せざるをえなくなる。このため、テクノクラートが実質的に意思決定の多くを担うことになり政治の機能喪失と空洞化が引き起こされる。このこと自体が既にサブ政治でもあるのだが、こうした領域では従来非政治と見なされていたことが実質的に政治的な課題となる。リスク社会では、リスク回避という目的を持ったサブ政治により新たな公共空間の形成がなされることになる。管理装置が肥大化した機能社会はさまざまリスクを抱え込むようになったが、不安の共有が個々人の連帯を可能にする。NPO活動やボランティア活動のネットワークは、こうした連帯感に支えられたリスク回避システムとして意義がある。また、このネットワークは、政治や行政や経済システムと対立関係にあるのではなく、それらとは独立しかつ協力関係にあるシステムになりうる。リスク回避による連帯とサブ政治。これは再帰的近代の特徴である。

### 3. リスク応答的社會へ

経済の原則によれば、リスクにはビジネスチャン

スがあり、ハイリスクにはハイリターンの好機が隠れている。また、リスクは分散して管理すべきだとされる。しかし、こうした原則は市場競争になじむものにしかあてはまらない。実際、これまで経済はビジネスと関係しないリスクの生産と分配について無関心を装ってきた。リスクをビジネスにしている経済として、警備保障会社、企業格付け、証券会社、損保・生保会社などがあり、これら以外にも一般の企業で、ポートフォリオ理論を用いてリスクを分散させる事業の再編や投資行為がなされている。市場経済はリスクをビジネスチャンスに見える貪欲さを持つが、それはリスクを分散させているだけで、リスクを減少させているわけではない。それはリスクの犠牲者と、リスクから利益を享受する者との分裂を促進しているにすぎない。また、経済を中心に進められているグローバル化は、リスクを世界中にまき散らしている。グローバルな自由主義のドグマにより、世界的な規模で犯罪の多発を引き起こし、貧富の拡大と社会不安を高めている。技術=経済システムは金もうけにつながらないリスクに関しては無関心であるか、少なくとも応答的でない。

ベックはリスク生産については鋭い告発をおこなっているが、リスク社会に対してどのように対処すべきかについては常識の域をそれほど出ていない。というのも、彼はリスク社会が問題となるのは、近代化が半面的にしか実現していないからであり、科学や政治や家族や経済(労働)の分野で、本来の近代化を徹底すべきだとしているからである。

では本来の近代化とは何か。それは自由と平等の理念にもとづいた民主主義のさらなる徹底である。具体的には、女性の労働市場への進出、「科学的合理性の魔力」からの解放、進歩信仰からの脱却、議会外での政治文化の高揚により、半面的にしかおこなわれなかった近代の完全な実現を試みることだとする。これらの試みがなぜ近代の論理に本来的に含まれるのか、論証すべき課題であ

るし、疑問となる点であろう。これらは近代の進歩的啓蒙思想に対して既に多くの論者によって提示されてきた批判的観点ではなかったか。また、技術=経済システムが進めるサブ政治を民主主義化する必要性が指摘されている。ベックにとって近代とは民主主義的な社会形態を推進することである。だから、技術=経済システムを含め各分野について「近代化を統制する議会」を構想して、専門家や市民グループによるチェック機能を高めることが必要だとする。さらに、民主主義的な諸権利の改善と保証という対応をおこなうために「福祉国家のエコロジー版」を構想すること。科学による合理性の独占を排除することで自己懷疑の原理を復活すること。男性による職業の独占を排除して平等原理を推進すること。専門の枠を取り払い大衆の参加を得て、議論と検討をおこなうこと。企業内での経験について技術者が、自分たちの作り出したリスクについて報告できるようにすること。自己批判の機会を制度化すること、などである。要するに、ベックは自己反省的(再帰的ではない)なメカニズムを社会に組み込むことを提案しているのである。それはリスクに対して応答的になることである。しかし、この処方箋は、リスク生産に対する鋭い告発とは違って、きわめて穩健である。意識的な反省過程とは区別された、再帰的過程としての自己加害のメカニズムを解明した本論とは対照的に、リスク社会の処方箋は反省過程に後退している。

再帰的近代の自己加害に対処するには、リスク生産とは逆向きの再帰過程を対置するのが筋であろう。そのような視点として有効な視点は、生態学(エコロジー)における『閉じた輪』(パリー・コモナー)の論理である<sup>16)</sup>。リスク応答的であるためには、環境問題からの教訓を、社会活動の場面に応用することである。このことはベックの著作にも暗黙裏に入り込んでいるのだが。

コモナーによれば「ただ飯(フリーランチ)はな

い」という生態系の法則がある。地球生態系は資本を投下して利潤を上げるという経済原則にはなじまない。生態系は閉じた輪を形成しており、そのなかではトータルで利得も損失もなく、収支勘定はプラス・マイナスがゼロである。したがって、自然を開拓して収益を上げた場合、必ず損益という「付け」が生態系のどこかに回される。人間の行為によって生態系から引き出されたものは、すべて代価を支払って償う必要があることだ。リスクも同様に必ずどこかへ行かねばならない。リスクを分散させてもなくなるわけではない。どこかで首尾よくリスク回避がなされても、それは必ずどこかに回される。全体的なリスク回避の王道はない。この原則をしっかりと心に刻み、代価を支払う覚悟をすることが重要である。

現状では、リスクの生産と分配についての知識はほとんど蓄積されていない。リスク回避の知識といつても、利己的な動機を満たす視点からのものでしかない。したがって、国民はどのようなリスクが、いつ、どこで、どのような形で、どの程度現れるかについて、知る権利も評価する権利も持ち合わせていない。これでは、不安が募るばかりである。この不安はかつて公害・環境汚染が叫ばれた際の不安と類似している。とすれば、自己責任によるリスク回避で対処できる性質のものではない。

この点については、環境問題に対する取り組みの歴史がヒントを与えてくれる。公害を発生させている企業の告発運動がなされ、環境アセスメントの方法が整備され、省エネ・省資源が啓蒙され、リサイクル社会への転換へ、という歴史がそれである。この歴史を参考にして、企業がリストラや非典型雇用で不当なリスクを従業員に転嫁していないかチェックする運動を組織する。また、雇用に関するリスク・アセスメントの方法を整備する。さらに、リスク生産がなされた場合には、当事者にリスクをリサイクル(還元)する仕組みを作ることで、リスク生産そのものを抑止する。このことは原発問題

や遺伝子操作により生み出されるリスクについてもあてはまる。リスク回避に王道はないことを肝に銘じて、リスク・アセスメントの方法の整備と制度化に早急に取り組むほかないであろう。

## 注

- 1) Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*. Frankfurt am Main: Suhrkamp (東廉・伊藤美登里訳, 1998, 「リスク社会—新しい近代への道」法政大学出版局) 訳78ページ.
- 2) *Ibid*, 訳92ページ.
- 3) *Ibid*, 訳29ページ.
- 4) *Ibid*, 訳94ページ.
- 5) *Ibid*, 訳168ページ.
- 6) *Ibid*, 訳174ページ.
- 7) *Ibid*, 訳283ページ.
- 8) *Ibid*, 訳221-22ページ.
- 9) *Ibid*, 訳241ページ.
- 10) Beck, Ulrich, Anthony Giddens & Scott Lash, 1994, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*. Cambridge: Polity Press (松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳, 1997, 「再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理」而立書房) 訳, 322ページ. 訳の引用に際して, 本書との一貫性を保つために, 「省察」を「反省」に, 「工業社会」を「産業社会」に変えてある.
- 11) *Ibid*, 訳12ページ.
- 12) Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*. Frankfurt am Main: Suhrkamp (東廉・伊藤美登里訳, 1998, 「リスク社会—新しい近代への道」法政大学出版局) 訳23ページの注.
- 13) *Ibid*, 訳75ページ.
- 14) 今田高俊, 2001, 『意味の文明学序説—その先の近代』東京大学出版会, 154-58ページ.
- 15) *Ibid*, 訳401ページ.
- 16) Barry Commoner, 1971, *The Closing Circle*. New York: Knopf.

(いまだ・たかとし 東京工業大学教授)

## 中国の公的年金保険制度の財政方式に対する検証

—都市部の賦課方式から部分的積立方式への移行を中心に

鍾 仁耀

---

### はじめに

公的年金制度の財政方式は一般に賦課方式と積立方式に分けられる<sup>1)</sup>。日本などの先進諸国は一般に積立方式から出発し、その後徐々に賦課方式へ移行する傾向があるが、現在の日本はやや賦課方式傾斜のものを採用している。その原因はさまざまであるが、人口高齢化の進行がそのうちの一つであると考えられる。日本などの先進諸国では、人口高齢化の進行に伴い、賦課方式を維持すれば維持するほど国の公的年金に対する財政拠出額が増大することになり、年金改革をしなければ、将来こうした負担に耐えられない状態に近づくと言われている。

これを背景に、日本では、八田達夫氏をはじめとする学者は、積立方式が人口高齢化に対応しやすいという理由で、日本の公的年金所得比例部分の財政方式を積立方式へ移行すべきであると主張している<sup>2)</sup>。しかし、現実的には日本の公的年金財政方式が賦課方式傾斜の形で行われ、かつ積立金がそれほど多くないため、積立方式へ移行すれば、現役労働者の年金に対する二重負担（現在年金生活者の分と自分将来の受け取る分）が生じてくる。この二重負担問題の解決が難しいことなどを踏まえて、堀勝洋氏は日本の公的年金基礎年金部分の財政方式において賦課方式をやむなく実施するという意見を出している<sup>3)</sup>。日本政府もこのような立場をとっており、人口高齢化の進行による年

金財政難問題を解決するために、年金支給開始年齢と保険料率の引き上げや国の年金上の財政拠出額増加などの措置しかとらず、積立方式への移行に踏み切っていないのである。

中国では、都市部の公的年金制度は1951年に創設され、当時その財政方式は賦課方式であった。そして年金制度の財源については、1951年から1968年までは企業が納付する保険料であったが、1969年の保険料徴収の停止に伴い、その後年金改革が始まった年である1984年までは、その財源は国の財政によることになったのである。したがって、中国の公的年金制度は独自の歴史があつたため、その財政方式は先進国とのそれを比較し難い面もある。

ところが、1970年代初めに「一人っ子」人口抑制政策が実施され始め、それに伴い中国の人口の高齢化・少子化は以前より速やかに進むことになった。このような人口高齢化の進行により、国の年金上の財政負担は急速に重くなり、これが当時の国家財政収支赤字原因の一つになっていた。そしてこうした状況を改善するために、年金改革が迫られていたのである<sup>4)</sup>。

年金改革は国有企業改革をきっかけに1984年に国有企業から始められた。当初、社会的統合<sup>5)</sup>の実施と国有企業に対する保険料徴収制度が導入されたが、その目的は国の年金財政負担の軽減と一部国有企業の年金支給不能問題の解決である。また国務院（日本の内閣に相当）は1991年6月の

「企業勤労者の公的年金保険制度改革に関する決定」で、国有企业のすべての勤労者個人に保険料納付を求めるに同時に、年金の財政方式を賦課方式から部分的積立方式へ切り替えることにした<sup>6)</sup>。具体的には、「引退した世帯の年金支出によって、現役世帯から徴収する保険料額を定め、余剰を少し残す」という内容である。

また、国务院は1997年7月に「統一の企業勤労者公的年金保険制度の確立に関する決定」(以下、「1997年決定」と略称)<sup>7)</sup>を公布したが、この決定では、全国統一の保険料納付および年金支給の仕組み(図1)が明らかにされた。政府は図1における個人口座基金を積立方式で、社会統合基金を賦課方式でそれぞれ実施するのを目指しているが、後述するように現在の時点では積立度合<sup>8)</sup>は非常に低く、個人口座基金の大部分も賦課方式で実施されているのが現状である。したがって、部分的積立方式への移行が中国の年金改革のテーマになっているにもかかわらず、年金基金の積立金が近年ほとんど伸びていないことに見られるように(図4)現行公的年金の財政方式は基本的に賦課方式であるために<sup>9)</sup>、現役勤労者の年金に対する二重負担問題は必ずしも十分には解決されていない<sup>10)</sup>。

また、世界的に見ても、賦課方式から部分的積立方式へ移行すれば、現役勤労者の二重負担という問題は避けられず、かつこの問題を解決できる

ような方策はまだ見つかっていないため、部分的積立方式へ移行した国は、先進諸国においてまだ存在していない。それ故、このような状況の下で、中国があえて賦課方式から部分的積立方式への移行を断行することは、世界各国の年金改正の中では勇気のある一つの挑戦ではないかと言えるのである。なお、中国農村における公的年金保険制度は1986年から創設されつつあるが、その財政方式は完全な積立方式を採用し、その財源は主に農民の納付する保険料である<sup>11)</sup>。このように、都市部における部分的積立方式への移行および農村における完全な積立方式の採用は、中国の新たな公的年金制度確立において重要なポイントであり、かつ大きな特徴でもあると考えられる。

本稿では、中国都市部の公的年金における賦課方式から部分的積立方式への移行問題を中心に検討する。まず中国政府が賦課方式から部分的積立方式への移行を断行した背景について考察する。次に、部分的積立方式への移行状況およびこの移行による現役勤労者の二重負担問題にどう対応してきたのかを検討する。最後に、不安定要素の存在によるこの移行への危険性を明らかにし、年金基金不足問題の解決に関する議論を分析する。

## I 導入の背景

### 1. 基本理念の変化

中国が1951年に確立した公的年金制度の基本理念は、旧ソ連の公的年金に関する考え方の影響を強く受けたものである。レーニンは1903年の『貧農に訴える』では、「年寄りの労働者は国家から年金をもらわなければならない。労働者は、その労働によって金持階級全体と国家全体を扶養している。だから、彼らは、年金をもらっている役員たちにおとらず、年金をもらう権利をもっている」<sup>12)</sup>と述べた。つまり、公的年金財政のあり方は国家負担あるいは企業負担であった。レーニンがこの

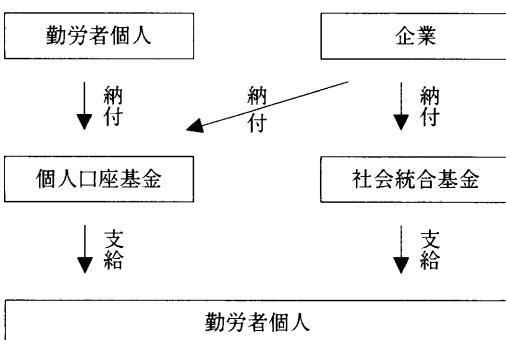


図1 保険料納付と年金支給の仕組み

基本理念を出した当時の主な目的は、当時の政府や資本家と戦う労働運動を高めるためであった。しかし、この基本理念は1917年革命勝利後の旧ソ連の公的年金制度確立の根本になり、旧ソ連は長期間にわたりレーニンの考え方に基づき公的年金制度を実施してきた。

中国は基本的に旧ソ連のものを参照して、1951年に都市部の公的年金制度を確立したため、公的年金の財源は企業による保険料であり、その財政方式は賦課方式を導入した。賦課方式導入の理由はおそらく社会主義社会下に国民の老後生活を国あるいは企業が保障しなければならず、勤労者個人の負担や年金基金の運用などの必要がなかったためである。これは資本主義国における公的年金制度確立時の考え方と異なる点であろう。

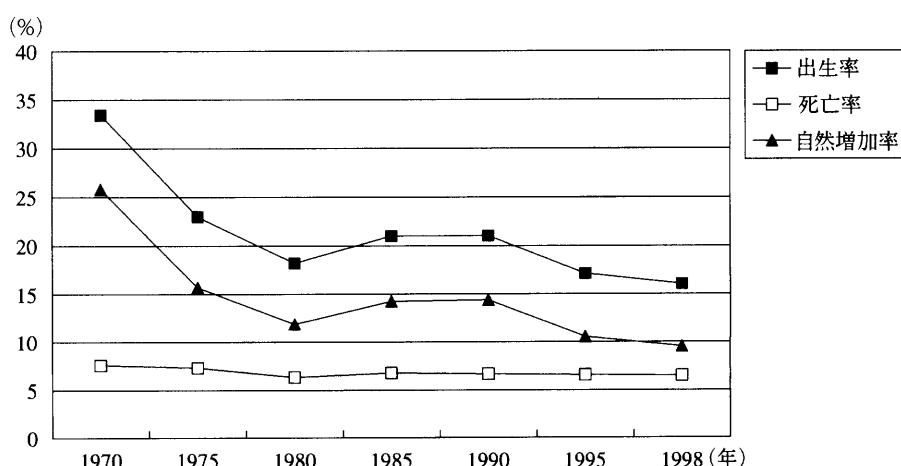
ところが、1978年の改革・開放以降、中国の経済は従来の社会主義計画体制から市場経済体制へ移行することになった。そして、市場経済化に伴い、公的年金に関する基本理念も変化を見せてきた。その変化の方向性は、従来の国負担から勤労者個人負担へというものであり、言い換えれば、将来の公的年金において勤労者個人の自助努力を重視するものである。このような変化を裏付けるものとしては、

1991年の勤労者個人に保険料納付制度の導入や1995年の個人口座の実施および1997年の勤労者個人保険料率の引き上げなどがあげられる。

## 2. 人口高齢化の進行への対応

賦課方式から部分的積立方式へ移行したもう一つの背景は、人口高齢化の進行への対応である。1970年代初めの計画出産政策実施に伴い、図2に示されるように、出生率と自然増加率が急速に下がることになった。また、科学技術水準と生活レベルの向上などに加えて、人口高齢化・少子化<sup>13)</sup>は図3に示されるように進んできている。さらに、各地域における1997年の高齢化率・少子化の度合は、表1に示されるようにかなり差があるのである。つまり、人口高齢化の進行に伴い年金支給額が増大しつつある一方、年金保険料を負担する被保険者となる人口が減っていく傾向にある。

他方で、年金改革直前には、公的年金制度の適用対象は公有制部門の勤労者のみであり、特に国有部門の勤労者であった。当時の政府と国有企业間の財務上の関係は、支配者と被支配者、つまり国有企业が自らの利潤を国に交付し、国は国有企业が要する資金を財政から拠出するというもので



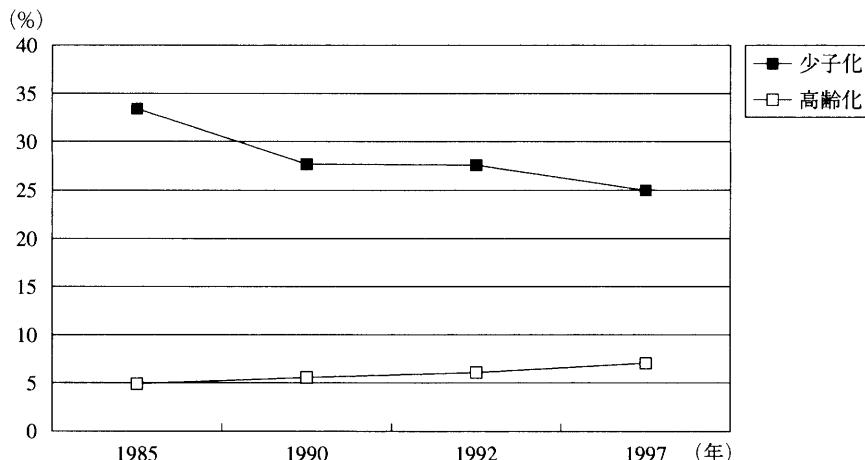
出所：国家統計局『中国統計年鑑1999』中国統計出版社、112ページ、より作成。

図2 出生率、死亡率および自然増加率の推移

あったため、国有企业の年金生活者の年金は形式的には元の所属企業から支給されるものであったが、実際は、国家財政から給付されるものであったと言える。

こうした状況下で、人口高齢化の進行による年金支給額の不断の増大は、国家財政負担が重くな

ることを意味する。そしてこうした国の年金上の重い負担状況を変えるため、何らかの措置をとらざるを得なくなった。こうした背景で、年金改革中の重要な措置の一つとして、賦課方式採用を停止し部分的積立方式へ移行する方針が1991年に打ち出されたのである。その移行を決定した理由は、



出所：国家統計局『中国人口統計年鑑』各年版、中国統計出版社、より作成。

図3 少子化の度合・高齢化率の推移

表1 各地域の高齢化率・少子化の度合に関する状況比較(1997年)

(%)

地域	少子化の度合	高齢化率	地域	少子化の度合	高齢化率
総計	24.98	7.04	内モンゴル	24.70	5.12
北京	16.50	8.80	廣東	28.65	7.29
雲南	27.26	6.19	寧夏	29.53	4.29
チベット	33.28	5.45	四川	23.31	7.97
河南	26.72	6.83	江蘇	21.49	8.84
河北	25.52	6.65	貴州	29.27	5.59
山西	27.19	6.23	浙江	19.32	9.26
山東	23.27	7.86	湖南	24.60	7.30
湖北	27.30	5.93	遼寧	18.99	7.81
甘肅	27.48	4.77	安徽	25.04	6.78
青海	28.62	4.59	廣西	28.56	7.62
福建	28.30	7.13	天津	19.98	8.42
海南	31.23	6.39	江西	27.03	5.87
黒龍江	21.89	4.61	吉林	20.88	6.20
重慶	23.41	8.18	上海	15.58	12.22
陝西	27.63	5.85	新疆	30.25	4.56

出所：国家統計局『中国人口統計年鑑1998』中国統計出版社、16ページ、より作成。

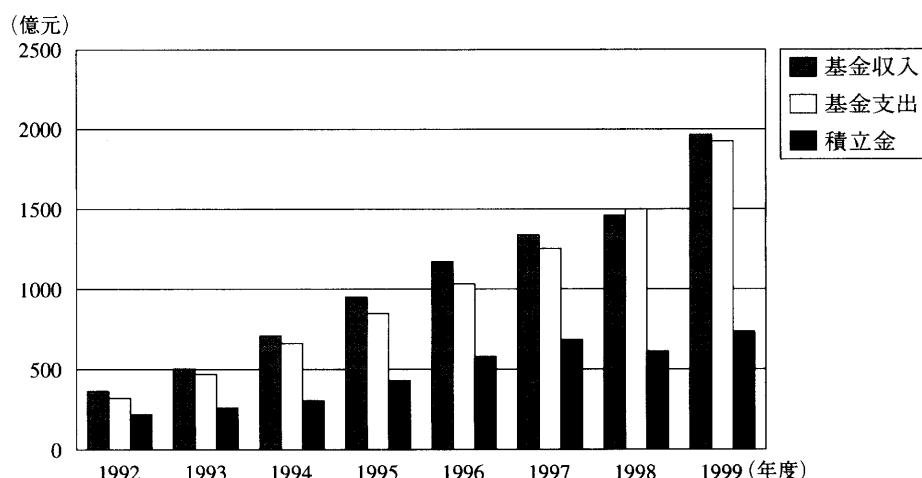
政府官僚や学者が積立方式こそ人口高齢化に対応できるものであることを確信したためである。現在、都市部では現役時代に保険料を払わずに年金を受け取る人が大勢いる。もし、そうでなかつたら、おそらく農村部と同様に完全な積立方式を採用しているのであろう。

## II 部分的積立方式への移行状況

以下、全国レベル、地域別、企業形態別の部分的積立方式への移行状況をそれぞれ考察する。

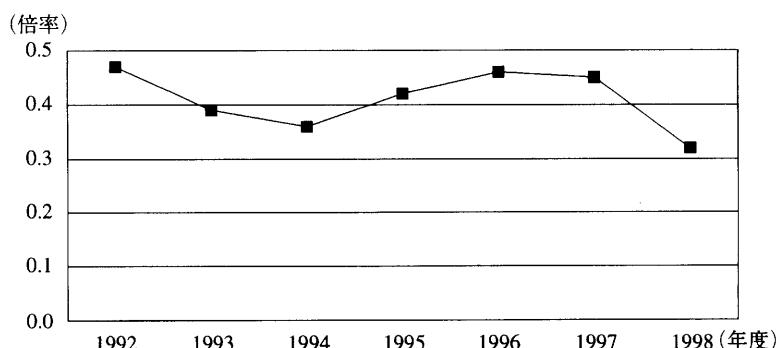
### 1. 全国レベル

図4によると、1992～1999年の期間に年金基金は収入・支出とも急増しているが、積立金はそれほど増加していない。特に1997年の企業保険料率の引き下げにより1998年の年金基金収支が赤字に転じ、積立金が減少することになった。また図5に示されるように、1992～1998年の期間には、積立度合に変化が若干見られるが、0.5以下という状態が続いてきている。ここで、積立度合とは、年金基金の収入による積立金残高の翌年度に必要な年金給付総額に対する比率を意味する。したがって、



出所：労働・社会保障部と国家統計局「労働・社会保障事業発展統計公報」各年度、より作成。

図4 年金基金収入・支出・積立金の推移



出所：労働・社会保障部と国家統計局「労働・社会保障事業発展統計公報」各年度、より作成。

図5 積立度合の推移

0.5以下ということは、積立金が翌年度年金支出額の半分以下にしかすぎないことを意味する。

積立金が従来の「無」から現在の「有」になったということは、人口高齢化対応において一定の成果をあげたといえる。しかし、積立度合の低いことは、積立金の少ないことを表すだけではなく、現行公的年金保険制度の財政方式が依然として賦課方式に近い形になっていることを示すものといえる<sup>14)</sup>。

## 2. 地域別

表2は1995年の地域別の積立度合状況を示したものである。全体的に言えば、各地域とも積立度合が低いことは言うまでもない。他方で、1995年には、天津の積立度合は0.15であるのに対して、広西のそれは1.20となっており、地域間の格差がかなり存在している。その原因は、人口高齢化などにおいて地域間に差異があるからである。

## 3. 企業形態別

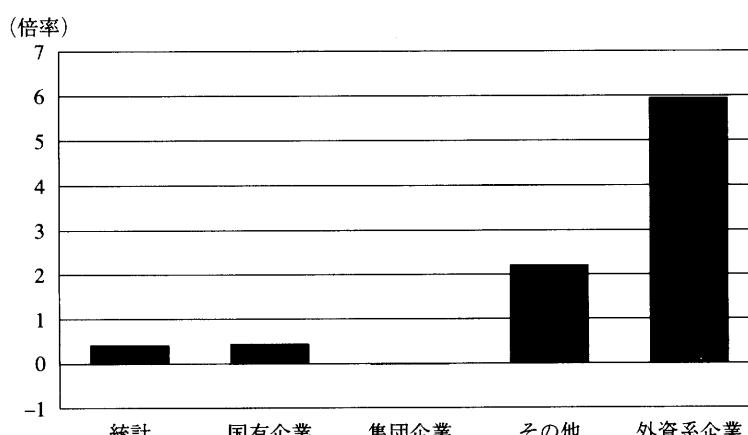
また図6は、国有企業、集団企業、外資系企業

表2 地域別積立度合(1995年)

(倍率)

地域	積立度合	地域	積立度合	地域	積立度合
北京	0.33	浙江	0.76	海南	0.55
天津	0.15	安徽	0.73	四川	0.42
河北	0.59	福建	0.43	貴州	0.75
山西	0.62	江西	0.73	雲南	0.42
内モンゴル	0.54	山東	0.52	陝西	0.72
チベット	0.56	河南	0.89	甘肅	0.82
遼寧	0.41	湖北	0.73	青海	0.62
上海	0.29	湖南	0.61	寧夏	1.12
江蘇	0.27	廣東	0.74	新疆	0.56
黒龍江	0.43	広西	1.20	吉林	0.32

出所：労働部社会保険事業管理局『中国社会保険年鑑1997』中国人事出版社、75、84ページ、より作成。



出所：労働部社会保険事業管理局『中国社会保険年鑑1997』中国人事出版社、70、79ページ、より作成。

図6 企業形態別積立度合(1995年)

の間で、1995年の積立度合がかなり異なっていることを示すものである。その原因是、国有企業と集団企業は多数の年金生活者を抱えているが、外資系企業では年金生活者が少ないからである。さらに集団企業の1995年の積立度合がマイナス0.02であるが、その原因は集団企業のその時点での積立金がマイナスであったからである。

先ほど検討したように全国レベルや地域別の積立金にはマイナス現象が見られないが、それは地

域別の社会的統合しか実施されておらず、年金基金収支も地域別のみに行われているためである。

### III 二重負担に対するこれまでの対応策

中国は賦課方式から部分的積立方式の移行による現役勤労者の二重負担問題への対応策については、恐らく保険料で賄う方法を考えている。各地域は企業保険料率を高く設定しており<sup>15)</sup>、そ

表3 各地域における平均納付比率の推移

(%)

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
全国	18.98	19.99	21.36	22.35	23.58
北京	16.38	20.10	21.34	21.95	23.53
天津	17.83	19.07	22.45	23.44	24.03
河北	16.56	19.61	21.16	24.13	22.80
山西	17.80	19.48	21.24	21.45	22.82
内モンゴル	23.03	25.10	18.61	17.55	17.83
遼寧	19.70	24.51	26.67	27.29	27.28
吉林	15.74	26.06	24.62	25.06	26.25
黒龍江	19.26	21.71	21.29	23.63	24.71
上海	23.92	23.29	21.89	24.54	25.76
江蘇	19.54	20.53	20.64	19.48	21.64
浙江	21.73	23.18	25.50	24.25	26.60
安徽	18.12	19.48	16.62	18.51	30.09
福建	20.25	21.69	23.69	27.76	26.93
江西	24.25	25.07	25.37	24.20	24.31
山東	21.65	22.87	24.86	25.22	25.57
河南	18.11	19.53	18.63	21.37	21.60
湖北	17.96	17.63	20.67	23.50	22.26
湖南	19.20	20.69	19.96	20.06	23.40
廣東	14.85	8.18	15.96	16.56	18.15
広西	19.12	21.17	23.37	17.69	17.01
海南	19.64	26.63	14.61	16.78	14.74
四川	18.16	18.36	20.67	22.45	23.93
貴州	19.28	17.88	22.04	20.70	22.95
雲南	19.93	21.49	21.10	24.44	24.72
チベット	25.06	20.69	18.12	18.45	18.99
陝西	16.42	21.25	21.64	24.83	24.12
甘肅	17.01	19.11	18.10	17.39	23.41
青海	19.22	21.68	27.11	28.25	26.64
寧夏	19.50	21.79	26.47	23.56	21.48
新疆	24.50	25.86	18.06	22.57	28.54

出所：労働部社会保険事業管理局『中国社会保険年鑑1997』中国人事出版社、44, 53, 62, 71, 80ページ、より作成。

の理由は現役勤労者の二重負担問題を解決するためである。しかもこうした二重負担がますます重くなってきたにもかかわらず、保険料率も引き上げられることになった。表3は各地域の保険料平均納付比率<sup>16)</sup>の推移を示したものであり、平均納付比率の変化は賃金が変化しない間は保険料率と保険料徴収率<sup>17)</sup>の2要素に左右されるものである。

近年、保険料徴収率の低下が続いている、それは1992年の95.7%から、1993年に92.4%、1994年に90.5%、1995年には90.0%にまで低下してきた<sup>18)</sup>。他方で、平均納付比率は表3に示されるように、全体で1992年の18.98%から1996年の23.58%にまで上昇しており、各地域にはバラツキがあったが、ほとんどの地域で上昇してきた。保険料徴収率の低下があったにもかかわらず、平均納付比率の上昇が見られたことから、多くの地域が1996年まで保険料率を引き上げてきたとの結論が得られるだろう。

ただし、企業の経営状況や企業の国際的な競争力の面から考えると、企業の負担している保険料率は高く、さらに引き上げることは不可能である。特に国有企業は経営が苦しく、これ以上の保険料負担はできないと考えられる。このような状態を配慮した上で、国務院は「1997年決定」では、企業保険料率を最高で20%とするという規制を出す一方、勤労者個人保険料率を徐々に引き上げる方針を提案している。ところが、勤労者個人の所得水準が低いので、それを大幅に引き上げることは不可能である。そこで現在でも、現役勤労者の二重負担問題はまだ解決されないままである。実際、この二重負担問題は賦課方式から部分的積立方式への移行により生じたものであり、その意味で、部分的積立方式への切り替えは正しい選択だったとは必ずしも言えず、さらにそれが影響を受ける不安定要素も存在しているため、問題を一層複雑にしている。

## IV 不安定な要素の存在

### 1. インフレ要素

積立方式は人口高齢化に対応しやすいメリットがある一方、インフレに対応しにくいデメリットもある。中国の部分的積立方式への移行により高齢化の進行に対応するという方針は、間違っていないかもしれないが、それはインフレなしという前提に基づいているものである。

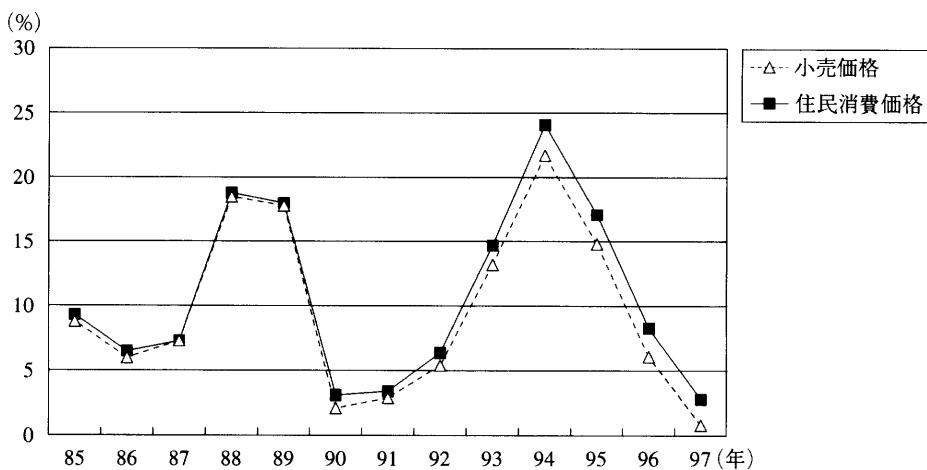
ところが、図7によると、1985～1997年の期間に、小売価格と住民消費価格が大幅な変動を見せており、1988年前後は両者とも20%近くで、1994年前後は25%弱にも達した<sup>19)</sup>。現在、インフレ現象は見られなくなったにもかかわらず、再び起こることがありうる。

また、表4に示されるように、1997年的小売物価指数は地域によって異なっていた。これは、現在の地域別積立金運用方式への一つの挑戦と見ることができる。言い換えると、小売物価指数の高い地域、例えばチベットでは積立金運用がほかの地域より難しくなり、そのため年金基金収支状況も悪化する可能性が高い。

### 2. 金利の低下

もう一つの不安定要素は、金利の低下である。これまで、中央政府は、国債購入と銀行預託という運用方式しか認めておらず、積立金の大半もこの二つの方式により運用されているため、国債と銀行の金利の変動は直接に積立金の運用収益性に影響を及ぼす<sup>20)</sup>。そこで、金利の低下は積立金の運用収益性の悪化を意味する。

表5によると、1991年より定期住民貯蓄金利は上昇したが、1996年には低下に転じた。この時期の金利の変化は物価変動の影響を強く受けていた。図7に示されるように、1991年以降、物価は急速に上昇したが、1995年前後からは急速に下がった。これは金利の変動とほぼ一致している。また、



出所：『中国物価年鑑1998』中国統計出版社、411ページ、より作成。

図7 物価上昇率の推移

表4 地域別小売物価指数(1997年)

地域	指標	地域	指標	地域	指標	地域	指標
全国	0.8	湖北	1.5	内モンゴル	2.3	遼寧	1.0
北京	3.8	甘粛	1.6	チベット	4.2	安徽	-0.6
雲南	2.3	青海	3.0	黒龍江	2.2	廣西	-0.4
広東	-0.2	福建	-0.2	四川	2.9	天津	0.7
河南	0.5	海南	-0.6	江蘇	-0.7	江西	-0.4
河北	2.0	寧夏	2.2	貴州	1.5	吉林	1.8
山西	1.3	重慶	1.6	浙江	0.3	上海	-1.2
山東	0.8	陝西	1.6	湖南	0.3	新疆	1.8

出所：『中国物価年鑑1998』中国統計出版社、412ページ、より作成。

表5 定期預金利の推移

	3カ月	6カ月	1年	2年	3年	5年	8年
1990年8月	4.32	6.48	8.64	9.36	10.08	11.52	13.68
1991年4月	3.24	5.40	7.56	7.92	8.28	9.00	10.08
1993年5月	4.86	7.20	9.18	9.90	10.80	12.06	14.58
1993年7月	6.66	9.00	10.98	11.70	12.24	13.86	17.10
1996年5月	4.80	7.20	9.18	9.90	10.80	12.06	NA
1996年8月	3.33	5.40	7.47	7.92	8.28	9.00	NA
1997年10月	2.88	4.14	5.67	5.94	6.21	6.66	NA
1998年3月	2.88	4.14	5.22	5.58	6.21	6.66	NA
1998年7月	2.79	3.96	4.77	4.86	4.95	5.22	NA
1998年12月	2.79	3.33	3.78	3.96	4.14	4.50	NA

出所：国家統計局『中国統計年鑑』各年版、より作成。

国債の金利もインフレの解消に伴い下がってきた。そして、この低い金利により、積立金の積み増しが難しくなった。

次に、積立金の運用収益率を物価上昇率や金利と比較してみる。1995年の年金基金の収益率は8.14%であり<sup>21)</sup>、同期の半年定期預金金利9%を下回った。また、銀行預金と国債の金利は表6に示されるように、1993年から1995年までの3年間は同期の住民消費物価指数を下回った。

## V 主要な見解

現役労働者の二重負担問題が解決されていないため、年金基金不足による年金支給不能問題が一部の地域で生じている。年金支給をしなくても済むということは当然中央政府に認められておらず、国民の不満も大きくなってきた。この不満が社会の安定に悪影響を及ぼしているため、中央政府は各地方に年金を正しく支給するよう求めている。この問題解決のためにさまざまな方法が探索されている。以下、二つの主要な見解を検討する。

### 1. 社会保障税の導入

現在、保険料徴収を停止して社会保障税いわゆる「費改税」を導入する案が最も有力な意見の一つであり、この提言の実行段階に来ているようである。

北京大学の呉樹青教授は第九回全国人民代表

大会第三次会議で、「社会保障税を設け、国家が税収の形で資金を徴収することにして、納付しない場合に処罰を与える。そうすれば、必ず徴収できる」と主張した<sup>22)</sup>。また、北京市朝陽区地税局副局長陳合庄氏は全国政協九回第三次会議で、「社会保障税は年金保険、失業保険、医療保険、労災保険、生育保険および住宅保障の六つの税目からなるものである。所得のあるすべての部門と個人が社会保障税を納付すべきである」と述べた<sup>23)</sup>。

さらに、財政部部長（日本の財務省大臣に相当）項懷誠氏は国有企業改革・資本市場発展・社会保障体系完備国際シンポジウムで、「新たな社会保障徴収ルート探索の面において、国家が社会保障資金徴収を強化するため、社会保障税の導入を研究する」と強調した<sup>24)</sup>。

社会保障税の導入により、保険料徴収率が本当に向上させられるかに対して、筆者には疑問がある。もし社会保障税徴収の対象を全国民とすれば、年金の財源が国家財政となる。とすれば、人口高齢化の進行により国の年金上の財政支出額が増大する。これは年金改革の一つの目的である国の年金財政負担の軽減に反するものであり、積立方式へ切り替える必要性もなくなるだろう。また現在の年金保険料率や医療保険料率などをプラスして社会保障税率にしても、その徴収対象は変わらない。ただ税にして徴収面での法的拘束力を強化することがその狙いなら、その効果があがるかどうかは不

表6 物価指数と銀行預金金利および国債金利との比較

(%)

	小売業 物価指数	住民消費 物価指数	国債金利		銀行金利			
			3年	5年	1年	3年	5年	8年
1992年	5.40	6.40	10.50	NA	5.40	7.92	8.28	10.08
1993年	13.20	14.70	13.96	15.86	9.18	10.80	12.06	14.58
1994年	21.70	24.10	13.96	15.86	10.98	12.24	13.86	17.10
1995年	14.80	17.10	14.00	NA	10.98	12.24	13.86	17.10
1996年	6.10	8.30	14.50	13.06	9.18	10.80	12.06	NA

出所：『中国統計年鑑1997』中国統計出版社、267, 625ページと、中国金融編集部『中国金融年鑑』各年版、中国金融年鑑学会、および大薗治夫「中国国債市場の沿革と現状」「日中経協ジャーナル」1997年第2号、39, 43ページ、より作成。

明である。その理由は以下のとおりである。

中国では、法律が制定されても、これを執行することのほうが不十分な状況にある。このような現状では、法の制定よりもむしろ執行状況の改善を重視したほうがよいのである。現在までは、年金法や社会保険法は制定されていないが、年金に関するさまざまな規定が公布、施行されてきた。これらの規定では、保険料の未納者や滞納者に対して、厳しい処罰を与えることが明確にされているが、現実には執行されてきていないのである。

## 2. 国有企業資産の基金への転換

年金基金不足問題を解決するために、国有企業の一部の資産を年金基金へ転換させるべきという意見が近年登場した。同意見の根拠は、年金改革以前に国有企業に勤めた者は、富を作り出し、その富の一部が国有企業資産になったため、現在の年金受給者の年金負担の担い手は、現役労働者ではなく以前に創造された国有企業資産にするべきだというものである。彼らは国有企業の総資産額約6万億元の半分である3万億元あるいは3分の1である2万億元を年金基金に充てるべきであると考えている<sup>25)</sup>。

中南財経大学の趙琛微氏は、「年金補償資産とは、伝統的な体制下に勤労者の年金保険料が形成した国有資産を年金補償基金とし、……年金補償基金の所有権は変わらず、国家所有のままで、ただ資産の経営方式に変化が発生した。すなわち企業の所有、使用、および経営が年金補償基金の所有、使用と経営に変わった」と主張した<sup>26)</sup>。また、財政部部長の項懷誠氏は国有企業改革・資本市場発展・社会保障体系完備国際シンポジウムで、「一部の国有資産を社会保障支出にすることは合理的である。これはこの部分の国有資産は現在定年退職で社会保障費用を納付できない一部の者が、わが国における社会保障体系の未樹立のときに創造した富だからである」と述べた<sup>27)</sup>。

国有資産を年金基金へ転換することが実際に行われるとしたら、倒産する国有企業の数は急速に増加してくると考えられる。国有企業の改革は1980年代半ばから始まり、現在まで十数年が経過したが、順調に進んでこなかった。その原因はさまざまあるが、主な原因として国有企業の体質が弱いことがあげられる。こうした弱い体質は経営方式の硬直化などに表れているが、もう一つの重要な要素は国有企業を市場経済体制へ適応させることには膨大な資金が必要であるという点である。実際、現在国有企業改革の中で資金不足問題が生じている。このような状況の下で、国有企業資産の三分の一あるいは二分の一を年金基金へ転換させれば、国有企業の体質は一層弱まつくるものと予想できる。すなわち、古い国有企業にはその設備の多くが古くて生産効率が低かったため、外国から新しい設備を導入する必要がある。ところが、新設備の導入には資金が必要になり、国有企業、特に古い国有企業にとって、資金不足問題を解決できるどうかはその改革を順調に進めしていくことに不可欠な条件になっている。

## おわりに

日本では、積立方式へ移行しようという意見が出されているが、本当に移行すれば、現役労働者の二重負担問題が生じる。しかし、この問題解決の方策がまだ見つかっていないため、実際には世代ごとに積立方式へ移行するという意見は議論の段階にとどまっている。中国は1991年に賦課方式から部分的積立方式へ移行を決定したが、この措置は確かに中国の年金改革の中で非常に重要なものである。また、最近に至る十年近くの実施状況を見ると、積立度合は低く、公的年金の財政方式が賦課方式に近い形になっている。その原因是主に年金改革以前に積立金がなく、現役労働者の二重負担問題がうまく解決されておらず、年金基金不

足が生じているためである。そして、インフレの恐れが高いので、部分的積立方式へ移行するのは危険な措置であるともいえる。このような諸問題に対して、研究者や政府官僚は年金基金不足問題の解決を探索しつつあるが、現在その方策はほかの国と同様にまだ見つかっていないのが、中国の年金改革の現実である。

(平成13年9月投稿受理)

(平成13年9月採用決定)

#### 注

- 1) 賦課方式とは、年金給付に必要な費用がその時点での現役勤労者からの保険料で賄われるというものである。積立方式とは、将来の年金給付に必要な費用が保険料であらかじめ積み立てられるというものである。
- 2) 八田達夫・小口登良『年金改革論—積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社、1999年。
- 3) 堀勝洋『年金制度の再構築』東洋経済新報社、1997年。
- 4) 中国都市部の公的年金制度の歴史やその改革の背景などについて、詳しくは拙稿「中国都市部の企業における公的年齢年金制度の発展と改革」(『経済学雑誌』第100巻第3号、大阪市立大学経済学会、1999年12月)を参照されたい。
- 5) 社会的統合とは、保険料徴収や年金支給などの業務が元の所属する部門から社会保険管理機関へ移管され、年金の負担は年金生活者の元の所属部門が負担する方式からすべての部門が賃金総額に対し同一比率で納付する制度へ変えることである。
- 6) 労働部社会保険事業管理局『中国社会保険年鑑1997』中国人事出版社、227~228ページ。
- 7) 労働部社会保険事業管理局『中国社会保険年鑑1997』中国人事出版社、235~236ページ。
- 8) 積立度合とは、当年度積立金の対翌年度年金支給額比率である。
- 9) この点について、詳しくは拙稿「中国の年金基金の収支・運用・管理の実態」(『経済学雑誌』第101巻第1号、大阪市立大学経済学会、2000年6月)を参照されたい。
- 10) 二重問題について、宋曉梧・孔徑源、張中俊は人口高齢化に対応するために財政方式が単一の賦課方式から部分的積立方式へ移行する過程において、現役従業員個人は自分のための保険料を納付すると同時に、現在の年金受給者のための保険料をも納めなければならず、すなわち二重負担問題が存在していると述べている(宋曉梧・孔徑源編集『中国社会保障基金の運営と管理』、企業管理出版社、1999年2月、13ページ)。
- 11) 詳しくは拙稿「中国農村の社会老齢年金保険制度の導入」(『海外社会保障研究』第128号、国立社会保障・人口問題研究所、1999年9月)を参照されたい。
- 12) 『レーニン全集』第6巻、大月書店、1954年、416~417ページ。
- 13) 高齢化率は65歳以上の人口の対総人口比率である。少子化の度合は14歳以下の人口の対総人口比率である。
- 14) 筆者は、これを修正賦課方式と呼んだほうがよいと考えている。
- 15) 1996年企業保険料率の地域間の変動幅は広東省の15.15%から安徽省の27.66%までである。
- 16) 平均納付比率は納付した保険料÷賃金総額。
- 17) 保険料徴収率は、徴収した保険料の対徴収すべき保険料比率である。
- 18) 国家計画委員会社会発展研究所「目下わが国年金保険において存在する問題点およびその対策」『新東方』(海口市)1997年第1号、62ページ。
- 19) 1994年には、年金基金運営による利息収入が23.7億元、年間収益率が11.4%であり、それが同年度の物価上昇率を大幅に下回ったことが述べられている(宋曉梧・孔徑源編集『中国社会保障基金の運営と管理』、企業管理出版社、1999年2月、48ページ)。
- 20) 積立金の運用方式は、政府に認められている国債購入と銀行預託のほか、会社への直接投資や株購入などがある。詳しくは拙稿「中国の年金基金の収支・運用・管理の実態」(『経済学雑誌』第101巻第1号、大阪市立大学経済学会、2000年6月)を参照されたい。
- 21) 丁煜「投資は老齢年金保険基金保値増殖の必然選択」『人口学刊』(長春)1996年第1号、31ページ。
- 22) 『北京晨報』2000年3月9日。
- 23) 『生活時報』2000年4月17日。
- 24) 『全景網絡証券時報』2000年6月14日。
- 25) 2~3万億元と考えられる根拠は、現行の中国年金保険制度が新しく始まったわけではなく、長期にわたって国有企業と一部の集団企業には年金保険基金の積立金がなかったため、中国の年金保険基金は約2~3万億元が足らないということが述べられているからである(宋曉梧・孔徑源編集『中国社会保障基金の運営と管理』、企業管理出版社、1999年2月、41ページ)。
- 26) 趙琛徽「補償：年金保険制度転換の駆動器」『中南財經大学学報』1999年第2号、28ページ。
- 27) 『全景網絡証券時報』2000年6月14日。

#### 参考文献

国家計画委員会社会発展研究所 1997 「目下わが国年金保険において存在する問題点およびその対策」『新

東方』第1号 p.62  
ウラジミール・レーニン 1954『レーニン全集』大月書店  
鐘仁躍 2000「中国の年金基金の収支・運用・管理の実態」『経済学雑誌』第101巻第1号 大阪府立大学経済学会  
鐘仁躍 1999「中国農村の社会老齢年金保険制度の導入」『海外社会保障研究』第128号 国立社会保障・人口問題研究所  
鐘仁躍 1999「中国都市部の企業における公的老人年金制度の発展と改革」『経済学雑誌』第100巻第3号 大阪府立大学経済学会

宋曉梧・孔徑源編集 1999『中国社会保障基金の運営と管理』企業管理出版社  
趙琛徽 1999「補償：年金保険制度転換の駆動機」『中南財經大学学報』第2号 p.28  
丁煜 1996「投資は老齢年金保険基金保値增值の必然選択」『人口学刊』第1号 p.31  
八田達夫・小口登良 1999『年金改革論—積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社  
堀勝洋 1997『年金制度の再構築』東洋経済新報社  
労働部社会保障事業管理局『中国社会保険年鑑1997』  
(Zhong Ren Yao 上海財経大学公共経済・管理学院)

## 社会保障費用の国際比較

—Outline of International Data on *Cost of Social Security* by ILO—

勝又 幸子

---

### はじめに

いずれの国においても、国の予算や決算を国民に説明する際に、どのくらいの資源が社会保障目的に投入されるかまたは投入されたかを国民に対して説明することが重要であるから、国内的には何らかの方法でこの種の費用統計の整備はかならず行っているものである。しかし、これらの費用統計はその国の社会保障制度枠組みの中でしか集計されていないので、国家間で比較するためには共通の枠組みで集計された費用が必要となる。そこで社会保障費用の国際比較を試みようとする場合、国際機関が整備した統計資料をつかうことが多い。国立社会保障・人口問題研究所が「社会保障給付費」として毎年公表しているのは、ILO(国際労働機関)の定める社会保障給付費の範囲で推計したものである。ILOでは1994年度分の推計から新しい定義(new concept)で集計されたデータを公表するようになった。ILOのホームページに掲載されたデータは1993年度までについては旧定義、いわゆる「制度別集計」となっており、社会保障給付費の公表資料においては脚注で「ILO第18次調査による」と表現されている。一方新定義、いわゆる「機能別集計」は、同公表資料において脚注では、「ILO第19次調査による」と表現されている。新定義による国際比較統計は1994年度から1996年度までの3年間分に限定されている。その上、報告している国が限られているため、従来「国際比較」として提供してき

た5カ国のうち3カ国(アメリカ、ドイツ、スウェーデン)についてしか最新のデータの入手ができないのが実情である。昨年12月に公表した「平成11年度社会保障給付費」の付録資料として掲載した「国際比較」は前年と国民所得データを除いて同じである。そこで、本稿では第19次調査において報告された新定義のILO社会保障費用を、「平成11年度社会保障給付費」の付録資料で比較した国(アメリカ、ドイツ、スウェーデン)について元データを紹介する。

### 第19次調査の表形式

ILOのホームページへは、国立社会保障・人口問題研究所のホームページ(平成11年度社会保障給付費の概要)からリンクを利用してアクセスできるが、直接画面から見ることができるのは対GDP比率だけである。各国の通貨単位データは、ダウンロード形式になった表をホームページより入手する必要がある(本稿末にダウンロードした表の翻訳版を掲載した)。ホームページには第19次調査から採用された新定義に関する解説も掲載されている。[ILOのホームページURLは“Cost of Social Security 1990–96” <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>]

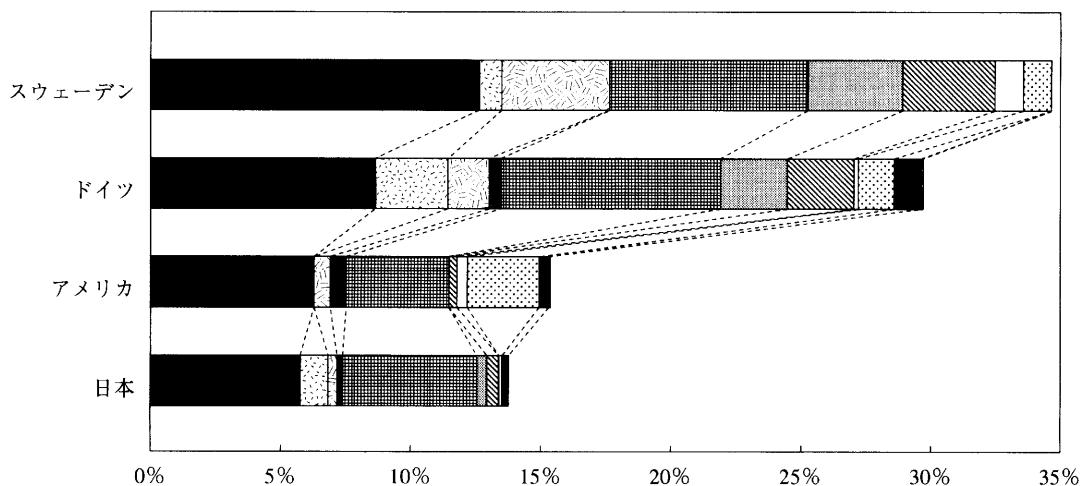
ILO基準の特徴は支出と収入を対にした統計表が入手できることである。ILO以外の国際比較統計としてはOECDの社会支出統計(Social Expenditure Database 2001)があるが、そこでは支

出データしか提供されていない。国際比較統計の中で収入構造を含んでいるのは、ILOとEUROSTAT(欧州連合統計局)のESSPROS(社会保護統計)だけである。日本との比較においては、ILOが唯一の国際比較統計となっている。

#### ILO支出データの表

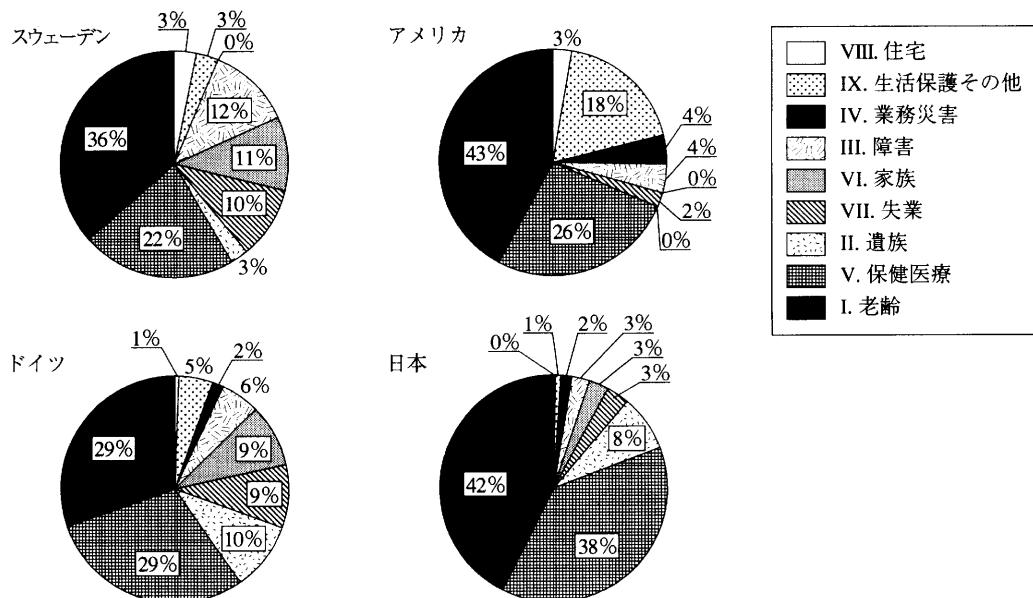
新定義では支出を「社会保護給付」と「管理費」「その他支出」「積立金への繰り入れ」の4つに大きく分類し、さらに「社会保護給付」を機能別に9

分類している(機能別分類の定義については「平成11年度社会保障給付費」に参考表としてまとめてある)。図1はILOのホームページに掲載されているGDP比率を使って作図したものである。I～IXの合計がその国の社会保障給付費の規模をあらわしている。それぞれの国の機能別給付費割合は円グラフの通りである。老齢と保健医療がいずれの国においても最も大きなシェアを占めている。なお、給付の種類を現金と現物(サービス)に分類しているのも新定義の特徴である。



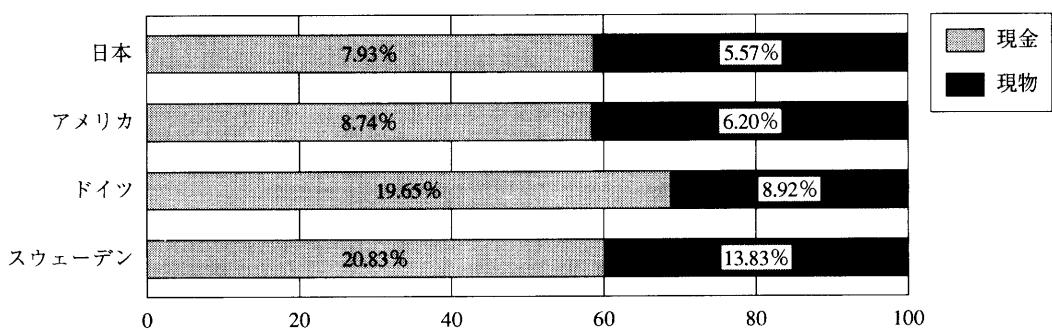
	スウェーデン	ドイツ	アメリカ	日本
I. 老齢	12.63%	8.64%	6.29%	5.75%
II. 遺族	0.87%	2.79%		1.08%
III. 障害	4.14%	1.58%	0.61%	0.34%
IV. 業務災害		0.46%	0.62%	0.21%
V. 保健医療	7.62%	8.43%	3.95%	5.17%
VI. 家族	3.65%	2.58%	0.00%	0.38%
VII. 失業	3.56%	2.55%	0.31%	0.44%
VIII. 住宅	1.10%	0.17%	0.40%	0.03%
IX. 生活保護その他	1.09%	1.38%	2.76%	0.11%
A. I～IX 計	34.66%	28.57%	14.95%	13.50%
B. 管理費	—	1.05%	0.37%	0.25%
C. その他支出	—	0.07%	0.00%	0.00%
D. 積立金への繰り入れ	—	—	0.06%	—

図1 機能別支出の割合(対GDP比率)



資料：ILO, *Cost of Social Security*.

図1(つづき) 機能別支出の割合(対GDP比率)



注1：値はGDP比率。

2：アメリカは1995年度、その他は1996年度。

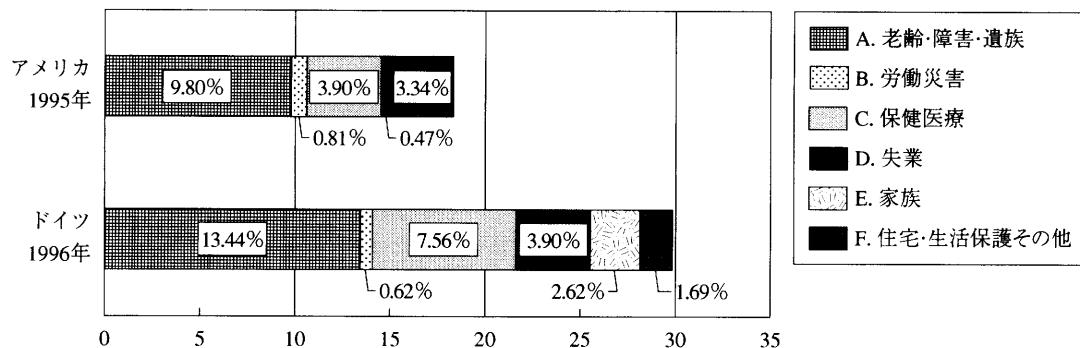
図2 現金と現物の割合

図2のドイツでは現金給付の割合がやや他の国より大きくなっている。その他3カ国では、いずれも6割が現金、4割が現物となっている。

#### ILO収入データの表

収入の源泉別に分類する方法は従来の財源構造集計とはほぼ同じである。社会拠出として保険料拠出を事業主負担と被保険者負担に分類し、税財源としてそれを従来の中央政府と地方政府負担の

分類と同時に税体系の違い(目的税か一般税か)でさらに分割している。第19次調査の財源集計で特徴的なのは、機能別財源割合を示していることである。しかし給付分類の9分類で示しているのではなく、6分類にまとめられている。公的年金制度は老齢・障害・遺族の3種類の給付を同一制度内で実施していることから、それぞれの機能別には収入の分割が困難だからである。



資料：ILO, *Cost of Social Security 1993-1996*.

注：スウェーデンは収入データを報告していない。日本については、機能別財源割合の表を公表していない。

図3 機能別財源割合(対GDP比率)

## ILO第19次調査による各国通貨単位の集計表

表1～4はILOホームページよりダウンロードした各国通貨単位の表の翻訳である。各国の表にはダウンロード形式で脚注がついている。各国間

で比較をする場合には、この脚注を丁寧に読むことが必要である。数値が入力されていない場合も、制度が存在しない場合と、何らかの理由で他の数値と合算されている場合がある。

表1 ILO基準第19次調査 支出表(集計表)

支出	アメリカ		ドイツ		スウェーデン	
	1995	1994	1996	1995	1994	1996
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ
A. 社会保護給付	1,050,728.6	997,952.1	1,011,675.0	953,706.6	900,375.3	581,617.0
I. 老齢	442,497.4	420,668.7	305,815.1	290,099.5	263,731.6	211,969.0
現金	442,497.4	420,668.7	301,521.8	287,004.4	262,513.0	170,113.0
現物			4,293.4	3,095.1	1,218.6	41,856.0
II. 遺族			98,663.0	97,168.3	93,711.0	14,556.0
現金			98,653.0	97,158.3	93,701.0	14,556.0
現物						
III. 障害	43,213.2	39,860.9	55,854.8	48,081.3	42,448.3	69,541.0
現金	43,170.0	39,808.8	39,435.1	37,699.3	32,998.0	46,380.0
現物	43.2	52.1	16,419.7	10,382.0	9,450.3	23,161.0
IV. 労働災害	43,450.0	44,626.0	16,269.4	16,110.0	15,712.3	
現金	26,750.0	27,426.0	12,365.0	12,168.3	11,966.1	
現物	16,700.0	17,200.0	3,904.7	3,941.7	3,746.3	
V. 保健医療	277,359.0	255,218.6	298,477.2	293,632.6	276,429.4	127,907.0
現金			70,319.2	73,546.9	66,411.0	25,110.0
現物	277,359.0	255,218.6	228,158.0	220,085.7	210,018.5	102,797.0
VI. 家族			91,381.2	68,009.8	66,430.4	61,273.0
現金			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,607.0
現物			27,273.2	27,162.9	26,566.5	31,666.0
VII. 失業	21,772.0	29,981.8	90,141.1	84,696.4	87,877.2	59,679.0
現金	21,772.0	29,981.8	77,562.0	73,298.1	77,169.4	51,593.0
現物			12,579.1	11,398.4	10,707.8	8,086.0
VIII. 住宅	28,136.0	24,724.4	6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0
現金	28,136.0	24,724.4				
現物			6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0
IX. 生活保護その他	194,301.0	182,871.7	48,927.1	50,152.6	48,319.0	18,251.0
現金	52,319.0	54,662.6	31,813.9	30,543.2	28,959.6	12,208.0
現物	141,982.0	128,209.1	17,113.2	19,609.4	19,359.3	6,043.0
B. 管理費	25,674.8	35,995.3	37,073.5	36,187.8	34,679.4	
C. その他支出			2,638.1	2,505.2	2,307.4	
D. 積立金への繰り入れ	4,478.0	3,920.4				
総支出	1,080,881.4	1,037,867.8	1,051,386.6	992,399.7	937,362.1	581,617.0
						580,920.0
						568,988.0

## アメリカ

集計期間は10月1日～9月30日である。

## 支出

- 「老齢」には遺族給付を含む。老齢保険や遺族年金保険、鉄道従業員退職年金、公務員退職年金、退役軍人年金および補償などの制度における現金給付を含む。
- 遺族給付は「老齢」に含まれる。
- 「障害」の現金給付に計上されているのは、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金である。現物給付(医療給付)は一時障害年金保険で給付される。
- 「労働災害」に計上されている給付(現金および現物)は労働補償保険制度の給付である。
- 「保健医療」に計上されている給付は医療給付である現物だけであり、現金給付は含まない。給付の中身は、メディ

ケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人の入院および治療給付である。

6. 「家族」は該当無し。
7. 「失業」給付には、失業保険と鉄道従業者失業保険からの現金給付を含む。
8. 「住宅」給付には、公共住宅およびその関連の住宅政策を含む。
9. 「生活保護その他」の現金給付には生活扶助の有期限の手当が、現物給付には、メディケイドと福祉サービス給付が含まれる。

#### スウェーデン

「労働災害」の費用は「障害」の中に含まれる。

#### ドイツ

1. 「老齢・遺族・障害」は社会保険拠出が移転されている事実に加えそれが互いに影響しあっている。
2. 「遺族」には寡婦(寡夫)年金保険や遺児年金が含まれる。
3. 「保健医療」には様々な迂回した拠出が含まれる。
4. 「生活保護その他」は社会援護のもとに束ねられている。
5. 「失業」において、早期退職年金は「老齢」に含まれる。
6. 「管理費」で、「老齢・遺族・障害」の機能はそれぞれの給付支出の割合で按分している。

表2 ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995 百万米ドル	1994 百万米ドル	1996 百万ドイツマルク	1995 百万ドイツマルク	1994 百万ドイツマルク	1996 百万クローネ	1995 百万クローネ	1994 百万クローネ
	A. 社会保護給付	1,050,728.6	997,952.1	1,011,675.0	953,706.6	900,375.3	581,617.0	580,920.0
I. 老齢	442,497.4	420,668.7	305,815.1	290,099.5	263,731.6	211,969.0	201,757.0	196,302.0
現金給付	442,497.4	420,668.7	301,521.8	287,004.4	262,513.0	170,113.0	164,028.0	158,481.0
· 退職年金	442,497.4	420,668.7	256,526.4	251,340.6	236,950.8	168,237.0	161,418.0	155,610.0
· 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付			78.1	92.1	111.0			
· 早期退職年金			37,351.0	29,946.8	24,309.7	1,710.0	2,370.0	2,564.0
· 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
· 時金給付								
· 退職金			293.2	390.8	571.0			
· その他の現金給付			7,351.2	5,326.2	681.6	166.0	240.0	307.0
現物給付			4,293.4	3,095.1	1,218.6	41,856.0	37,729.0	37,821.0
II. 遺族			98,663.0	97,168.3	93,711.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現金給付			98,653.0	97,158.3	93,701.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
· 遺族年金			97,413.7	95,907.1	92,495.5	14,556.0	13,977.0	13,691.0
· 寡婦(寡夫)年金			94,979.8	93,459.1	90,146.1	13,645.0	13,079.0	12,817.0
· 遺児年金			2,433.9	2,448.1	2,349.4	911.0	898.0	874.0
· その他扶養家族								
· 一括給付								
· 遺族給付								
· その他の現金給付			1,239.3	1,251.2	1,205.5			
· 上記給付のうち埋葬補助給付			506.3	487.7	468.9			
現物給付			10.0	10.0	10.0			
· 埋葬費			10.0	10.0	10.0			
· その他								

表2(つづき) ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ		スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ
III. 障害	43,213.2	39,860.9	55,854.8	48,081.3	42,448.3	69,541.0	71,357.0
現金給付	43,170.0	39,808.8	39,435.1	37,699.3	32,998.0	46,380.0	48,001.0
・重度障害年金	43,170.0	39,808.8	33,791.0	32,802.1	30,530.7	42,739.0	43,538.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付							
・軽度障害年金							
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付							
・早期退職年金							
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付							
・一括給付金							
・障害給付金							
・その他の現金給付			5,644.1	4,897.2	2,467.3	3,641.0	4,463.0
現物給付	43.2	52.1	16,419.7	10,382.0	9,450.3	23,161.0	23,356.0
IV. 労働災害	43,450.0	44,626.0	16,269.4	16,110.0	15,712.3		
現金給付	26,750.0	27,426.0	12,365.0	12,168.3	11,966.1		
被保険者に対する現金給付	26,750.0	27,426.0	10,815.0	10,618.1	10,429.9		
・一時的(期限付き)現金給付			1,173.1	1,155.8	1,149.8		
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付							
・恒久的障害によって就労不能期間に長期的に現金給付される現金給付(年金)			8,776.8	8,656.1	8,483.5		
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付			198.5	194.6	190.1		
・その他の現金給付			666.7	611.6	606.5		
遺族に対する現金給付			1,549.8	1,550.2	1,536.2		
・被保険者の扶養者に対する給付で期間を定められたもの			1,491.1	1,492.0	1,478.6		
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付							
・その他の現金給付			58.7	58.2	57.6		
現物給付	16,700.0	17,200.0	3,904.7	3,941.7	3,746.3		
・医療の現物給付			3,472.1	3,541.7	3,394.3		
・償還払いの費用			432.5	400.0	352.0		

表2(つづき) ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995 百万米ドル	1994 百万米ドル	1996 百万ドイツマルク	1995 百万ドイツマルク	1994 百万ドイツマルク	1996 百万クローネ	1995 百万クローネ	1994 百万クローネ
V. 保健医療	277,359.0	255,218.6	298,477.2	293,632.6	276,429.4	127,907.0	125,732.0	121,848.0
現金給付			70,319.2	73,546.9	66,411.0	25,110.0	28,702.0	29,587.0
・傷病手当金			64,658.4	67,913.6	60,898.6			
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・出産手当		4,022.4	4,019.3	3,875.5				
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・その他の現金給付			1,638.4	1,614.1	1,636.8			
現物給付(医療)	277,359.0	255,218.6	228,158.0	220,085.7	210,018.5	102,797.0	97,030.0	92,261.0
・入院患者に対する現物給付			90,802.0	89,466.7	85,253.4	49,974.0	48,710.0	45,742.0
・外来患者に対する現物給付			131,960.4	124,518.1	116,773.7	51,017.0	46,394.0	44,434.0
・診療						37,500.0	33,986.0	33,400.0
・薬剤			35,558.1	33,421.3	31,039.3	13,517.0	12,408.0	11,034.0
・その他			5,395.5	6,100.9	7,991.4	1,806.0	1,926.0	2,085.0
VI. 家族			91,381.2	68,009.8	66,430.4	61,273.0	65,876.0	67,747.0
現金給付			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,607.0	35,168.0	37,933.0
・定期的な現金支払い			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,583.0	35,144.0	37,911.0
・その他の現金給付						24.0	24.0	22.0
現物給付			27,273.2	27,162.9	26,566.5	31,666.0	30,708.0	29,814.0
VII. 失業	21,772.0	29,981.8	90,141.1	84,696.4	87,877.2	59,679.0	64,606.0	66,378.0
現金給付	21,772.0	29,981.8	77,562.0	73,298.1	77,169.4	51,593.0	54,610.0	57,407.0
・正規失業手当	21,772.0	29,981.8	48,947.0	43,053.5	44,942.6	37,565.0	40,564.0	40,347.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・特別失業手当							45.0	77.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・退職/余剰手当								
・その他の現金給付			28,615.0	30,244.6	32,226.8	14,028.0	14,001.0	16,983.0
現物給付			12,579.1	11,398.4	10,707.8	8,086.0	9,996.0	8,971.0
・求職サービス			126.2	110.2	92.3	232.0	205.0	78.0
・訓練			8,002.1	7,192.2	6,717.5	7,854.0	9,771.0	8,886.0
・その他の現物給付			4,450.8	4,096.0	3,898.1		20.0	7.0
VIII. 住宅	28,136.0	24,724.4	6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
現金給付								
・家賃補助金								
現物給付			6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
・家賃補助			5,508.2	5,149.0	5,044.0			
・家主補助金			637.8	607.0	672.0			
・その他の現物給付						18,441.0	19,825.0	19,839.0
IX. 生活保護その他	194,301.0	182,871.7	48,927.1	50,152.6	48,319.0	18,251.0	17,790.0	17,917.0
現金給付	52,319.0	54,662.6	31,813.9	30,543.2	28,959.6	12,208.0	11,228.0	11,070.0
・定期的現金給付			28,864.6	27,696.5	26,415.7	12,208.0	11,228.0	11,070.0
・その他の現金給付			2,949.2	2,846.8	2,543.9			
現物給付	141,982.0	128,209.1	17,113.2	19,609.4	19,359.3	6,043.0	6,562.0	6,847.0

表2(つづき) ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
B. 管理費	25,674.8	35,995.3	37,073.5	36,187.8	34,679.4			
· 老齢	4,297.3	14,637.6	6,361.3	6,337.0	5,288.7			
· 遺族			2,052.3	2,122.6	1,879.2			
· 障害	1,281.1	1,222.9	1,161.8	1,050.3	851.2			
· 労働災害	1,360.0	1,394.0	2,208.0	2,202.6	2,124.5			
· 保健医療	3,019.4	2,996.6	12,471.3	11,769.8	12,028.9			
· 家族			2,233.7	2,875.0	2,696.3			
· 失業	3,315.0	3,214.6	7,310.4	6,485.4	6,570.6			
· 住宅			493.5	464.1	475.0			
· 生活保護その他	12,402.0	12,529.6	2,781.2	2,881.0	2,765.0			
C. その他支出			2,638.1	2,505.2	2,307.4			
D. 積立金への繰り入れ	4,478.0	3,920.4						
法律上定められた移転	4,478.0	3,920.4						
総支出	1,080,881.4	1,037,867.8	1,051,386.6	992,399.7	937,362.1	581,617.0	580,920.0	568,988.0

表3 ILO基準第19次調査 収入表(集計表)

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
A. 老齢・障害・遺族	688,909.6	642,584.6	476,080.3	452,572.6	430,446.9
I. 社会保険料拠出	440,951.4	424,017.3	329,717.0	312,496.0	298,091.5
II. 税	95,097.2	73,947.0	129,009.5	125,169.9	119,928.6
III. 他の収入	148,741.0	141,094.7	17,353.9	14,906.7	12,426.9
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			
B. 労働災害	56,915.0	60,296.0	21,858.0	22,311.6	21,290.2
I. 社会保険料拠出	55,834.0	59,150.0	19,803.3	20,359.8	19,316.7
II. 税	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
III. 他の収入			1,206.6	1,154.4	1,173.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
C. 保健医療	274,364.0	259,041.6	267,798.6	261,609.5	251,933.2
I. 社会保険料拠出	118,299.0	109,776.4	262,434.9	256,525.4	246,765.1
II. 税	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
III. 他の収入	13,165.0	13,127.7	3,227.1	2,945.7	3,096.6
IV. 積立金からの繰り入れ					
D. 失業	32,818.0	33,815.3	137,986.5	129,730.9	125,778.9
I. 社会保険料拠出	684.0	793.1	87,788.1	87,865.4	85,980.7
II. 税	29,427.0	30,500.2	48,319.3	40,238.0	39,080.1
III. 他の収入	2,707.0	2,522.0	1,879.0	1,627.5	718.1
IV. 積立金からの繰り入れ					
E. 家族			185,882.2	140,429.7	137,067.0
I. 社会保険料拠出			92,941.1	70,214.9	68,533.5
II. 税			90,704.9	67,866.8	66,140.6
III. 他の収入			2,236.2	2,348.1	2,392.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
F. 住宅・生活保護その他	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
I. 税	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
総収入	1,287,845.6	1,215,863.2	1,056,423.3	997,050.2	956,528.7
I. 社会保険料拠出	615,768.4	593,736.8	699,743.3	677,246.7	650,153.9
1. 事業主拠出	331,236.8	325,166.7	387,379.4	380,047.3	364,804.5
・実際の社会保険料拠出			289,243.3	280,136.0	270,863.9
・うち民間事業主			248,994.1	241,024.5	232,333.2
・うち政府事業主			40,249.2	39,111.5	38,530.7
・インビューテッド拠出			98,136.1	99,911.3	93,940.6
2. 被保険者からの拠出	284,531.6	268,570.1	312,363.9	297,199.4	285,349.4
・うち内被用者			253,912.5	243,171.3	235,023.0
・うち自営業者			12,963.2	12,739.2	11,606.5
・うち年金生活者			44,958.2	40,938.9	38,359.9
・うちその他の人			530.0	350.0	360.0
II. 税	503,344.2	461,856.4	330,777.2	296,821.2	286,566.4
1. 目的税	34,365.0	33,671.2			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	468,979.2	428,185.2	330,777.2	296,821.2	286,566.4
・中央政府			201,012.8	191,645.0	184,925.3
・その他地方政府			129,764.5	105,176.2	101,641.2
III. その他の収入	164,613.0	156,744.4	25,902.8	22,982.3	19,808.3
・資産収入	164,254.0	156,325.7	15,316.5	14,550.0	13,976.7
・その他	359.0	418.7	10,586.3	8,432.3	5,831.7
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			

表4 ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
A. 老齢・障害・遺族	688,909.6	642,584.6	476,080.3	452,572.6	430,446.9
I. 社会保険料	440,951.4	424,017.3	329,717.0	312,496.0	298,091.5
1. 事業主拠出	228,455.8	221,537.3	179,686.8	172,695.5	166,671.4
・実際の社会保険料拠出			148,047.0	141,725.2	135,060.7
・うち民間事業主			124,261.5	118,650.3	112,746.9
・うち政府事業主			23,785.5	23,074.9	22,313.8
・インピューテッド拠出			31,639.8	30,970.3	31,610.7
2. 被保険者からの拠出	212,495.6	202,480.0	150,030.1	139,800.5	131,420.1
・うち被用者			131,890.7	124,768.1	119,097.6
・うち自営業者			9,030.4	8,696.0	7,711.5
・うち年金生活者			9,109.0	6,336.4	4,611.0
・うちその他の人					
II. 税	95,097.2	73,947.0	129,009.5	125,169.9	119,928.6
1. 目的税	5,511.0	5,726.6			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	89,586.2	68,220.4	129,009.5	125,169.9	119,928.6
・中央政府			117,636.8	114,216.5	109,805.4
・その他地方政府			11,372.7	10,953.4	10,123.2
III. 他の収入	148,741.0	141,094.7	17,353.9	14,906.7	12,426.9
・資産収入	148,741.0	141,094.7	13,096.3	11,840.0	11,077.9
・その他			4,257.6	3,066.7	1,349.0
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			

**アメリカ**

「老齢・障害・遺族」に関する脚注：

事業主拠出には次の制度がある。

老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金保険

被保険者からの拠出には次の制度がある。

老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険  
目的税には次の制度からの収入が含まれる。

老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、障害年金保険

一般歳入は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、  
退役軍人年金および補償、障害年金保険。

「他の収入および資産収入」については、次の制度からの収入を含む。

老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険

表4(つづき) ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
B. 労働災害	56,915.0	60,296.0	21,858.0	22,311.6	21,290.2
I. 社会保険料	55,834.0	59,150.0	19,803.3	20,359.8	19,316.7
1. 事業主拠出	55,834.0	59,150.0	17,280.5	17,726.7	16,831.7
・実際の社会保険料拠出			17,280.5	17,726.7	16,831.7
・うち民間事業主			15,382.6	15,828.8	15,011.2
・うち政府事業主			1,897.9	1,897.9	1,820.5
・インピューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出			2,522.8	2,633.1	2,485.0
・うち被用者					
・うち自営業者			2,522.8	2,633.1	2,485.0
II. 税	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
・中央政府			666.6	656.9	660.0
・その他地方政府			181.5	140.4	139.6
III. 他の収入			1,206.6	1,154.4	1,173.9
・資産収入			1,047.0	1,069.6	1,099.1
・その他			159.6	84.8	74.7
IV. 積立金からの繰り入れ					

## アメリカ

「労働災害」の収入：労働災害補償保険の事業主拠出である。

表4(つづき) ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
C. 保健医療	274,364.0	259,041.6	267,798.6	261,609.5	251,933.2
I. 社会保険料	118,299.0	109,776.4	262,434.9	256,525.4	246,765.1
1. 事業主拠出	46,263.0	43,686.3	144,947.5	143,951.7	136,220.4
・実際の社会保険料拠出			78,451.2	75,010.7	73,890.5
・うち民間事業主			69,242.2	66,219.6	64,866.1
・うち政府事業主			9,208.9	8,791.2	9,024.4
・インピューテッド拠出			66,496.3	68,940.9	62,329.9
2. 被保険者からの拠出	72,036.0	66,090.1	117,487.4	112,573.7	110,544.7
・うち被用者			80,228.2	76,561.2	75,385.7
・うち自営業者			1,410.0	1,410.0	1,410.0
・うち年金生活者			35,849.2	34,602.5	33,749.0
・うちその他の人					
II. 税	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
・中央政府			2,045.8	2,050.3	1,988.2
・その他地方政府			90.8	88.1	83.4
III. 他の収入	13,165.0	13,127.7	3,227.1	2,945.7	3,096.6
・資産収入	12,806.0	12,709.0	1,086.0	1,521.7	1,666.3
・その他	359.0	418.7	2,141.1	1,424.0	1,430.3
IV. 積立金からの繰り入れ					

**アメリカ**

「保健医療」の収入：事業主拠出はメディケイドから、被保険者拠出はメディケア、補足的医療保険。

「一般歳入」はメディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人医療保険が含まれる。

「資産収入」はメディケア、補足的医療保険からの収入を含む。

「その他」はメディケア、補足的医療保険のその他の収入を合わせている。

表4(つづき) ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
D. 失業	32,818.0	33,815.3	137,986.5	129,730.9	125,778.9
I. 社会保険料	684.0	793.1	87,788.1	87,865.4	85,980.7
1. 事業主拠出	684.0	793.1	45,464.6	45,673.4	45,081.0
・実際の社会保険料拠出			45,464.6	45,673.4	45,081.0
・うち民間事業主			40,107.7	40,325.8	39,709.0
・うち政府事業主			5,356.8	5,347.6	5,372.0
・インピューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出			42,323.6	42,192.1	40,899.7
・うち被用者			41,793.6	41,842.1	40,539.7
・うち自営業者					
・うち年金生活者					
・うちその他の人			530.0	350.0	360.0
II. 税	29,427.0	30,500.2	48,319.3	40,238.0	39,080.1
1. 目的税	28,854.0	27,944.6			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	573.0	2,555.6	48,319.3	40,238.0	39,080.1
・中央政府			47,475.3	39,344.6	38,161.6
・その他地方政府			844.0	893.4	918.6
III. 他の収入	2,707.0	2,522.0	1,879.0	1,627.5	718.1
・資産収入	2,707.0	2,522.0	87.2	118.7	133.4
・その他			1,791.8	1,508.7	584.7
IV. 積立金からの繰り入れ					

## アメリカ

「失業」の収入：事業主拠出は失業保険と鉄道従業員失業保険の事業主拠出である。

目的税、一般歳入、資産収入は失業保険からの収入である。

表4(つづき) ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995 百万米ドル	1994 百万米ドル	1996 百万ドイツマルク	1995 百万ドイツマルク	1994 百万ドイツマルク
E. 家族			92,941.1	70,214.9	68,533.5
I. 社会保険料					
1. 事業主拠出					
・実際の社会保険料拠出					
・うち民間事業主					
・うち政府事業主					
・インピューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出					
・うち被用者					
・うち自営業者					
・うち年金生活者					
・うちその他の人					
II. 税			90,704.9	67,866.8	66,140.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入			90,704.9	67,866.8	66,140.6
・中央政府			28,572.3	30,887.6	29,953.1
・その他地方政府			62,132.7	36,979.2	36,187.5
III. 他の収入			2,236.2	2,348.1	2,392.9
・資産収入					
・その他			2,236.2	2,348.1	2,392.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
F. 住宅・生活保護その他	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
I. 税	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
・中央政府			4,616.0	4,489.0	4,357.0
・その他地方政府			55,142.8	56,121.7	54,188.9
総収入	1,287,845.6	1,215,863.2	1,056,423.3	997,050.2	956,528.7

## アメリカ

「住宅」「生活保護」制度の収入：一般歳入は公的扶助や住宅に係る収入である。

## スウェーデン

収入のデータは無し。

(かつまた・ゆきこ

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)

**編集委員長**

阿藤 誠 (国立社会保障・人口問題研究所長)

**編集委員**

イト・ペング (関西学院大学助教授)

埋橋 孝文 (日本女子大学教授)

岡 伸一 (東洋英和女学院大学教授)

尾形 裕也 (九州大学教授)

勝田 智明 (厚生労働省大臣官房国際課室長)

沙 銀華 (ニッセイ基礎研究所副主任研究員)

武川 正吾 (東京大学助教授)

土田 武史 (早稲田大学教授)

植村 尚史 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

須田 康幸 (国立社会保障・人口問題研究所総合企画部長)

小島 宏 (同研究所・国際関係部長)

府川 哲夫 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

松本 勝明 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

**編集幹事**

阿部 彩 (同研究所・国際関係部第2室長)

金子 能宏 (同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長)

白波瀬 佐和子 (同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長)

山本 克也 (同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員)

山田 篤裕 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

小林 信彦 (同研究所・客員研究員)

上枝 朱美 (同研究所・客員研究員)

## 海外社会保障研究 No. 138

平成14年3月25日発行

ISBN 4-900849-55-3

編集 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

Tel: 03-3595-2984

homepage: <http://www.ipss.go.jp>

製作 株式会社アーバン・コネクションズ

〒150-0011 東京都渋谷区東2丁目16番10号

東京日産渋谷ビル8階

Tel: 03-5467-4721 Fax: 03-5467-4722

e-mail: [books@infoasia.co.jp](mailto:books@infoasia.co.jp)

homepage: <http://www.infoasia.co.jp>

ISSN 1344-3062